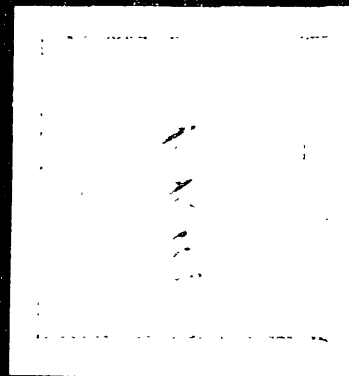


和書
函架
三二
六

内閣文庫			
函架	三二	六	和書
架	冊	號	類



第六編
釋太要覽
卷之六



6621

一、本書は最近に於ける樺太の事情を廣く紹介せんが爲に編纂したるものなり。

一、本書所載の事項は主として前暦年又は前會計年度のものに據りたり。

一、本書中大正十五年は昭和元年、大正十五年は昭和元年度とせり。

昭和元年度は昭和元年度とせり。

長官官房調査課

樺太要覽目次

第一章 總論

第一節 領有の沿革	一
第一款 松前氏及幕府の探險施設	一
第二款 露國の東侵と南樺太の恢復	二
第二節 經營施設	四
第一款 千島樺太交換以前	四
第一項 幕府時代	四
第二項 開拓使時代	六
第二款 軍政施設	八
第一項 軍政署時代	八
第二項 民政署時代	八
第三款 樺太廳の設置及官制改正	一〇
第二章 地誌	一七
第一節 位置及面積	一七

第一款 概説..... 六
 第二款 町村會..... 六
 第三款 町村吏員..... 七
 第四節 町村の財政..... 七

第五章 財政及金融

第一節 財政..... 七
 第一款 概説..... 七
 第二款 歳入..... 七
 第一項 租税..... 七
 第二項 租稅外收入..... 七
 第三款 歳出..... 七
 第一節 金融..... 八
 第二款 煙草專賣..... 八

第六章 教化

第一節 教育..... 八
 第一款 概説..... 八

第二款 初等教育

第三款 中等教育..... 八
 大泊中學校、豐原中學校、眞岡中學校、豐原高等女學校、
 大泊高等女學校、眞岡高等女學校、泊居高等女學校、私立學校..... 九

第四款 教員養成及其他教育施設..... 九
 第一項 教員養成機關..... 九
 小學校教員講習所、豐原高等女學校補習科、教員の指導教養..... 九
 第二項 其の他の教育施設..... 九
 第一節 博物館..... 九

第三節 社會事業..... 九
 軍事救護、罹災救護、行旅病人及死亡人救護、並取扱..... 九
 第四節 神社及宗教..... 九

第一款 神社..... 九
 第二款 宗教..... 九

第七章 兵事

海軍募兵、在郷軍人..... 一〇

第八章 殖民及農業

第一節 土地..... 一〇
 第二節 移民..... 一〇

第一款 交換前の殖民概況……………二五

第二款 露領時代の本島殖民概況……………二六

第三款 領有後に於ける殖民概況……………二七

第三節 農業……………二七

第一款 概説……………二七

第二款 現状及施設……………二八

第四節 畜産……………二九

畜牛、馬匹、養豚、養鶏、綿羊、養狐、牛酪……………二九

第九章 鑛業……………二九

第一節 概説……………二九

第一款 鑛業制度……………三〇

第二款 鑛務行政の狀況……………三一

第二節 鑛物……………三一

第一款 石油……………三一

第二款 石炭……………三二

第三款 海綠石……………三三

第四款 柘榴石……………三四

第五款 金屬鑛物……………三五

第三節 鑛業……………三五

第一款 鑛業の現況……………三五

川上炭鑛、大平炭鑛、知取炭鑛、大平炭鑛、東白浦炭鑛、樺保炭鑛、天
内炭鑛、内幌炭鑛、内川炭鑛、烏舞澤石油試掘場……………三五

第二款 鑛業の將來……………三六

第十章 林業……………三六

第一節 概説……………三六

第二節 林政……………三七

第三節 造林……………三八

造林の沿革、從來實行成績概況……………三八

第四節 森林調査……………三九

第五節 森林の利用……………四〇

第六節 大學演習林……………四一

第七節 官行斫伐……………四二

第一款 概説……………四三

第一項 事業の開始……………四三

第二項 事業の計畫……………四四

第一項 事業の開始……………四三

第二項 事業の計畫……………四四

第三款 交通警察.....二六

第四款 營業警察.....二六

第三節 司法警察.....二六

第十五章 衛生

第一節 總 說.....二六

第二節 醫 院.....二六

第一款 公 醫.....二六

第二款 醫師、齒科醫師其他.....二六

第三款 救療機關.....二七

第四節 藥 品.....二七

第五節 海港檢疫.....二七

第六節 檢 嗽.....二七

第七節 飲料水及水.....二七

第一款 上 水.....二七

第二款 清涼飲料水.....二七

第三款 水

第八節 屠場及屠宰.....二七

第九節 飲食物及其他物品.....二七

第一款 牛 乳.....二七

第二款 生 肉.....二七

第三款 飲食物取扱又は製造所の取締.....二七

第四款 飲食用器具類.....二七

第十節 傳染病.....二七

第十一節 汚物掃除.....二七

第十六章 法 制

附、律本に施行せらるゝ法律

第十七章 司 法

第一節 沿 革.....二八

第二節 裁判所.....二八

第三節 供託事務.....二八

第四節 刑務所.....二八

第十八章 公共施設

第一節 水道 下水道、下水道

第二節 電気事業

第十九章 土人

第一節 總覽

第二節 種族及戸口

第三節 風俗習慣

第一款 概説

第二款 衣食住

第三款 社會及家族關係

第四款 經濟及法律關係

第五款 娛樂及祭禮

第四節 文化

第一款 教育

第二款 衛生

第五節 産業

第六節 救恤

挿入寫真目次

樺太廳

國境標

豊原市街の一部

大泊市街の一部

眞岡市街

鐵道事務所

大泊港埠頭

豊原郵便局

樺太廳豊原中學校

樺太神社

殖民地と收穫

白樺林中放牧

養狐場

大平炭礦

白樺林

練大漁

卷首

七頁ノ前

一〇頁ノ次

二頁ノ次

四頁ノ次

四頁ノ次

四頁ノ次

四頁ノ次

四頁ノ次

二八頁ノ次

三三頁ノ次

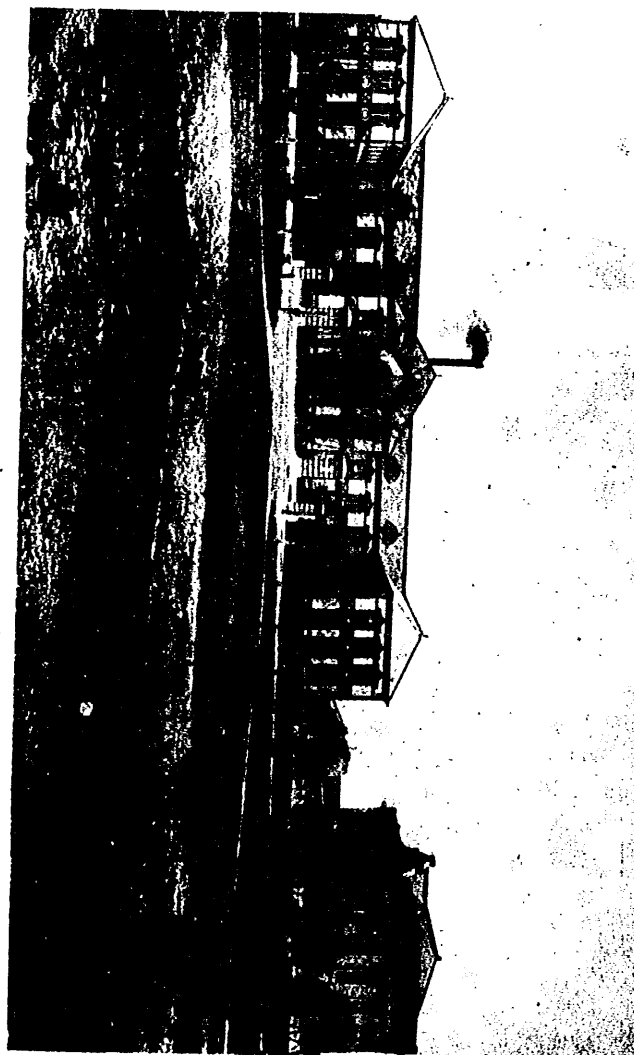
四四頁ノ次

四四頁ノ次

四四頁ノ次

四四頁ノ次

四四頁ノ次



樺太の海軍工廠

目次
 海約島(猛獣及ロツペン島の群集)
 知取バルブ工場
 豊原醫院
 樺太地方裁判所
 土人と馴鹿の群

二四
 三〇頁ノ次
 三〇頁ノ次
 三六頁ノ次
 三六頁ノ次
 三八頁ノ次

樺太要覽

第一章 總論

第一節 領有の沿革

第一款 松前氏及幕府の探險施設

樺太古代の状態に關しては文献の徵すべきものなしと雖も、自然の地理的關係と近世に於ける史實とに依りて之を稽ふるに、樺太の先住者は北海道より移住して南部に居を構へるアイヌ族と、山丹地方より渡り北部に繁殖せるニクプン(ヘギリヤーク)、オロツコ(オロチヨン)等の祖先なることは想像するに難からず。然れども彼等は單に移住したりと云ふに止まり、唯水草を逐ふて遊牧を事としたるに過ぎず。其の統治權の歸屬に關しては史乘明確を缺くと雖も、之を邦領として認むるに至りたるは文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探險施設に始まる。

松前氏は寛永以後屢次家臣を派遣して樺太を視察探險せしめたるが、土人の漁業に従事する者尠からざ

るのみならず奥羽地方より渡來して漁撈を業とする者漸を逐ひ増加せるを以て、寛政二年にはシラメシ、(白主)、クシニコタン(大泊橋溪)等に勤番所を設け、藩吏を派して之が保護取締に任せしめたり。然れども當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勤番の藩吏と雖も僅に漁期中のみ在勤するに過ぎざりき。然るに北限に於ける露國との交渉倍々頻繁を加へ事態漸く多事ならんとするを以て、幕府に於ては天明五年以降松本秀持其の他を相踵で特派して蝦夷各地を調査探險せしめ、其の進言獻策に依り之が經營の實を擧げ斯くて管轄統治の端を啓けり。

第二款 露國の東侵と南樺太の恢復

露國の東方經略は素と其の祖宗の遺謀歴代の國是に基くものにして、其の西比利亞より貝加爾以東に進出し、更に清國と尼布楚條約を結びてスタノボイ山脈以西の地を得たるは實に西曆一六八九年(元祿二年)なり。越えて一八四七年(弘化四年)海軍中將ムラヴィヨフを東部西比利亞總督に任じて今の黒龍縣及沿海縣を略し一八五八年(安政五年)愛理條約を締結して黒龍江以北を併せ、一八六〇年(萬延元年)北京條約を締結したるの故を以て烏蘇里江東の地を獲たり。

斯くて東方活躍の基礎定まるや更にベーリング海峡を涉りて北米大陸のアラスカ地方に其の驥足を伸すと共に、一方千島に南下して我が北門を窺ふに至れり。北方の危愆斯の如く急なるに而かも松前藩の北方經營は唯だ名あるのみにして其の實之に伴はず。勘察加を根據とせるコサツクは千島列島竝に樺太との

間を往來して其の動靜を窺ひ、黒龍江口を地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下せり。

露國は斯くして其の勢力の伸張に努むると共に、一方一七九二年(寛政四年)ラツクスマンをして我が漂流民を伴はしめて我が國に派し交易を請ふも成らず、一八〇四年(文化元年)レザノフ再び修交を求めて來りしが是亦幕府の拒む所となれり。然るに露國は一八五三年(嘉永六年)三度水師提督プウチャチンを派して一は和親通商を求め、一は樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしむ。

我が交渉委員は大目付筒井肥後守政憲及勘定奉行川路左門尉聖謨にして、プウチャチンは千島の擧提以北及亞歷灣沿岸の一部を除くの外樺太の全土を露領なりと云ひ、我が委員は北緯五十度線境界を主張して譲らず、爲に交渉遅々として渉らず在昔三年に亘り、遂に所謂下田條約に依り千島の擧提以南を邦領として得撫以北を露領と認めたるが、樺太の境界に就ては決定するに至らず唯從來の儘として終結せり。亞で一八五九年(安政六年)東部西比利亞總督ムラヴィヨフは愛理條約の例を試みんとして渡來し、極めて強硬なる態度を以て樺太全島を露領なりと主張せるが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等之を峻拒したる爲め遂に其の目的を達する能はずして空しく歸れり。越えて一八六一年(文久元年)我國は修好の爲め國使として外國奉行竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲各國に派遣し、露國に對しては特に樺太の境界劃定を提議せしめたり。

此の交渉に際し露國は初め樺太露有を唱へ後北緯四十八度線を主張し、我が委員は北緯五十度線を固持して相譲らず、依つて翌年を期して兩國の使節を樺太に會せしめ、實地に山河の形勢を視察し之に従つて



協定せんことを約せしも、當時幕末の紛擾其の極に達し外事を顧みるの暇なく、遂に之が履行を見ること能はずして止みたり。

幕府は一八六六年(慶應二年)再び小出大和守及石川駿河守を露都に派し、曩に提議せる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたるも議合はず、従前の通り漫然日露兩國の所屬として之が假條約を締結し、一八七二年(明治五年)露國代理公使ピョットフの來りて樺太に關し協定を試むる所ありしも、曩に提議せる所ありしも、外務卿副島種臣は樺太の買収を提唱し力説大に努めたりしが、偶々開拓使次官黒田清隆の樺太抛棄の建

白政府の容るゝ所となり、一八七四年(明治七年)駐露公使榎本武揚は政府の命を受け之が交渉に任じ、一八七五年(明治八年)遂に千島樺太交換條約を締結するに至れり。

露國の東方經略は既述の如しと雖も、其の勢力は日清戰役の後更に滿洲を南下して朝鮮を脅かせる結果日露兩國は遂に干戈相見ゆるに至り、一九〇五年(明治三十八年)十月ポーツマス條約に依り樺太南半は永遠に我が領有に歸したることは尙ほ人の耳目に新たなる所なれば茲に詳記せず。

第二節 經營施設

第一款 千島樺太交換以前

第一項 幌府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當りクシユンコタン(太泊橋)、シラヌシ(白主)等に勤番所を設け、夏期

間のみ藩吏を派して保護取締に任じたるが、露國の東侵により北邊の情勢漸く多事ならんとし、松平定信等は北境の保全開拓の閑却すべからざるを高唱す。依つて幕府は天明五年勅定奉行松本秀持等を派遣して蝦夷各地を視察せしめたりと雖も何等積極的施設を見ず、一方露國は倍々暴威を逞ふし北方の形勢愈々急なり。書院番頭松平信濃守忠明は屢次北邊の事態の急にすべからざるを上書して當路を激勵せるが、寛政九年に至り先づ之を實地に監察せしめ其の復命を得て施設することに幕議決し、翌寛政十年目付渡邊胤、使番大河内政善、勅定吟味役三橋成方を監察役として簡派し、其の復命を復ち同年末松平忠明を抜擢して蝦夷地行政を統督せしめ之に勅定奉行石川忠房、目付羽太庄左衛門正養及大河内政善、三橋成方を配する外、幕府に蝦夷地掛を置きて老中戸田采女正氏教、若年寄立花出雲守種周等之を監し、東蝦夷地を七箇年を限り土地せしめて幕府直接之が經營に當れり。

寛政十一年蝦夷地統治の大本を確立し、戸田氏教の蝦夷地掛を解きて老中連帶之に任ずることとなり、蝦夷地經營漸く其の緒に就きたるを以て享和二年蝦夷地を永久土地せしめ、箱館に蝦夷地奉行を置き新に納戸頭戸川筑前守安倫、羽太安藝守正養を奉行に任じて松平忠明以下の職を解き、後蝦夷地奉行を箱館奉行と改め蝦夷地統轄の陣容漸く整ひたりと雖も尙大勢は之を以て止むべくもあらず、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地(樺太)をも土地せしめ茲に蝦夷地全部を幕府の直轄とし、翌文化五年松田傳十郎及間宮林藏に命じて樺太を調査見分せしむると共に奥羽の大藩をして之が守備に任せしむ。即ち文化五年には會津藩之に當り翌文化六年より津輕藩之に代る。

然るに之より先歐洲に於ける國際紛争の爲め極東の事態稍小康を保ちたるを以て、文政四年幕府は其の施設する所を守り邊界の警備を嚴にすべきことを命じて、松前氏を蝦夷地に封じ再度其の所領に復せしめたり。

茲に於て松前藩は樺太に毎年藩吏を派して主人の戸口を調査し、海岸を測量して里程を明かにし、漁業を獎勵する等鋭意經營に努めたり。然れども内外の形勢は斯る消極的施設の永續を許さず、偶々神奈川條約の結果其の必要を迫られ、安政元年幕府は箱館及其の附近の地を收めて箱館奉行を置き、勘定吟味役竹内清太郎保徳及堀織部正利照を奉行に任じたが、滔々たる中外の大勢は幕府を刺戟し、遂に翌安政二年松前氏に令して再び蝦夷地一帯を上納せしめ之を幕府直轄とせり。

樺太は箱館奉行の管轄に屬しクシユンコタン(大泊橋溪)に調役を、シラヌシ(白土)、西トシナイ(真岡)其の他の要地に調役下役、同心等を配置し、萬延元年以後は組頭駐在して行政を擔當し、警備は始め秋田藩之に任じたりしが後仙臺、會津、庄内及秋田の四藩をして二番宛隔年交代之に當らしめたり。歴代の奉行は屢次渡航し島内の實狀を視察して土人を撫育指導し、道路を修築し航路を開きて交通運輸に便し、漁業を獎勵する等經營大に努めたるも、時恰も幕末に際し内憂外患頻發して幕府の威信殆ど地に委し治績の見るべきものなかりき。

第二項 開拓使時代

明治元年四月箱館に裁判所を置き待從清水谷公考を總督に任じて箱館奉行に代らしめたるが、爾四月之

を廢して箱館府とし清水谷公考を府知事に任じ、翌明治二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、亞で七月箱館に開拓使を置き鍋島直正を長官に任じ蝦夷地一般の行政を統督せしむ。

樺太には明治元年八月裁判所岡本監輔命を擧げて橋本に駐し、此の地に公廳所を置き地方に出張所を設けて樺太の行政事務を統轄す。

明治三年二月開拓使を北海道開拓使(明治二年八月蝦夷)と改稱す。樺太開拓使に分離獨立せしめ、五月兵部大丞黒田清隆北海道開拓使次官に任じ兼て樺太開拓使の事務を擔當す。

是より先岡本監輔は諸般の施設を改善し鋭意土人の撫育産業の開發に努め、治績稍見るべきものありたるが偶々樺太南部に根據を築くべく機會を窺へる露國は我が維新の紛擾を聞知して機乘すべしと爲し、明治二年六月露兵は突如函泊(大泊橋溪)に強行上陸し、我が勸告を肯せず暴逆を振舞ひて卒も憚る所なかりしを以て岡本監輔は倉皇上京して北方の急を政府に報じ保境の緊要を力説大に努めたり。

然るに開拓使に新任せる黒田清隆は先づ北海道の開拓を遂行し、而して後樺太に及ぶべしと爲し樺太の積極的施設を肯せず、岡本監輔等聯合はざるを以て明治三年閏十月遂に其の職を辭し、權判官長谷部辰連岡本監輔の後を襲ひ、監事堀基之を扶く。

明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月クシユンコタン(大泊橋溪)の公廳所を廢して樺太支廳を置き出張所を増設し、明治六年八月には黒田次官開拓使長官に任じたるが施設の見るべきものなく、我が勢力は愈々萎微し露國の勢力を倍々増長せしめたるのみならず黒田開

拓使長官の樺太拋棄建議となり、外務卿副島種臣の樺太買收論も政府の容るゝ所とならず、明治八年五月樺太島は遂に千島列島と交換せらるゝに至れり。

第二款 軍政施設

第一項 軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持する爲め臨時的軍政を施行せり。即ち軍政署をコルサコフ(大泊)に設け軍政署に軍政長官及軍政委員を置き軍政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍參謀其の他の職員を以て之に充て軍政事務を擔當す。占領地域は數箇の假軍政區管に分ち假軍政區管に軍政區署を置き、軍政委員長及軍政委員を配置し軍政の執行に任す。

軍政長官は立法、司法、行政の權を行ひ、軍政委員は軍人を以て之に充て、特異の組織を以て百級の事項を裁斷し占領地の安寧秩序保持に努めたり。

軍政區署は最初コルサコフ(大泊)に置き、占領地域の擴大するに従ひ逐次増設してウラジミロフカ(豊原)ガルキノウラスコエ(落合)、マウカ(眞岡)の四箇所に及びたるが、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎざりき。

第二項 民政署時代

民政署は樺太占領草創時に於ける軍政署の後を承け、明治三十八年八月二十八日軍令第一號に依り樺太民政署をアレキサンドルフスク(同年九月コルサコフに移轉)に支署をコルサコフに置き、軍令第二號を以てコルサコフ、ボロフントマリ(大泊)、ベルワヤバジ(一ノ澤)及其の附近に民政署を布きたるに始まる。民政署は明治三十八年勅令第五百十六號、占領地民政署ノ職員ニ關スル件に依り組織せられ、民政長官、事務官其の他の職員を置く。

樺太軍司令官(後樺太守備隊司令官以下同じ)は軍令を發して各種の規則を制定し、民政署司法委員條例を定めて民事刑事事件を審判せしむる外一般民政を統轄して立法、司法及行政の權を行ひ、民政長官は軍司令官に屬し民政事務を統轄し、支署長は事務官を以て之に充て民政事務の執行に任じ、茲に組織的機關の樹立を見新版圖の秩序漸く其の緒に就きたり。

民政署統治は其の期間長からずと雖も百事草創の時に際し、其の施設頗る多端にして後に於ける樺太廳統治の基礎を爲せるものと云ふべし。今民政署、民政支署及支署出張所を示せば左の如し。

民政署	民政署支署	支署出張所	設置年月日
コルサコフ(大泊)支署		ルウタカ(留多加)出張所 ボロフントマリ出張所	明治三十八年八月二十八日 明治三十八年九月十四日



ウラジミロフカ(豊原)支署	ガジキノウラスコエ(落合)出張所	明治三十八年九月十四日
マウカ(真岡)支署	ナイヨロ(内路)出張所	明治三十九年七月二十五日
	クスンナイ(久春内)出張所	明治三十八年十月二十五日
		不詳

第三款 樺太廳の設置及官制改正

斯くて新領土の庶政其の緒に就きたるを以て明治四十年三月勅令第三十三號樺太廳官制の公布あり、同年三月三十一日限り軍政を廢し、四月一日より豊原に樺太廳を設置せらる。即ち樺太廳長官は一般行政事務を管理し、司法事務に關しては新に裁判所を設け、之を掌理することゝなれり。

長官は拓務大臣(自明治四十年四月至明治四十三年六月は内務大臣) (自明治四十三年七月至大正二年五月は總理大臣) の指揮監督を受け法律命令を執行し部内の行政事務を管理す。

初め廳に長官官房、第一部及第二部を置き、第二部は拓殖、土木、鑛業、森林、農業及牧畜に關する事務を掌り第一部は以上を除きたる以外の助長行政事務並に警察及衛生事務をも管掌せり。其の後樺太廳官制改正の主なる沿革を擧ぐれば左の如し。

一、明治四十二年五月 第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設く。

一、大正二年十二月 第一部、第二部、第三部、を内務部、拓殖部、警察部に改む。

一、大正三年十一月 拓殖部を廢し拓殖部の事務は内務部に移る。

一、大正七年六月 拓殖部設置、支廳より警察及衛生に關する事務を分離し警察署及警察分署を置く。

一、大正十一年十月 支廳出張所廢止。

一、大正十三年十二月 拓殖部を廢し、支廳出張所を置き、拓殖部の事務は内務部に移る。

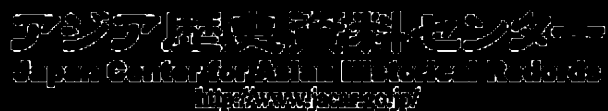
一、昭和二年六月 農林部を設置し、警察分署を廢止す。

樺太廳管内須要の地に支廳を置き管内行政事務を掌理せしむ。當初支廳長は警察權を有し警察及衛生事務の執行に任じたるが、大正七年六月警察署及警察分署を設置し専ら其の執行に當ることゝなれり。

尙支廳管内樞要の地に支廳出張所を置き支廳の事務を分掌せしむ。支廳出張所は大正十一年十月一度廢止せられたるが大正十三年十二月復活せり。

現在の支廳出張所を擧ぐれば左の如し。

支廳	支廳出張所	設置年月	備考
豊原支廳		明治四十年四月	
大泊支廳		明治四十年四月	



總論

本支店	留多加出張所	大正十三年十二月	大正十一年十月留多加支店設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり
眞岡支店		大正十一年十月	
泊居支店		明治四十年四月	始め名好に在りて名好支店と云ひしが大正二年六月久春内に移し久春内支店に改め更に大正七年六月泊居支店と改稱せり
元泊支店	鶴城出張所	大正十三年十二月	
敷香支店		大正十一年十月	大正十一年十月鶴城支店設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり
		明治四十二年十二月	

樺太廳官制

第一條 樺太三權太廳ヲ置ク

長官

部官

事務官

視學官

社會教育官

支廳長

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

警視

技師 專任 六人 判任

屬 專任 百三十人 判任

視學 專任 九人 判任

警部 專任 十五人 判任

技手 專任 十四人 判任

通譯 專任 一人 判任

警部補 專任 二十四人 判任

第二條 長官ハ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承テ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便、電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ逡信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ク

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第七條 長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ

第八條 長官ハ所部ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルト

第二條 樺太廳三左ノ職員ヲ置ク

長官 三人 勅任

部官 六人 奏任

事務官 一人 奏任

視學官 一人 奏任

社會教育官 一人 奏任

支廳長 七人 奏任

警視 三人 奏任

第九條 長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス

第十條 長官ハ其ノ職務ニ屬スル事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十一條 樺太廳ニ長官官房及左ノ三部ヲ置ク

内務部
農林部
警察部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ム

第十二條 樺太廳管内須要ノ地ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ拓務大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條 警察部長ハ事務ノ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十五條 一 視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ヲ掌ル

第十六條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第十八條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第二十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十二條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ従事ス

第二十三條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十四條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十五條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス

第二十六條 (開) (除)

第二十七條 (開) (除)



第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生上ノ事務ニ從事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス
第二十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

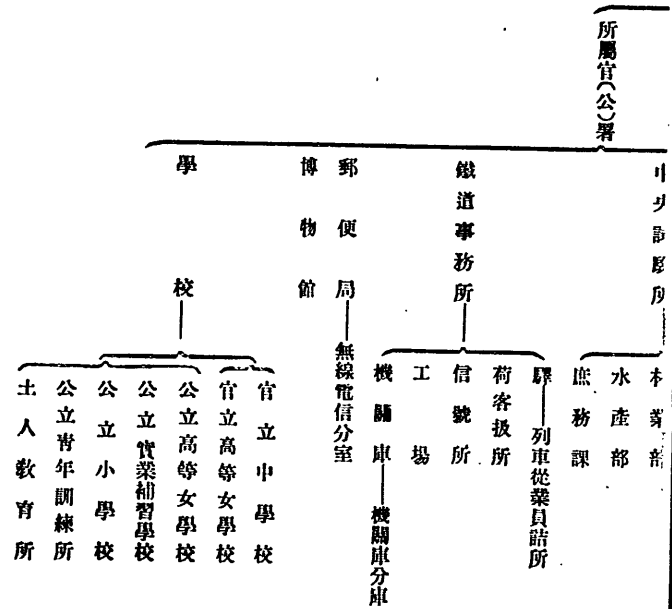
第三十條 支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク。其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

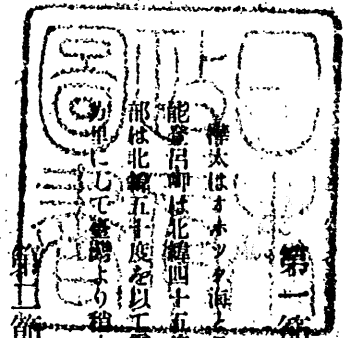
警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三十三條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス
巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル



第二章 地誌

第一節 位置及面積



樺太はオホツカ海と日本海との間に介在して南北に延び、西は開宮海峡を隔て、沿海州に對し、南端西能登半島は北緯四十五度五十四分に位し、缺間約二十三哩の宗谷海峡を隔て、北海道宗谷岬と相呼應す、北部は北緯五十度を以て露領樺太と境し、延長百十六里餘、幅員八里乃至四十里、其の面積約二千三百三十九

第二節 地勢

樺太は地勢及地質に由り之を東部山地帯、中央凹地帯及西部山地帯の三地帯に區別するを得べし。
西部山地帯 西部山地帯の脊骨を成せる山嶽は所謂西樺太山脈にして、概ね南北に延び、平頂を有し、幾條の深谷を以て南北に連続す。本山脈は五十度以南に在りては四十九度半附近に於て屹然最高峯、(敷香嶽)を爲し、海拔約四千餘尺に達す。四十八度以南に至るや漸く下り、最狭部たる真縫、久春内附近に於て最も低しと雖も再び上りて野田來嶽、留多加嶽等の高峯を爲せり。本山脈の東西兩側には丘陵性の臺地崎嶇と

火成岩

第四紀、砂、礫、粘土、泥灰、玄武岩、安山岩、流紋岩等

深成岩、花崗岩、閃綠岩、橄欖岩等

斑岩、安山岩、玄武岩、流紋岩及アルカリ岩等

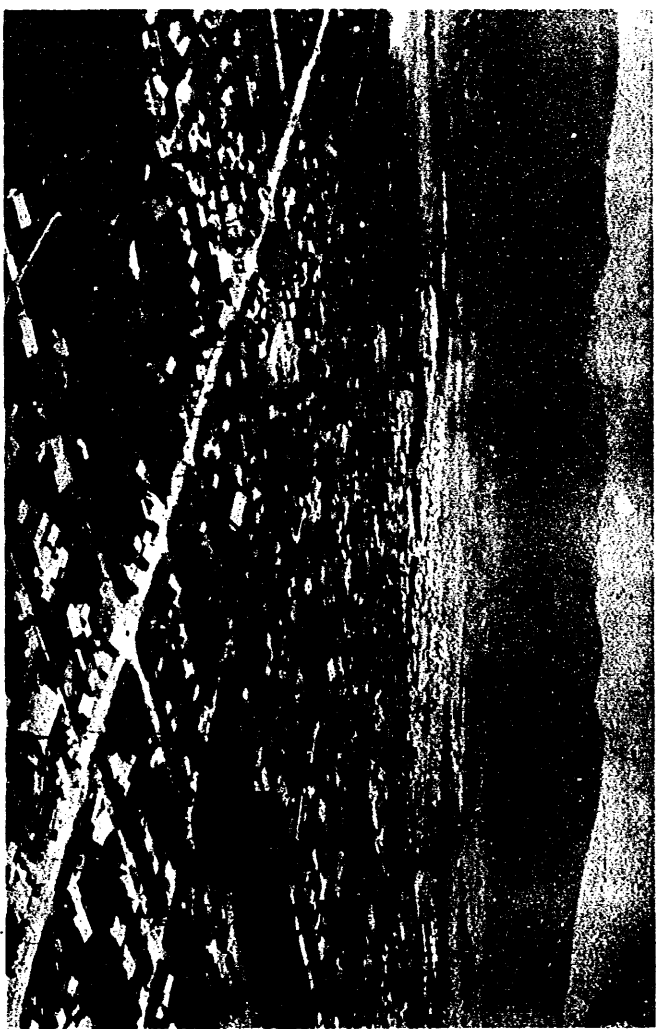
以上は時代順に列挙せる岩類の代表的もののみなり。

東部山地帯 東部山地帯を構成する岩石は主として結晶片岩類及古生界の岩石にして、東北山脈は主として結晶片岩類と古生界の岩石より成り、鈴谷山脈は殆んど全く結晶片岩類より成り、南部山地は古生界の岩石及花崗岩其の大部分を成し北端に中生界白堊紀の砂岩及頁岩あり。

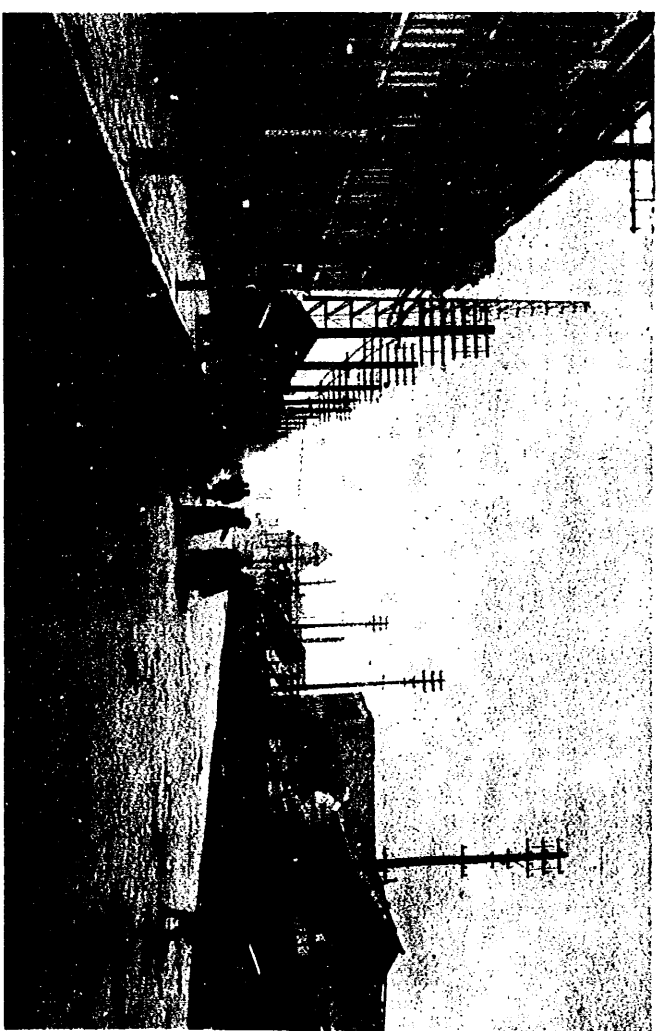
西部山地帯 西部山地帯を構成せる岩類は白堊紀及其以後の岩石なり。西部山地帯の脊梁を爲す山脈を構成せる岩石は白堊紀に屬し南北に長く連亘す。是より西方は漸次高さを減じ臺地的地形となり、此の臺地を構成するものは第三紀岩石にして廣大なる石灰層及石油層も亦本層中に胚胎せらる。而して此の臺地帯には處々に火山岩の迸出せるありて休火山を作り地形の單調を破れり。

中央凹地帯 中央凹地帯を構成するものは主として第四紀層なり。北中央凹地帯には幌内河畔に點々存する安山岩の外堅硬なる岩石なく、厚層の泥炭、粘土及砂、礫等より成る。南中央凹地帯は主として、粘土、砂及礫等より成り泥炭層甚だ薄し。

總括 一種特別なる本島の地形は前記岩石の分布と密接なる關係あるを知らべし。即ち堅硬なる結晶片



(一七) 結晶片岩



(通大) 都 一 ノ 町 原 登

岩類、古生界及白堊紀の岩石が長く南北に連亘し、永年の削磨作用に耐へて高處を作れる結果地形は主として此等堅硬なる岩石の分布に左右されて作られ、今日見るが如く南北に延亘せる地形を成せるものにして同時に主要河川も亦此等山脈及岩石に左右されて殆んど全部南流或は北流す。

第四節 主要市街地 (戸口は昭和五年末現在)

一、豊原町 戸数 六二、二〇戸
人口 三三、〇〇七人

樺太廳の所在地にして本島第一の平原たる鈴谷平野の中央に位し、面積四十二方里規模輪奐壯大にして市區整然たり。政治、文化、交通の中心地にして鐵道本線は此の地を過ぎて東海岸築濱に至り、東西兩岸を連結すべき豊眞線の通ぜらるゝに及び島内交通の集積を占む。

露領時代ウラジミロフカと稱せし舊市街は町の北端に位し今尙露人式家屋(丸太造)を存し當時を偲ぶものあり。東郊の勝地旭ヶ岡には官幣大社樺太神社あり土地高潤眺望佳鈴谷平野を一眸に聚む。

各種の機關概ね此の地に置かれ樺太廳を初めとし豊原支廳、豊原警察署、鐵道事務所、豊原林務署、豊原醫院、豊原中學校、豊原高等女學校、豊原郵便局、私立藤川實踐女學校、樺太廳博物館、樺太地方裁判所、豊原區裁判所、札幌刑務所樺太支所、函館地方奉賣局樺太出張所、日本基督教會、日本メソヂスト教會、天主教會、縣社豊原神社、東西本願寺、豊原町役場、樺太慈惠院、豊原商工会議所、北海道拓殖銀

地誌

行豊原支店、王子製紙株式会社豊原工場、樺太電気株式会社其他新聞社、銀行、會社、工場等あり。道路四通發達、電信、電話、電燈、水道等文明の設備整へり。

二、大泊町

戸數 六、三二八戸
人口 三二、四九八

亞庭灣の北澳千歲灣の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す。樺太廳鐵道本線の起點にして内地連絡及島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物質の吞吐港にして貨客集散の中心を爲す。元コルサコフ(楠溪町)及ボロアントマリ(榮町)と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都たり。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此の地に置かるゝもの多かりしを以て、領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區劃され、北部楠溪町一帯は官署を中心として住宅地帯を爲し、南高地を隨て、榮町及本町一帯は商家櫛比して商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般勞働者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業、運送業、旅館等軒を列ぬ。大正九年築港事業を起し昭和二年度に於て完成し、之と内部の開發と相俟ちて倍々繁盛を加ふ。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊林務署、大泊醫院、大泊中學校、大泊高等女學校、觀測所、大泊郵便局、同無線電信分室、豊原區裁判所大泊出張所、函館稅關大泊支署、大泊町役場、大泊商工會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式会社大泊工場、東洋養蠶場、樺太製藥株式会社其他新聞社、銀行、會社、工場等多數あり。

亞庭灣の北漢千瀨灣の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す。樺太鐵道本線の起點にして内地連絡及島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物質の吞吐港にして貨客集散の中心を爲す。元コルサコフ(稱峯町)及ホロントマリ(峯町)と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都たり。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此の地に置かるゝもの多かりしを以て、領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區割され、北部稱峯町一帯は官署を中心として住宅地帯を爲し、南高地を隨て、峯町及本町一帯は商家櫛比して商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般労働者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業、運送業、旅館等軒を列ぬ。大正九年築港事業を起し昭和二年度に於て完成し、之と内部の開発と相俟ちて倍々繁盛を加ふ。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊林務署、大泊醫院、大泊中學校、大泊高等女學校、觀測所、大泊郵便局、同無線電信分室、豐原區裁判所大泊出張所、國稅關大泊支署、大泊町役場、大泊商工會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式會社大泊工場、東洋養蠶場、樺太製藥株式會社其他新聞社、銀行、會社、工場等多數あり。



大 泊 市 街 一 部

裏面白紙

三、落合町 戸數 三、〇三五戸
人口 一五、一三〇人

東海岸築港の稍南に位し本線沿線の要地にして、樺太鐵道株式會社の經營に係る鐵道は此の地點より起り東海岸を長驅して南新間に至る。元ガルクノウラスコエと稱し十數戸の一寒村に過ぎざりしが大正六年製紙工場の設置せられてより急激なる發展を爲し期年ならずして市街地を形成せり。加之附近に肥沃なる農耕適地と奥地に豊富なる炭田を擁するを以て、之が開發と相俟つて將來益々發展すべし。落合町役場、富士製紙株式會社落合工場、樺太鐵道株式會社其の他新聞社、會社、工場等あり。

四、知取町 戸數 三、九一八戸
人口 一八、九一五人

東海岸の要地にして大正十三年富士製紙工場の設置以來急激なる發展を遂げ、大正十五年村名東知取村を知取町と改稱するに至れり。昭和二年十一月落合、知取間鐵道開通するや沿線の商工業の發達著しく一層町勢の發展を見るに至れり。尙、此の地より敷香に至る鐵道は昭和四年四月既に工事に着手し昭和五年十一月には南新間開通するに至れり。知取警察署、知野取便局、知取町役場、公立小學校、富士製紙株式會社知取工場、登帆炭礦株式會社事務所其の他新聞社、會社、工場等あり。

五、本斗町 戸數 一、八七三戸
人口 九、三三八人

西海岸南部本島唯一の不凍港にして内樺連絡の要地を占め、鐵道西海岸線の起點なり。大正五年築港事業を起し十箇年繼續事業として遂行し、昭和元年度に竣工せり。

領有當時は僅に中敷戸の一寒村に過ぎざりしが、近海魚族の饒多なると林産物、礦産物の豊富なる爲め急激に膨脹發展せり。

海岸は暖流を以て洗はれ海水凍結せずして、氣候溫和風光亦佳にして、近海漁業盛んに行はれ、附近に林産、礦産豊富なるも開拓未だ完からず。之が開發と相俟つて其の發展は今後に囑せらる。本斗支廳の外本斗警察署、本斗林務署、本斗郵便局、本斗町役場、北海道拓殖銀行本斗支店、本斗海陸運輸株式會社其の他新聞社、會社等あり。

六、真岡町 戸數 三、一五七戸 人口 一五、三三六

元マウカと稱し西海岸の要地を占むる開港場にして、本斗に發せる西海岸線は此の地を経て北方泊居に至り、豊原との間に豊真街道を通ずるの外昭和三年九月豊真線開通に依り豊原を経て大泊及東海岸方面との鐵道連絡の便開け、益々商工業の活潑を來し西海岸に於ける交通經濟の中心となり會社工場等多し。大正十年築港事業を起し昭和二年竣工せり。真岡支廳の外真岡警察署、真岡林務署、真岡醫院、觀測所支所、真岡郵便局、中央試験所宇遠泊農事試験支所、真岡區裁判所、札幌刑務所真岡支所、論館税關真岡支所、真岡町役場、真岡中學校、真岡商女學校、真岡商工會議所、北海道拓殖銀行真岡支店、樺太銀行真岡支店、樺太工業株式會社真岡工場、其の他新聞社、會社、工場等あり。

七、泊居町 戸數 一、五八三戸 人口 一〇、八七六

西海岸の要地にして泊居支廳の所在地なり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村なりしが近海漁業の發達



真 岡 支 廳

と附近炭鑛の探掘、工業會社の設立等により漸次發展の途上にありしが、大正七年支廳の久春内より此の地に移轉してより急激なる發展をなせり。然るに大正十一年十一月火災に罹り其の主要部分を烏有に歸し一時慘憺たる状況にありしが、住民の發奮と當局の機宜の措置とに依り災前に倍したる市街を建設し面目を改むるに至れり。野田より此の地を経て久春内に至る野久鐵道は大正十四年工事に着手し、昭和五年には此地まで開通せるを以て今後地方の開發と共に益々發展するに至るべし。泊居支廳の外泊居警察署、泊居林務署、泊居郵便局、真岡區裁判所泊居出張所、泊居町役場、公立高等女學校、樺太工業株式會社泊居工場、樺太汽船株式會社、北海道拓殖銀行泊居支店其の他新聞社、會社、工場等あり。

八、惠須取町 戸數 三、八六一戸
人口 一八、〇三五人

西海岸北部の要地にして、大正十四年樺太工業株式會社の新工場開設以來急激なる發展を遂げ、物資の集散地にして、昭和三年一月村名惠須取村を惠須取町と改稱するに至れり。附近に豊富なる炭田と豊饒なる沃野を有し市況段賑を極む。

昭和四年五月火災に罹り其の大半を烏有に歸したるも住民の發奮と當局の機宜を得たる措置とに依り舊に倍する市況を呈するに至れり。惠須取林務署、惠須取警察署、惠須取郵便局、樺太工業株式會社惠須取工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

第五節 氣 象

地 誌

第一款 氣象觀測事業の沿革

邦領前樺太に於て繼續して、稍々秩序的に氣象觀測の行はれしは一八八一年(明治十四年)以降にして一八九三年西能登呂岬に、一八九六年真岡に、一八九八年内路、敷香、東白浦、落合、留多加等に觀測所を配置せり。

越えて明治三十八年南樺太邦領に歸するや、臨時觀測所官制の發布に基き同年十月コルサコフ(大泊)に第十臨時觀測所を設置したり。之本所の始めにして本島氣象觀測の一紀元を劃するに至れり。當初中央氣象臺の所屬なりしが、明治四十年四月樺太廳の開廳と共に同廳所屬となり、觀測を繼承し今日に及びり。樺太廳觀測所名稱及位置

名稱	地名	東經	北緯	創立年月
樺太廳觀測所	大泊	一四二、四六 ^半	四六、三九 ^半	明治三十八年十月
敷香支所	敷香	一四三、〇七	四九、一四	同 四十年九月
真岡支所	真岡	一四二、〇三	四七、〇三	同 四十年十一月
落合支所	落合	一四二、四七	四七、二〇	同 四十年十一月
本斗支所	本斗	一四一、五三	四六、四〇	大正九年一月
安別支所	安別	一四二、〇九	五〇、〇〇	同 十一年十月

第二款 概説

説

本島は日本海とオホーツク海との間に介在し沿岸は寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈之を縦貫し、近く亞細亞大陸の影響を受くるものあり、氣象は地方によりて種々の狀況を呈せり。然れども之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はるゝを以て比較的溫暖に、北東海岸は寒流の影響を受け寒冷にして中部は山脈に圍まるゝを以て大陸的氣候を呈し寒暑の差甚し。而して世界同緯度の地に比して氣温の低きは、近海に暖流の勢なきを其の一因とするも主として亞細亞大陸の影響を受くるによる。近海暖寒兩流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬季氣温低下するに至りて止む。冬季は山脈を境とし西海岸は概ね陰曇にして東海岸は霽明なり。

第三款 氣温及風

氣温 年平均氣温は本斗の四度五より敷香の氷點下零度二の間に在り、最寒なるは一月最暖なるは八月にして温度の急昇するは融雪期其の劇降するは降雪初期なり。各地を通じ冬期は氣温の差甚だ大なれども夏季は小なり。内部地方は海岸地方に比すれば寒暖の度高し。西海岸は暖流の影響を受け同緯度の東海岸に比し各季節を通じて高温を示し、本斗、安別は大泊、敷香に比し一度餘の差あり。盛夏七、八月の候内部及北東部は南西の暖風に誘はれ往々三十度を越ゆることあり。



風 平均風向は各地皆風靡を有し一定せざるも、概括すれば四月乃至九月の六箇月は南風にして、其の他の六箇月は北風なり。其の北風より南風に變ずるは各地とも其の期を一にするも、南風より北風に轉ずるは各地多少の遅速あり。而して西海岸南部に於ては南北風共に東に偏すれども、内部は西に偏し、多來加灣北岸に於ては五月乃至七月の三箇月は東に偏し、其の他は西に偏す。是れ海陸風の發達著しき由るものなり。最多風向を視れば整然たる區別あるは數番にして、大泊に比すれば南風の期間稍々長し。之れ秋季に於て黒龍江下流に發現する低氣壓の往來頻繁なるに由るものにして、東海岸北部の比較的溫暖なる一因も亦之に由るものゝ如し。

第四款 濕度、降水及霜雪

濕度 平均濕度は夏季に高く春季に低し。各地を通じて月平均九十%に上ることあるも七十%に降ることなく、多來加灣沿海の如きは平均八十二%に上り、最乾なる月に於ても七十五%を降らす本邦中殊に多濕の地とす。然れども春秋兩季に於ては最も能く乾燥し日平均三十%以下に降ること珍しとせず、沿海地に於ても往々二十%内外に降ることあり。本島は既記の如く對比濕度甚だ高く概ね濕り勝なるも、絕對濕度は甚だ低きが故に殊に乾燥し易く、一日中の變化は其差二十%内外に上り、曇天又は雨天の場合は飽和状態にあるも曇るれば忽ちにして乾燥して四、五十%の變化を呈するが如きは敢て珍らしからず。

降水 降水量は一般に夏秋の候に多くして冬春の交に少く、月量多きも二百五十耗に止り少きも十耗に充たず。内部は沿海地に比し多きも尙年量九百耗を出でずして、本邦中最寡雨地の一として南滿州に次ぎ北見沿岸と略相等し。最大日量は其の五十耗を越ゆることは少からざるも、百耗を越ゆることは甚だ稀なり。

降雨日数は南部に於て秋冬の交に多く夏季に少きも北東部は之に反す。而して西海岸南部に於ては略々山陰地方に等しく一年の總日数は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。霜雪 結霜は九月中旬内部に始まり、十月初旬に至りて全島に普き、五月下旬に至りて終を告ぐ。然れども内部に於ては開々六月下旬に亘ることあり、其の中間日数は内部及北東部に於ては二百五十日内外にして西海岸南部は二百三十日内外なるも、内部に於ては往々二百七十日を越ゆることあり。雪は北部は早く概ね十月中下旬に現はるゝも、南部に於ては同月初旬餘谷連山に冠雪することあるも平地の初雪は概ね十月下旬なり。終雪は各地とも五月中下旬の交にあるも、大正二年には南部一體六月中に於て降雪を見たり、斯の如き晩雪は又稀有のことと屬す。而して各地とも十一月下旬乃至十二月初旬には既に根雪となり、通常南西部は四月上旬、内部及北東部は同月下旬に於て融雪を見る。

第五款 海霧及海水

海霧 本島沿岸に於ける海霧の發生は三月乃至十月に亘り、其の最盛期は六月乃至八月の三箇月なり。



地誌

四〇

其の他の期間に於ては甚だ霧にして且つ概ね濃霧なり。其の発生は暖寒兩海流の衝突に由るが故に、其の交流の最も著しき北知床岬、中知床岬及西能登呂岬附近は殊に多く、是等岬角を離るれば頓に減少するものゝ如し。海豹島及西能登呂岬に於ける夏季三箇月の海霧總日数は五、六十日に上り、濃霧日数のみを算するも四、五十日に及び、本邦に於て最も多霧なる根室及襟裳岬附近に比すれば約旬日少きも朝鮮西岸よりは稍多し。其の發生の時刻は各地とも大差なく、午前のものは約六割を占め午後のは約四割に充たす。連続時数に就て見れば往々斷續四、五十時間に亘ることあるも、總して十時間以上に及ぶものは總回数の二割に上らず多くは五時間以内にして止む。

海水 本島は冬季殊に低温にして海水温も亦氷點以下に降り沿海は概ね結氷し、春季に至りては流水を見る。唯真岡以南四、五十裡間は著しき結氷なきも、宗仁岬附近までは西能登呂岬を遡りたる氷塊の流着すること珍しからず。海水の凍結は主に河口附近に始まり、流出結合して寒威の増進するに従ひ遂に沿岸に膠着して流動せざるに至る。然れども卓越風の向背消長に由りて著しき移動あり、殊に其の盛期に於ても一度暴風の襲來することあらんか忽ちにして遺裂流出し、風向けば再び聚着し春暖の候に至りて流出融解す。結氷期間を概括すれば左の如し。

東海岸 敷香沿岸 十二月下旬乃至三月下旬
 登濱沿岸 十二月下旬乃至四月下旬
 西海岸 安別沿岸 一月下旬乃至三月中旬
 真岡沿岸 一月下旬乃至二月中旬

第六節 戸口

靜態 昭和五年末現在人口は總數二八四、九三〇人にして内地人二七七、二七九人、朝鮮人五、三五九人、台灣人一、土人一、九三三人、外國人三五八八人なり。

之を領有當初明治三十九年末人口一二、三六一人に比すれば二七二、五六九人の増加にして實に約二三倍に達す。

人口累年比較 過去二十年に於ける人口の趨勢を示せば左の如し

地 誌	明 治 四 十 四 年	戸 數		人 口		計
		男	女	男	女	
大 正 四 年	八、八六六	四、〇七三	四、七九三	八、八六六	八、八六六	八、八六六
大 正 三 年	九、〇七三	三、〇七三	六、〇〇〇	九、〇七三	九、〇七三	九、〇七三
大 正 二 年	一〇、〇七三	二、〇七三	八、〇〇〇	一〇、〇七三	一〇、〇七三	一〇、〇七三
大 正 年	一三、〇七三	一、〇七三	一二、〇〇〇	一三、〇七三	一三、〇七三	一三、〇七三
大 正 年	一五、〇七三	一、〇七三	一四、〇〇〇	一五、〇七三	一五、〇七三	一五、〇七三

七三

第三章 交通通信

第一節 交通

第一款 道路

露領時代に於ける道路施設は殆んど原始状態に在りて、所在の森林を伐開して小徑を通じ僅に通行せる有様にして、道路として稍見るべきものは大泊より豊原を経て東海岸を北上し、内路より北樺太オノールを経てアレキサンドロフスクに至る幹線道路及二、三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗悪にして且つ幹線道路と雖も其の大半は荒廢し、降雨の際は交通全く杜絶する状態にして、之が施設改善に關しては創始的努力を要せり。

拓殖の業進み人口増加して各種事業の勃興するに従ひ道路の普及は倍々緊要となれるを以て、年々新道を開鑿すると共に舊道を修築して其の普及發達を計り、道路網の實現を期し居れり。

本島は地形上道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、従つて幹線道路の配置は東西兩海岸の縦貫線とを連結する横断線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、樞要郡邑等を連絡する爲め幹線より分岐せる路線及農村殖民部落を連絡する農耕道路より成り現在主要道路の延長八百餘里に達す。

一、東部縦貫幹線

大泊を起點とし豊原、落首を過ぎ東海岸榮濱に出で海に沿ひて北上し、白浦、元泊及内路を経て國境に至る。而して更に北走すれば露領オノールより遠くアレキサンドロフスクに達す。大泊國境間延長百一里餘、幅員十八尺乃至二十四尺全線車馬を通じ、大泊、榮濱間及落合、南新間間既設鐵道と相俟て貨客の集散に益し交通至便なり。殊に大泊、榮濱間の道路は昭和四年度改良工事を施し道路幅員を二十四尺（落合、榮濱間十八尺）に擴張し勾配並に曲線を緩和し、砂利敷を爲したる爲自動車運行等に極めて便利となれり。

榮濱を距る北方約一里にして内淵橋（内淵川）あり、同橋はハウトラス式延長百六間、幅員十五尺、工費十一萬六千圓を要し、大正十年の竣功に係り本島に於ける最大の橋梁なり。

本幹線は南樺太に於ける主要道路なるのみならず實に南北樺太を連結する主要幹線にして、國境奥地附近の産業發展に伴ひ之が利用は將來益々頻繁となるべし。

二、西部縦貫幹線

本島の南端西能登呂岬に發し菱苦の嶮を越へ西海岸に沿ひて北上し、武意泊、本斗、眞岡、泊居、久春内及鷓城を経て國境安別に至り、更に北走すれば遂に亞港に達すべし。延長約百三十里東部縦貫線と相俟て本島交通の動脈を爲す。本線自主、諸津間百十里餘は開鑿既に成り幅員十二尺乃至十八尺車馬を通じ泊

居、久春内間及本斗、自主間は夏季乗合自動車を運輸し、本斗、泊居間の既設鐵道と相俟て交通至便なり。

三、横 断 線

眞岡街道 豊原より軍川、中野、逢坂を経て眞岡に至る東西を連絡する重要路線にして延長十九里餘、幅員十五尺全線車馬を通じ、特に夏季は自動車を運輸し交通至便にして往來頻繁なり。

眞縫街道 本島の中央最狹部を横断連絡する路線にして、眞縫より久春内に至る延長八里餘、幅員十八尺車馬を通じ、夏季は定期自動車を運輸し貨客輸送に便す。

東西を連絡する横断路線は以上の二條なるが、本島の地形及その他の實狀に鑑み尙數條の横断線の必要を認め之が計畫を進めつゝあり。

四、其の他の主要線

留多加街道 眞岡街道追分より分岐、並川、小里を経て留多加川口に至る。本道路は豊原、留多加を連絡する重要路線にして、近時兩者の往來頻繁なるに鑑み昭和五年度に於て、工費十五萬餘圓を投じ追分、留多加間全線の屈曲、勾配の改良、幅員の擴張を施し、砂利敷を爲したる爲舊態一新せり。延長九里餘、幅員二十四尺、車馬の通行容易にして、夏季は乗合自動車の便あり。雨龍、清水兩街道と相俟て經濟、文化の發展と、留多加大殖民地開發に資する所大なり。

雨龍街道 東部縦貫道路新場より分岐して亞庭海岸に沿ひ西南走し留多加、雨龍を経て西能登呂岬に至る延長三十一里餘、内新場、雨龍間十四里餘は開鑿成り、全線車馬を通じ、殊に夏季留多加、雨龍間は乗合自動車の便ありて交通至便なり。更に昭和五年度に於て工費八萬餘圓を投じ、新場、留多加間五里の改良工事を施行したるを以て、南樺鐵道と相俟て交通益々便利となれり。尙引續き留多加、雨龍間改良の必要を認め、目下計畫中なり。

長濱街道 大泊より亞庭海岸に沿ひ東南走し長濱を経て中知床岬に至る。延長二十六里餘にして其の中大泊、長濱間八里は改修既に成り、幅員十二尺車馬の通行自由なるのみならず、夏季は乗合自動車の便あり。

富内街道 大泊より東北に向ひ喜美内を経て東海岸富内に至る。延長十二里、幅員十五尺全線車馬を通じ、富内地方より亞庭海岸に通ずる主要路線にして交通又頻繁なるを以て更に全線の改良を爲すべく計畫を進めつゝあり。

一方大泊輕便軌道株式會社起業に係る大泊、富内間の軌道は工事着々進捗し大泊、下喜美内間八里の間は工事既に終り、下喜美内、皆岸間は工事中にして全線の開通を見るも遠きにあらざるべし。

敷香街道 本道は元泊より敷香に至る路線なるも、元泊、内路間は東部縦貫幹線中に掲けたるを以て省く。内路に於て東部縦貫線と別れ東北走して敷香に至る。延長約五里、幅員十八尺平坦にして夏季は自動



車の便ありて交通極めて容易なり。

清水街道 西海岸蘭泊より眞岡街道逢坂に出で二股、大豊を経て留多加川口に至る。延長二十一里餘内逢坂、留多加間十五里餘は改修既に成り、幅員十二尺車馬の通行自由なり。

皆岸街道 豊南、皆岸間六里餘を開鑿して大泊街道、富内街道と相通じ、車馬の交通頻繁なるのみならず夏季は乗合自動車の便あり。

野來街道 本道中富内、落帆間二里半を開鑿して車馬の交通に便す。

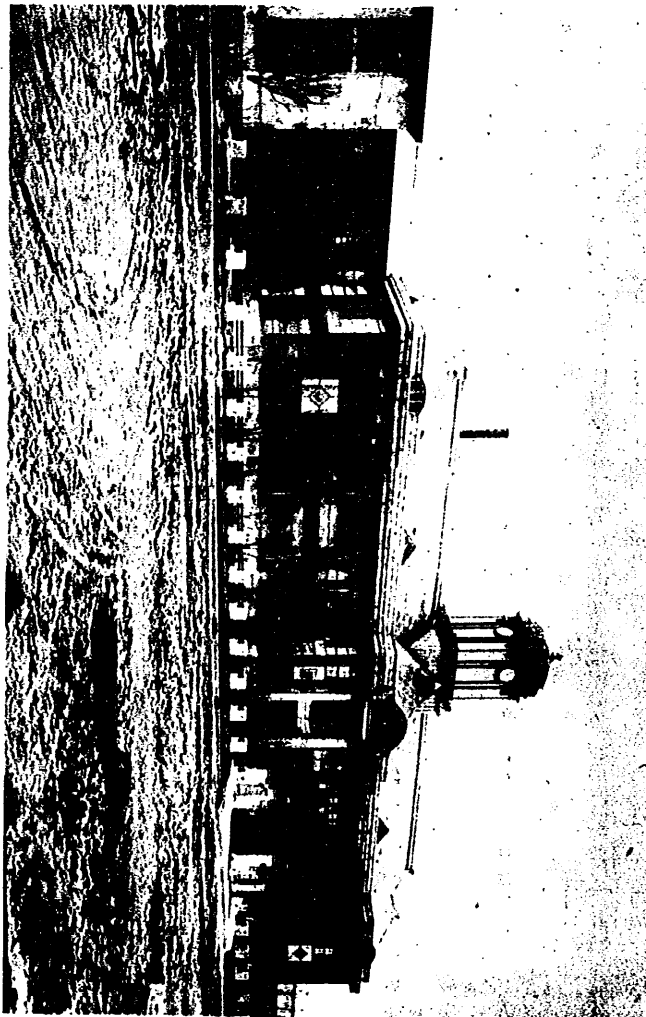
以上の外尙散江街道、遠内街道、知床街道等あるも未改修にして徒歩通行し得るに過ぎず。

五、農耕道路

農村内及農村相互間を貫通連絡する路線にして、應に於て經營開鑿せる官營道路と、農村に補助を與へて開鑿せしめたる補助道路の二種あり。現在の總延長四百五十八里餘に達し地方農村の交通運輸の便に資する所尠からず。

第二款 鐵道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が嵯峨の間に敷設したる大泊、豊原間の輕便鐵道を以て嚆矢とす。軍政廢止後樺太廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふ



所 務 事 務 鐵 道 大 樺

ると共に新線を計畫し、且つ鐵道省と連帶運輸の開始を見るに至りたるを以て、運輸機關の面目一新する
至れり。現在營業線路延長樺太廳鐵道三三七、一杆其の他地方鐵道營業線路延長二二一、八杆合計五五八、
九杆なり。

樺太廳鐵道

營業線路

本線 大泊港—榮濱間

川上線 小沼—川上炭山間

豐真線 豐原—手井間

西海岸線 本斗—泊居間

本線 本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅々六十日間を以て急設したる楠溪町、豐原
間の軍用輕便鐵道に始まる。當初線路は屈曲急勾配多く十八封度軌條を用ひ、軌間二呎獨逸双合式重量十
五噸の機關車及積載量僅か二十五噸の無蓋貨車のみにして軍需品を輸送するに過ぎざりしが、明治四十年
四月軍政廢止と共に樺太廳に移管、同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年四月大泊、楠溪町
間を延長せるが越えて明治四十三年十一月全線を軌間一米〇六七にする改築工事竣工し、茲に始めて普通
鐵道としての形態を整へたり。翌明治四十四年六月豐原、榮濱間新設工事に著手し同年十二月竣工茲に大
泊、榮濱間延長九四・一杆の全通を見たり。而して昭和三年八月三十一日大泊突堤竣工に伴ひ海陸連絡の
便を計る爲大泊港驛を新設し大泊港、大泊驛間一・六杆を昭和三年十二月開業するに至れり。

交通通信

績概要を表示すれば左の如し。

年度	種別	旅客			貨物			収入			純収入
		乗車	乗車料	乗車料収入	貨物	貨物料	貨物料収入	郵便	郵便料	郵便料収入	
大正十四年度		1,146,868	1,146,868	3,323,333	2,440,100	2,440,100	7,314,000	600,000	600,000	1,488,700	
昭和元年度		1,146,868	1,146,868	3,323,333	2,440,100	2,440,100	7,314,000	600,000	600,000	1,488,700	
昭和二年度		1,146,868	1,146,868	3,323,333	2,440,100	2,440,100	7,314,000	600,000	600,000	1,488,700	
昭和三年度		1,146,868	1,146,868	3,323,333	2,440,100	2,440,100	7,314,000	600,000	600,000	1,488,700	
昭和四年度		1,146,868	1,146,868	3,323,333	2,440,100	2,440,100	7,314,000	600,000	600,000	1,488,700	

主要貨物輸送数量

年度	種別	米	木材	挽材	薪炭	石炭	砂利	石灰石	牧草	パルプ	洋紙
大正十四年度		1,377,155	1,377,155	3,323,333	3,323,333	1,377,155	4,800,000	1,377,155	7,314,000	4,800,000	4,800,000
昭和元年度		1,377,155	1,377,155	3,323,333	3,323,333	1,377,155	4,800,000	1,377,155	7,314,000	4,800,000	4,800,000
昭和二年度		1,377,155	1,377,155	3,323,333	3,323,333	1,377,155	4,800,000	1,377,155	7,314,000	4,800,000	4,800,000
昭和三年度		1,377,155	1,377,155	3,323,333	3,323,333	1,377,155	4,800,000	1,377,155	7,314,000	4,800,000	4,800,000
昭和四年度		1,377,155	1,377,155	3,323,333	3,323,333	1,377,155	4,800,000	1,377,155	7,314,000	4,800,000	4,800,000

運輸収入累年表

年度	種別	旅客収入	貨客収入	合計
大正十四年度		8,333,333	9,500,000	1,488,700
昭和元年度		8,333,333	9,500,000	1,488,700
昭和二年度		8,333,333	9,500,000	1,488,700
昭和三年度		8,333,333	9,500,000	1,488,700
昭和四年度		8,333,333	9,500,000	1,488,700

二、地方鐵道

地方鐵道の營業免許を與へたるものは樺太鐵道株式會社、南樺鐵道株式會社及内幌鐵道株式會社の三社にして、樺太廳は拓殖の進展並に地方開發上其の緊要なるに鑑み右樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二鐵道に對し樺太地方鐵道補助法により補助金を交付せり。

樺太鐵道株式會社線 本社は資本金二千萬圓にして樺太廳鐵道本線落合驛より北境敷香に至る延長二・三九・二杆の鐵道を経營す。落合、知取間一七〇・五杆は昭和二年十一月、知取、南新開間三三杆は昭和五年十一月開通したるを以て南新開、敷香間開通の際には近時開展を辿りつゝある同地方は一層の發展を見るべきのみならず、益々日露の經濟的關係を密接ならしむべく、北樺太との交通の要路たる本線の活躍に俟つべきもの愈々緊切なるべし。

南樺鐵道株式會社線 本社は資本金百二十萬圓にして樺太廳鐵道本線新場より留多加に至る延長一九・



三軒の鐵道を經營す。大正十四年六月起大正十五年十月開通せり。沿線は景勝に富み且つ留多加川流域には屈指の農耕適地を擁し、將來の開發は期して俟つべし。

内幌鐵道株式會社線 本社は資本金二百萬圓、西海岸線木斗より内幌に至る鐵道にして目下(約一七・二軒)工事が手中なり。開通の囑は沿岸殖民地の開發に資與する所亦大なるべし。

第三款 港

一、大 泊 港

本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以て、政府は調査研究の結果内外の連絡港として大泊、木斗及真岡の三港を築港するの外、沿海航行の小汽船及漁船の繫留並に避難所として沿岸樞要の地に船入洞を築設して海運に便せり。

一、大 泊 港

本港は亞庭灣の北澳千歲灣の東岸に在りて四時海上平穩なり。露領當時は市街の北補溪町地先に木造棧橋を築造し海陸連絡を計りたるも、明治四十四年工費約五十萬圓を投じて築町前面約七萬坪を埋立て船洞二箇所を築設して水陸の連絡に便し、亞で大正九年度起工繼續修築の計畫を樹立し、總工費五百八十七萬四百圓を以て昭和三年度に竣功せり。

築港、突堤延長三千三百六十八尺、内繫船部千四百七十八尺は幅員百二十八尺として三千噸級二隻、二千噸級二



(一) 大 泊 港 埠 頭



(二) 大 泊 港 埠 頭

隻を繋船するの装置をなし専ら稚内、大泊連絡船貨客の乗降に便す。又假防波堤一千八百八十三尺(三連)を以て面積四萬二千三百坪を被覆し小型船舶の繋留に便し、其の左右面積九萬三千餘坪を埋築し市街地及倉庫地となせり。

二、眞岡港

西海岸中部より稍南に偏し北方に小能登呂岬突出して大灣形を爲し、西海岸に於ける交通産業の樞要地點にして開港場たり。

領有當時に於ては港灣として何等の設備なく、大正元年始めて二千四百坪の船入澗を築設せるも其の後急激なる發展に伴ひ、本港修築の緊要を認め、總工費二百五十萬圓を以て大正十年起工し昭和二年度に竣功せり。

築港 貨客船一千噸級四隻を繋岸し得べき水深十六尺五寸、面積八千七百五十坪を有する濕船渠を主とし、之が航路に當る前港を浚深し、船渠の背部に接して水深九尺面積二千八百坪の船入澗を設け、小船の繋留に備ふ。而して其の西南方に互る海面三萬二千坪を埋築し市街及倉庫地となす。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして、陸地より約二百間の沖に陸地に並行して延長一哩餘の岩礁露出し、天然の防波堤を爲し南北兩端に港口あり。本島唯一の不凍港にして往時より小形船舶の避難港として相當利

交通通信

用せられたり。領有當時は單なる土人の散在部落に過ぎざりしが、近海に於ける水産と附近林産、礦産の豐饒なること世上に知らるゝや、愈激に發展膨脹するに至れり。

本港は西海岸南部の要地且つ本島唯一の不凍港にして、之を改修し海陸連絡の便を計るは拓殖進展上緊要なりとし、港内面積三十萬坪の内十六萬坪を改修し主として三千噸級船舶六隻の繋留を容易ならしめ、港岸七萬餘坪を埋築して上屋及倉庫其の他海陸連絡上必要なる陸上設備を施すべく計畫を樹て、總工費二百五十萬圓を以て大正五年起工、昭和元年度に其の一部を竣工せり。

築港：北防波堤二千五百六十五尺、埋築三萬七千坪、船入潤五千坪、既成防波堤内港域五萬餘坪水深十八尺以上三十尺、一千噸級船舶四隻を繋留し得。昭和二年度に於て繋船棧橋を築設し専ら稚内、本斗連絡船貨客の乗降に便す。

四、船入潤

沿岸航行小汽船、發動機船及近海漁船の繋留、避難所並に荷役艇船の繋留所として船入潤を築設し、大正十年に其の數八を算せるが其の後の急激なる發展は之を以て足れりとせず、更に大正十年度より既設船入潤の改修並に沿岸樞要の地六箇所に船入潤築設工事を施行し昭和五年度竣功せり。其の他私費を以て築設したるもの四箇所ありて俱に沿岸海運に資する所大なり。而して産業の勃興に伴ふ收容船舶の數及其の大きさを増したる結果水深を増大せざるべからざるに至りたると、且は潤内を最も有効に掘鑿し其の利用面積

を大ならしめんが爲工費百萬圓を以て昭和四年度より既設船入潤三箇所の改修工事に着手し漸次進捗しつゝあり。

船入潤施設の概要は有效面積最大九千餘坪平均三千坪内外、水深五尺乃至九尺六十噸以下の小型船舶の繋留に適す。

第四款 航路

本島の海運業は領有以來南部の開拓と相俟つて逐年隆盛に向ひつゝあるも、殊に大正十二年鐵道省經營の稚泊連絡運航せられてより急速の進歩を爲し翌十三年には稚斗連絡、十五年には大泊、真岡と小樽、青森間の船車連絡開始せらるゝに至り、着々發展の途につきつゝあり。昭和五年度に於ける航路を便宜樺太廳命令航路、遞信省命令航路、鐵道省連絡船及社外船の四に分ち略説すれば左の如し。

第一項 樺太廳命令航路

樺太廳命令航路を内地北海道線及沿岸線に大別す。

一、内地北海道線

内地北海道線は大坂線、敦賀線、伏木線、西海岸線、東海岸線の五線に分つ。
大坂線 本線は大坂より東西兩海岸に至るものにして、東海岸に至るものは四月より十月に至る間汽船



三隻を以て大阪を基點、敷香を終點とし十二回、西海岸に至るものは四月より十月迄汽船三隻を以て大阪を基點とし惠須取を終點とする十四回及汽船三隻を以て大阪基點、真岡を終點として十四回往復する三線とす。

敦賀線 四月より十月迄敦賀を基點とし大泊間を汽船二隻を以て十二回往復す。

伏木線 東西兩海岸及大泊に至る三線あり。東海岸に至るものは四月より十月迄汽船二隻を以て伏木、敷香間十二回、西海岸に至るものは四月より十月迄汽船二隻を以て伏木、惠須取間を十六回及伏木、大泊間は四月より十一月迄汽船一隻を以て七回各地寄港往復す。

西海岸線 本線は函館を基點とするもの、小樽を基點とするものとの二線及稚内、本斗間の連絡船あり。函館を基點とするものは汽船二隻を以て四月より十月迄二十八回、同地を發し海馬島、本斗、真岡、泊居、惠須取等を経て安別に至る沿岸各地に寄港往復し、小樽を基點とするものは夏期は惠須取を、冬期は泊居を終點とし汽船三隻を以て夏期は七十六回、冬期は十九回往復し、稚斗連絡は汽船一隻を以て稚内、本斗間を夏期毎日、冬期隔日運行して樺太廳鐵道と鐵道省線との連帶運輸をなす。

東海岸線 函館を基點とするもの及小樽を基點とするもの二線あり。函館を基點とするものは五月より十月に至る間、汽船三隻を以て小樽、大泊、富内、榮濱、元泊、知取及敷香等を経て海約島間を十八回往復し、内三航海は國境遠内に延航し、小樽を基點とするものは五月より十月迄汽船一隻を以て榮濱、元泊、

知取及内路を経て敷香間を二十一回往復す。

二、沿岸線

沿岸線は東線、西線及灣内線の三線に大別す。

東線 大泊を基點とし敷香に至るもの、知取を基點として能登を経て海約島に至るもの二線ありて大泊を基點とするものは汽船二隻を以て十八回、知取を基點とするものは發動機船二隻を以て六十回何れも五月より十月に至る間往復す。

西線 真岡を基點として名好を終點とするもの、本斗を基點として海馬島を経て西能登呂に至るもの及惠須取を基點として安別を終點とするもの三線あり。真岡、名好間は汽船二隻を以て四月より十月迄五十五回、本斗、西能登呂間は發動機船三隻を以て夏季五十五回、冬季十五回、惠須取、安別間は發動機船を以て五月より十月迄三十六回往復す。

灣内線 大泊を基點とし亞庭灣内東西兩海岸に至るものにして小型汽船二隻を以て四月より十一月迄各七十回往復す。

第二項 遞信省命令航路

遞信省命令航路は汽船二隻を以て函館を基點とし青森、小樽、大泊、真岡間を四月より十一月迄四十八回、十二月より三月迄二十四回往復するものにして樺太廳鐵道と鐵道省線を連絡し連帶運輸をなす。

第三項 鐵道省連絡船

鐵道省連絡船は大正十二年北海道宗谷本線の全通を機とし鐵道省の施設せるものにして、汽船二隻を以て稚内、大泊間を夏季は毎日、冬季は隔日に兩地を發航す。

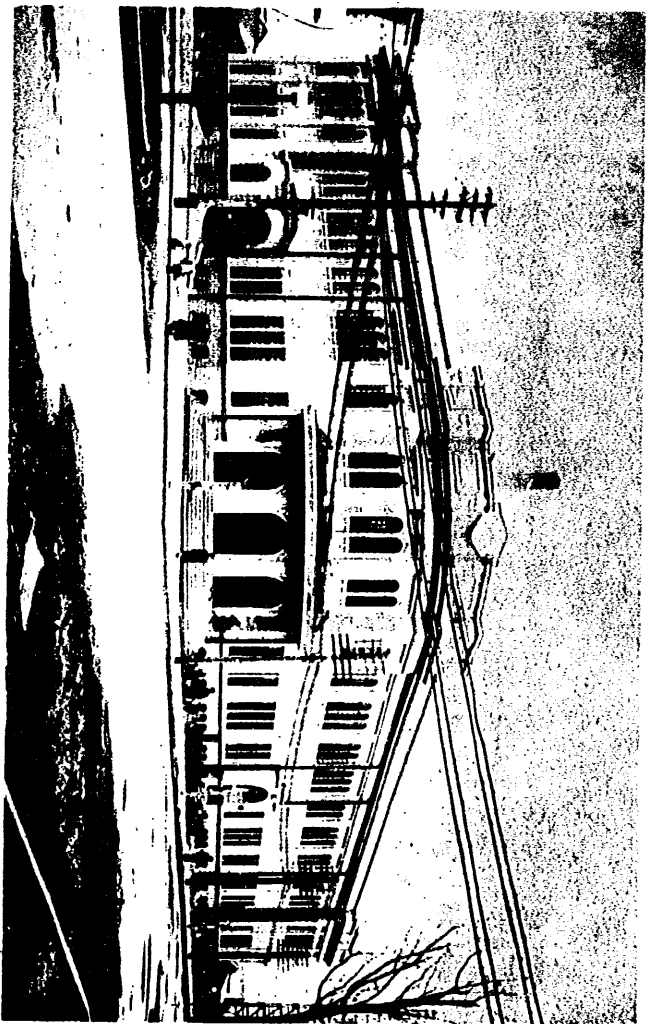
第四項 社 外 船

社外船と稱するは所謂不定期船に屬し、多くは夏季に於て木材或は特殊物産の運送を目的とし航海するものにして、内部の開發に伴ひ其の出入亦年々多きを加へつゝあり。

第五款 航 路 標 識

露領當時に於ては航路標識と稱すべきものなく、近海航行中難破の厄に遭遇する船舶多數に上りしが邦領となるや航路標識を建設し、船舶通報を開始し又測候所及び暴風警報、信號標を新設する等専ら海難の豫防に努めたる結果出入船舶は年々増加するも、其の難破數は却つて減するに至れり。

航路標識は通信省の所管に屬し現在西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、氣主岬の四燈臺及二丈岩燈標並に大泊に燈竿あり。以上の外沿岸港口に公私の施設に係る簡易なる導燈或は燈竿様のももあるも、本島は環海七百九十餘海里に及び、尙幾多燈臺の建設を必要とすべく通信省に於て目下これが施設に付き調査中なり



航 路 標 識

第六款 驛 遞

交通機關未だ完からざる僻陬の地方に於ける物資の輸送及一般旅行者の便益に資する爲驛遞制度を樹て、必要の箇所に驛遞を設置して旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の繼立等に備ふることをし、明治三十八年七月先づ大泊、豊原間に之を設け、爾來交通機關の整否開發の程度其の他諸般の事情を斟酌して之を適當に普及改廢せしめ、以て地方交通の便に供し居れり。現在驛遞の数は六十六に達す。

第二節 通 信

第一款 概 説

本島に於ける通信事業は領有當時ウラジミロフカ(豊原)、コルサコフ(大泊)、マウカ(眞岡)、ガルキノウラスコエ(落合)の四野戰郵便局に於て野戰郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に於て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひたるに端を發し、明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に於て在來の通信機關全部を繼承し、豊原に樺太廳郵便電信局を置き一般事業事務を取扱ふ外事務管理をも爲さしめ、地方は總て其の支局として事業の監督統一を圖れり。明治四十二年五月本支局の制を改めて普

通局及特定局の二となし専ら現業事務を取扱はしめ、事業は樺太廳直接之を主管することとなり。現在局所及關係職員數左の如し。

局所

(昭和五年十二月末現在)

種別	局數	業務別			備考
		郵便	電信	交換電話	
郵便局(普通)	三九四	三九四	三九四	三九四	外ニ無線分室一、特定局分室一、電信取 扱所八、公衆電話所九、切手賣捌所五、 郵便箱五七四、私書函四二アリ。 (切手賣捌所以下ハ四年度末現在ナリ)
特定郵便局(集配無配)	三	三	三	三	
計	三九七	三九七	三九七	三九七	

職員

職別	郵便		電信		交換電話		計
	長技	師局	長技	書記	書記	補員	
本局(普通)	三	三	三	三	三	三	三
郵便局(普通)	三	三	三	三	三	三	三
特定郵便局	三	三	三	三	三	三	三
計	三	三	三	三	三	三	三

第二款 郵便

郵便遞送、領有當時に於ける陸上交通施設は殆ど見るべきものなく、尙原始的境域を脱せず郵便遞送は甚だ困難を極めたり。然れども人口の増加産業の發展に伴ひ道路の開修、鐵道の敷設等交通機關を逐ふて備はり遞送方法も人肩に依るの外車馬或は汽車を利用すると共に一面遞送線路の増設、遞送回數の増加等銳意施設の改善に努めたる結果大いに其の面目を改めたり。

殊に大正九年度に於て東海岸築濱、國境間縦貫幹線道路の修築成りて、最も困難を極めたる同方面の冬季遞送は圓滑を得たるのみならず、從來の本線、西海岸線の外に落合、南新間、豊原、眞岡間、新場、留多加間鐵道相前後して敷設せられ、尙又近き將來に於ては東西横斷線、南新間、敷香線、泊居、久春内間の諸鐵道の實現を見るべく之が完成の曉は西海岸北部、東海岸散江方面灣内一部を除くの外は遂も郵便遞送上の不便を感じざるに至るべし。

水路便は島内相互間を連絡する樺太廳命令航路、本島、内地間を連絡する選信省命令航路及鐵道省及北日本汽船會社の鐵道連絡線あり。之又冬季結氷期を除く外何等の支障なし。

郵便物數、人口の増加産業の發達に伴ひ郵便物は逐年増加しつつあり之を表示すれば次の如し。

交通通信		五八	
昭和二年	二五、五六八	七五、八六四	七六、三二五
昭和三年	二六、七五三	八七、九〇六	九、三五四
昭和四年	三三、五六六	八八、三〇〇	三、四二八

第四款 電 信

海陸交通の機關は既述の如く漸次整備の域に進みつゝあるも、本島特有の現象として冬期は風雪の襲來沿岸の結氷等の爲め交通杜絶すること尠からず。従つて電信の利用極めて旺にして通信機關中最も長足の進歩發達を示せり。現時郵便局七十二中並川、野寒を除く外は悉く電信事務を取扱ひ、尙野頭分室及落合、大泊、大泊港、豊原、中里、眞岡、北眞岡、本斗各驛には電信取扱所を設く。昭和四年度末回線數四五（内豊原より北樺太亞港に通ずる國際回線を含む）自動通信機三座、二重機一六座、單信音響機八八座、モールス機二座及電報送受用電話機二四、通信監督機一座を有す。此の外内地連絡有線電信の故障に備ふる爲め大正十年八月大泊町高地に無線電信を設け、平時は主として船舶との交信に使用す。殊に大正十一年來木材積取の爲め露領沿海州方面に航行する本邦汽船著しく増加し、是等船舶に發受する電報は殆んど我が大泊無線の中繼に係り夏季は通信の輻輳甚しく疎通圓滿ならざるを以て尙一個の陸上無線電信設備の要を認め昭和五年度之を豊原町に建設せり。本島、内地間連絡電信は豊原、札幌二回線及眞岡、小樽一回線なるに依り何れも自動二重電信機を使用せり。左に電信線路及取扱電報數比較表を掲ぐ。

陸 上 線

() 内は杆

年次	區別	長	延	長
明治四十年	五	109,000.00		111,000.00
昭和元年		113,000.00		113,000.00
昭和二年		113,000.00		113,000.00
昭和三年		113,000.00		113,000.00
昭和四年		113,000.00		113,000.00

ケーブル線 亘長 一杆 延長 一杆
水底線 (逕信省所管)

能登呂、泊内間 (二番線) 一八三杆 (札幌豊原線二番線の一部)
眞岡、坂ノ下間 (二番線) 一〇二杆 (札幌豊原線二番線の一部)
眞岡、坂ノ下間 (三番線) 一三三杆 (眞岡小樽線の一部)

電 報 通 數

交通通信

五九

交通通信

六〇

年次	種別				合計
	發信	着信	中繼信	合	
明治四十年	三四、七三	三四、三三	一四、三三	四六、三九	
昭和元年	一三三、九六	一三六、八四	一六、八二	四二七、六二	
昭和二年	一三九、〇九	一三九、〇九	一六、八二	四二九、〇〇	
昭和三年	一三九、〇九	一三九、〇九	一六、八二	四二九、〇〇	
昭和四年	一三九、〇九	一三九、〇九	一六、八二	四二九、〇〇	
平均	一三九、〇九	一三九、〇九	一六、八二	四二九、〇〇	

大泊郵便局無線電信分室設備

一、地理上の位置 東經一四二度四六分四六秒
北緯四六度三六分四〇秒

二、電報取扱時間及取扱業務の種別

無制度 一般公衆通信、配達事務を取扱はず

三、設置年月日 大正十年八月二十一日

四、工事設計大要

(A) 装置方式 現用通信省式真空式一基 準備通信省式滅火花式一基

(B) 電力 現用六基 準備七基

(C) 使用電波長

火花式

一〇〇〇キロサイクル(三〇〇米) 五〇〇同キロサイクル(六〇〇米)
三七五同 (八〇〇米) 一六六同 (八〇〇米)

真空管式

耳聴電波五〇〇キロサイクル(六〇〇米) 三七五同 (八〇〇米)
持續電波一三六同 (二二〇〇米) 一二五同 (二四〇〇米)
一一五同 (二六〇〇米) 七五同 (四一五〇米)

(D) 受信機種類

R、A三七號但しオートゲイン受信機

五、無線電報取扱數(送受信)

區別	年度				平均
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	
總 數	一、四四三	一、九四〇	一、八四九	二、〇〇〇	一、八〇八
一日平均	四	五	五	五	五

第五款 電 話

電話は始め軍事上の必要によりコルサコフ(大泊)、ウラヂミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、ノトロ(小能登岳)の各軍用通信所及主要軍需に設置せられ、後樺太廳之を繼承し明治四十年八月二日コル

交通通信

六一

サコフ(大泊)に交換業務を、ウラヂミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、コルサコフ(記念橋)、ボロアントマリ(大泊菜町)の各地に通話事務を開始せるが、爾來各地の發展に伴ひ電話の需要激増し、應豫算のみにては到底需要を充す能はざるを以て、大正四年度以降架設希望者をして所要物件を寄附せしめ毎年六〇乃至二〇〇の増設を爲し稍之を緩和することを得たり。而して地方開發に伴ふ各地交換業務開始の要望を容るゝと共に市外電話回線の増設整理を行ひ、昭和四年交換局二〇(内特設一六)、通話局二三、加入者五、〇四八を算するに至れり。左に事業増進の状況を掲ぐ。

電話線路

()内は杆

種別	年度			
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
市内架設線	三、〇〇〇	三、三〇〇	三、七〇〇	四、〇〇〇
市内同ケーブル	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
市外架設線	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇
市外同ケーブル	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇
市内架設線	三、〇〇〇	三、三〇〇	三、七〇〇	四、〇〇〇
市内同ケーブル	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
市外架設線	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇
市外同ケーブル	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇
市内架設線	三、〇〇〇	三、三〇〇	三、七〇〇	四、〇〇〇
市内同ケーブル	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
市外架設線	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇
市外同ケーブル	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇	延長 一〇、一〇〇

外に市内地下ケーブル延長三、延長一〇杆アリ

電話加入者及交換機

年別	局別	種別				計
		普通	大泊	真岡	泊居	
昭和元年	加入者	七、六六	一、一三	五、五三	一四、三二	
昭和二年	加入者	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇	
昭和三年	加入者	七、七〇	一、〇一	一、〇一	九、七二	
昭和四年	加入者	一、二二	一、〇〇	一、〇〇	三、二二	
昭和元年	交換機	七、六六	一、一三	五、五三	一四、三二	
昭和二年	交換機	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇	
昭和三年	交換機	七、七〇	一、〇一	一、〇一	九、七二	
昭和四年	交換機	一、二二	一、〇〇	一、〇〇	三、二二	

市外通話時數 (除無料)

種別	年度				
	明治四十年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
加入者相互	一、四〇〇	三、七五七	五、五三三	七、〇〇〇	八、〇〇〇
電話機所	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
計	二、四〇〇	五、七五七	八、五三三	十一、〇〇〇	十三、〇〇〇

市外通話区域 現在市外通話区域は豊原を中心として北は落合、知取を経て敷香迄、南は大泊より分岐し富内、長濱及留多加迄、又西海岸は真岡を中心として北は野田、泊居を経て恵須取迄、南は南名好に至る。此の外東海岸の北部敷香、散江間及真岡より逢坂、豊原を経て大泊及東海岸に至る間及泊居、大榮間を通話区域とす。

第六款 簡易生命保険並郵便年金

簡易保険、郵便年金 本制度の目的は相互扶助の精神に基き、勤儉貯蓄の美風を涵養し、島民の福利を増進し生活の安定を得せしむるにあり。而して其の積立てたる資源は、地方に還元し社會公共事業の勃興を促進する等社會政策的施設として間然すべからざるものと認め、簡易保険は大正十五年十月一日より、郵便年金は昭和三年十月一日より、孰れも郵便振替貯金を媒介し、島内各郵便局をして取扱はしむることとなりたり。

而して孰れも實施後未だ短日月なるに拘はらず、之が普及發達は著しきものあり。其の狀況を示せば左の如し。

一、簡易保険

年次	種別	契約件数	保 險 金	人口千人に對する普及率
昭和元年度末		七六四	一、四三、九七四	四二
昭和二年度末		一九七五八	四、七四、一〇〇	八二
昭和三年度末		四、四二〇	八、四六、八六八	一四九
昭和四年度末		四八、五九三	二、八四、五九三	一九四

二、郵便年金

年 度	契約件数	掛 金	年 金
昭和三年度末	一五三	三、七〇〇	三、八三三
昭和四年度末	三五五	六、〇〇〇	六、〇〇〇

三、積立金放資狀況

積立金放資狀況左の如し。(昭和五年五月末現在)

- 小學校建設資金 八件 三〇〇,五〇〇圓
- 町村廳舎建設及舊債償還資金 七件 一四六,三〇〇圓
- 公設火葬場並舊債償還 二件 一三,五〇〇圓
- 上水道 二件 一〇〇,〇〇〇圓
- 交通通信 六五

交通通信

傳染病院

電氣事業償還

計

二件 八、〇〇〇圓

二件 三〇、〇〇〇圓

二件 五九八、三〇〇圓

第四章 地方制度

第一節 地方制度の沿革

明治三十八年本島領有後移住者は漸次各地に集團し部落を形成するに至るや、部落民會或は町民會等の團體を組織し、總代或は評議員等を選出して部落に於ける公共事務を處理せしめたり。其の費用は總て住民の離出に係り單なる申合せ團體に過ぎざりしも、本島に於ける地方自治の萌芽は既に此の時に發せりと謂ふべし。

次いで明治四十二年に至り廳令を以て部落に部落總代を置く制度を布きたるが、部落總代は部落住民中より樺太廳支廳長之を選任し、且つ其の取扱事項は専ら官廳事務の補助なりしも、實質的には部落の執行機關として公共的施設に當らしめ以て自治的訓練に資したり。

越えて大正四年六月樺太の郡町村編成に關する勅令の公布ありて全管内を十七郡四町、五十八村に區別せるが如かる地理的區劃に止まり、各地に部落總代を置き地方事務を取扱はしめたるは従前の如くなりしも、地方制度實施と共に設置せる町村の區劃は此の區劃に據れり。爾來人口年を逐うて増加し自治心の向上著しきものありしを以て遂に其の要望を察れ、大正十年四月法律第四十七號を以て樺太の地方制度に

關する件公布せられ、自治の基礎始めて確立するに至れり。同法律は大正十一年勅令第七號に依り同年四月一日より施行せらるゝと共に同年勅令第八號を以て樺太町村制の公布ありたり。此處に於て從來の部落總代は廢止せられ當初先づ五町十九箇村に之が施行を見、續いて大正十二年四月一日より全管内に施行せられたり。之を現行制度に比し制度の劃一的なると町村長は官の任命にして、其の諮問機關たる町村評議會は官選の評議員に依り組織せらるる等は主なる差異なるも實際の運用に於ては、住民の政治的自覺と多年郷土に於ける自治的經驗とに依り良好なる成績を示せるを以て更に完全なる町村自治を圖り、昭和四年三月法律第二號を以て樺太町村制、同年六月勅令第九十五號を以て同施行令の公布を見、同年七月一日より實施せられ本島に於ける町村自治の制度茲に完く整備するに至れり。

第二節 町 村

第一款 概 説

町村發達の現勢に鑑み町村を一級及二級に區別す。一級町村は大體人口五千人に達し、住民土着心に富み且つ財政の基礎鞏固なる町村又は之に準すべき村にして之が制度も略々内地町村に準せり。二級町村は爾餘の町村にして、大體人口千五百人に達し獨立經營に堪え得るものとし、之以下の町村及特殊の事情存

するものは仍舊分の内從前の規定を適用す。現在一級町村十一、二級町村二十四、舊制を適用するもの五箇村あり。

而して町村は法人とし官の監督を受け法令の範圍内に於て其の公共事務及法律勅令に依り町村に屬する事務を處理す。町村長は町村を統轄し町村を代表す。議決機關として町村會あり。町村は第一次に樺太廳支廳長、第二次に樺太廳長官、第三次に主務大臣之を監督す。町村は其の事務を執行するに要する費用に充つる爲、使用料、手数料、町村税及夫役現品の賦課徴收及永久の利益となるべき事業、舊債償還又は天災事變の爲必要ある場合に限り借入金を得ることを得。

第二款 町 村 會

町村會は町村會議員を以て組織す。町村會議員は名譽職とし町村公民中より之を選擧し其の任期は四年なるも公民なる要件として一級町村に在りては二年以來、二級町村にありては一年以來其の町村の住民たるを要す。其の議員定数は一級町村十二人以上三十人以内、二級町村八人以上二十四人以内なるも町村條例を以て特に増減することを得。而して町村會は町村長を以て議長とするを原則とするも特別の事情ある一級町村に於ては町村條例を以て議員中より町村會の選舉に依る議長及其の代理者一人を置くことを得、現在豊原、大泊及真岡の三町に置かる。

町村會は法律勅令に依り其の權限に屬する事件の議決及選舉を行ひ其の他行政廳の諮問に答申し、町村の公益に關する事件に付關係行政廳に意見書を提出することを得。

町村會の議決事項は一級町村に在りては、概括例示主義に依るも二級町村に在りては制限列舉主義を取り其の議決事項は著しく局限せらるるのみならず、其の輕易なるものに就いては書面決議の方法に依ることを得るの特例を認めらる。

町村會に對する發案は町村長の外、歳入出豫算を除きては議員三名以上より文書を以て爲すことを得。

第三款 町村 吏員

町村には執行機關として町村長を置く。一級町村に在りては町村會之を選舉し其の任期は四年とし名譽職を原則とするも特別の事情ある町村に於ては町村條例を以て有給となすことを得。二級町村に在りては樺太廳長官の任命にして給料は國庫の負擔とす。

町村長の補助機關として一級町村に助役を置く。町村會之を選任又は選舉し任期其の他は町村長に同じ町村の出納其の他の會計事務を掌らしむる爲収入役を置き有給とす。一級町村に在りては其の選任、任期共助役に同じく、二級町村に在りては町村會の推薦に依り樺太廳支廳長之を任命す。

前記の外書記及必要なる有給吏員を置き町村長之を任免す。又處務便宜の爲區長及其の代理者、其の他臨時又は常設の委員を置くことを得せしむ。何れも名譽職にして區長及其の代理者は町村公民中選舉權を有する者より、委員は町村會議員又は町村公民中選舉權を有する者より町村長の推薦に依り町村會之を定む。

第三節 町村の財政

町村には未だ基本財産の見るべきものなく且使用料、手数料其の他の税外收入亦僅少にして町村費の大部分は之を税收入に賴るの外なき現況に在り、而も木島拓殖の進展に伴ひ諸般の公共的施設益々多き加へ逐年經費の膨脹を來たし財源の窮乏に苦しみつつある現狀なり。

而して町村税として賦課し得べきものは直接國稅の附加税及特別税にして、特別税の種類は命令を以て次の如く定めらる。

戸別割 町村内に住所を有し又三月以上の滞在者にして構戸若は獨立生計者に對し其の所得額及資産の狀況を標準として之を賦課す。

建物割 法人及町村住民にあらずして其の町村に建物を所有する者に建物の構造、用途及敷地の地位に依り其の差を設け坪數を標準として之を賦課す。

所得割 樺太に住所又は一年以上居所を有せざる者の樺太に於ける資産又は營業を有する者に對し居

第五章 財政及金融

第一節 財政

第一款 概説

樺太の歳計は領有當時臨時軍事費特別會計に屬せしが、明治四十年三月限り軍政を廢し樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設置し、租稅其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て諸般の歳出に充當することゝなれり。今特別會計開始以來累年の收入及支出額を示せば左の如し。

樺太廳特別會計歳入及歳出(決算)

年 度	收 入	補 充 金	繰 入 金	公 債 及 借 入 金	計	歳 出
明治四十年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
明治四十一年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
明治四十二年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
明治四十三年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
明治四十四年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正元年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000

年 度	收 入	補 充 金	繰 入 金	公 債 及 借 入 金	計	歳 出
大正二年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正三年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正四年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正五年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正六年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正七年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正八年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正九年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正十年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正十一年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正十二年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正十三年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
大正十四年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
昭和元年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
昭和二年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
昭和三年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
昭和四年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
昭和五年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000
昭和六年	1,070,000	3,300,000	1,000,000	—	5,370,000	5,370,000

第二款 歳入

第一項 租 税

樺太に於ける租税制度は明治四十年三月の制定に係り、當時戸數割、營業税及雜種税の三目に分類せられしが爾來數次の改廢又は増設に依り今日に至れり。今現行種目を示せば市街宅地税、所得税、營業收益税、酒造税、出港税、消費税、礦業税及漁業税等にして支廳長に於て賦課徴收す。而して支廳出張所長は其の事務の一部を分掌することとなり居れり。今其の各目に就き左に説明せむ。

市街宅地税 本税は大正十年四月の制定に係り特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。實施初年度歳入は六千八百參拾圓なりしが昭和六年度豫算額は九千六百二十九圓を示す。

所得税 大正八年度始めて法人所得(第一種)のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種及第三種をも賦課することに改正し猶ほ大正十三年、十四年及昭和二年三月一部分の改正を爲し以て今日に至れり。其の課率は第一種(同族會社に對する加算税率を除く)第二種は内地と同一なり。第一種中同族會社に對する加算率及第三種は内地に比し概して低減し、本税實施初年度歳入は拾萬五千貳百七拾五圓にして、昭和六年度豫算額は五十四萬三千六百七拾圓を計上す。

營業收益税 本税實施前は營業税として明治四十年實施以來數回の改廢ありしも、昭和三年度より之を廢止し新に本税の實施を見たり。營業税は外形的の標準により課税せられたるに依り各業體毎にその標準を異にしたらしも、本税は法人に在りては全部の營利法人に對しその總益金より總損金を控除したる年額に、個人に在りては營業の純益金額に課税し個人の課税營業種類は物品販賣業、銀行業、無盡業、金銭貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫真業、雇賃業、旅人宿業、料理店業、代理業、周旋業、仲立業、問屋業の十九種とし其の課率は法人個人共内地と同一なり。營業税は施行初年度即ち明治四十年度歳入貳萬五千圓(雜種税共)なりしも、商工業の發展に伴ひ逐年増加し昭和六年度豫算額は四十萬八千五百五十七圓を計上するに至れり。

酒造税 本税は創始時代營業税中に加へられ三等級課税なりしが、大正五年度より造石課税に改められ大正十年四月より獨立税目となれるものなり。之が課税は課率を異にする外略内地同様にして清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒、酒精及酒精含有飲料等各酒類の酒精分を標準とし造石高に賦課するものにして、其の税率は酒精分三十度以下に在りては一石に付貳拾貳圓五拾錢、三十度を超ゆるものに在りては一石に付酒精分一度毎に七拾五錢の割合を以て計算することとせり。之が製造に付ては申告制度を採用し、造石數の制限は内地の清酒三百石、濁酒百石、燒酎十石なるに對し、清酒百石、濁酒五十石なる等稍緩和せられたる點あり。本税課税標準の造石高に改められたる大正五年度の造石高は一千五十一石なりしが、本税の獨立したる大正十年度酒造石高は六千六百二十石となり、漸次増加歩合上昇し、昭和六年度(昭和



五年度酒造分)には其の見込石數三萬七千九百七十七石、此の豫算稅額九十一萬千六百三十八圓を計上するに至れり。

出港稅 本稅は樺太に於て製造したる酒類を帝國内の他の地方へ移販するるとき燒酎に在りては酒造稅法、酒精及酒精含有飲料に在りては酒精及酒精含有飲料稅法の遺石稅の同一の稅率に依り課す。大正元年八月制定後大正四年度に始めて百參圓の歳入あり、爾來逐年増加を示し昭和六年度には見込石數約十石豫算稅額四百五十八圓を計上す。

消費稅 砂糖消費稅は明治四十二年度より、織物消費稅は明治四十三年度より當該稅法を施行せり。然れども樺太には製造者なく偶々北樺太方面より輸入取引ありたる際課稅するの狀態にして、砂糖消費稅は大正十三年度始めて參拾六圓、織物消費稅は大正十一年度拾七圓、大正十二年度拾壹圓、大正十四年度貳百參拾四圓の歳入ありしに過ぎず。昭和六年度豫算額五拾圓を計上す。

鹽業稅 本稅は創始當時は雜種稅中に加へられて課稅したるも、大正十一年四月鹽業法及砂鑛區稅法の全部を施行し内地同様課稅することとなり。之れが實施當初たる大正十一年度の歳入は拾貳萬四千五百九拾圓にして其の後逐次減少したるも昭和六年度には豫算額十四萬四千五百圓を計上せり。

漁業稅 本稅は從來租稅外收入として漁業料の目にて徵收せるものにして、其の時代に屬する明治四十二年度の如きは歲末額實に七拾八萬圓を算したが、漁獲高の漸減と一面大正十二年度より租稅に改め

られ同時に課率の改正ありたる關係上其の實施初年たる大正十二年度歳入額は減減して拾九萬九千貳拾圓となり其の後數次稅法の改正ありて昭和六年度には豫算稅額十七萬九千五百二十七圓を計上せり。

第二項 租稅外收入

租稅外收入の概要を記述すれば左の如し。

官業及官有財産收入 昭和六年度豫算額千八百五萬五千四百八十四圓にして其の收入の内容は左に略述す。

イ、郵便、電信、電話、切手收入二百二十二萬八千五百五十八圓

ロ、鐵道に依る旅客、手小荷物、貨車及其の他鐵道より生ずる收入六百七十二萬四千八百三圓

ハ、官設醫院の入院料、往診料、藥價、治療料及其他醫院より生ずる收入二十八萬三千八百三十三圓

ニ、中央試驗所に於ける水産部、農産部、畜産部、林業部の收入三萬二千九百六十圓

ホ、國有森林に於ける原木官行荷伐及其他動産物の賣拂收入八百七十七萬四千二百七十五圓

ヘ、市街宅地、部落宅地、未開地、諸建物其他官有物の貸付料收入十八萬八千八百五圓

印紙收入 收入印紙の賣拂代及稅印押捺に依る現金收入にして、昭和六年度豫算額廿九萬六千六百三十三圓を計上す。

煙草專賣會受入 樺太に於ける專賣會金を一般會計より繰入れらるゝものにして、昭和六年度豫算額



は百六十萬二千四百三十八圓を計上す。

雑収入、懲罰及没収金、辨償及違約金、中學校及高等女學校の授業料、石炭採掘料、水面使用料、恩給法納金、大藏省預金部特別會計より受入金及其の他の雜入等にして昭和六年度豫算額は四十八萬九千九百二十一圓を計上す。

官有物拂下代、市街宅地、部落宅地、未開地、蔬菜畑、埋土地、建物、船舶、石炭、物品其の他の官有物拂下に依る收入にして、昭和六年度豫算額は三十一萬二千五百十四圓を計上す。

返納金、定期及据置貸金の返納金にして、昭和六年度豫算額は二千四圓を計上す。

補充金、樺太廳特別會計へ補給の爲め一般會計より繰入れらるるものにして、昭和六年度豫算額百六十二萬圓を計上す。

前年度剩餘金繰入、前年度剩餘金を繰入れらるるものにして昭和六年度豫算額は七萬九千二百八十一圓を計上す。

公債金、失業救済事業に充當する爲昭和六年度豫算額は百五十萬圓を計上す。

第三款 歳 出

昭和六年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し。
歳出總計 二六、二二三、九三六圓

經常部 一八、五八八、五三三圓
臨時部 七、五三五、四〇四圓

1、歳出經常部

一、樺太神社費 一三、〇〇〇圓

官幣大社樺太神社に要する交付金なり

一、樺太廳の經費

主として樺太廳、支廳及支廳出張所並に町村長俸給所要經費にして大要左の如し。

俸 給 一、四九八、九七三圓

廳 費 四六一、四五七圓

町村長俸給 二六三、三二二圓

雇員給及備人料及給與 六四、七二八圓

其の他の雜給及雜費 三三三、五八二圓

二、教育に關する經費 三八五、八九四圓

中學校、高等女學校及實業補習學校の維持經營並に公立小學校教員の俸給及旅費等の經費にして大

要左の如し。 二、二二五、三二三圓

俸 給（奏任、判任給） 四〇五、九一〇圓

中學校 一四三、六二九圓

高等女學校 八六、八六二圓

財政及金融

財政及金融

實業補習學校
師範學校
小學校教員諸給

一、警察に関する經費

各警察の警務に要する經費にして大要左の如し。

係給 三五、〇七二圓
廳費 二五、九六二圓
巡查諸給 五四四、四六五圓
雜給及雜費 二七三、〇九一圓
二、〇五五、一〇〇圓

一、林務署に関する經費

各林務署に於ける林木の年期管理、造林、林業試験、官行斫伐等の事業に要する經費にして大要左の如し。

俸給 三六三、四一六圓
事務費 五二五、五二七圓
研伐費 八三三、七五〇圓
造林費 三三二、四〇七圓
八、八三四、九三七圓
一、現業に関する經費
逓信、鐵道、醫院の經營、氣象觀測に要する經費にして大要左の如し。

逓信費 一、九四一、七〇八圓

鐵道費 六、四七八、九三八圓

醫院費 三三九、一六二圓

測候費 五五、一二九圓

一、試験事業に関する經費

中央試験所に於ける農事、畜産、水産、林業及礦業の學究的試験に要する經費にして大要左の如し

俸給 一〇三、〇五七圓
事務費 一二六、一六七圓
農業部費 五二、七二五圓
畜産部費 四四、九一九圓
林業部費 五一、四八四圓
水産部費 五七、四六三圓
設備費 六五、〇〇八圓
一五二、〇四二圓

一、恩給負擔金

新に昭和六年度より恩給を分擔することとなり之に要する經費とす。

一、諸支出金

死傷手當、國有林被害諸費、傳染病豫防費、恩賜及救助費、傳染病豫防費補助、諸拂戻金、滯納處分費、受刑者及刑事被告人押送並に留置諸費、逓信事業川證票類諸費、檢丁及新兵旅費等主なるも

財政及金融

- 一、公債及借入金の経費
 - 港灣修築、鐵道建設、改良及道路開鑿、改良等に要する公債及借入金の利子並に之に伴ふ諸雜費とす。
 - 二、〇二八、八九八圓
- 一、豫備金
 - 第一豫備金 一八〇、〇〇〇圓
 - 第二豫備金 六〇、〇〇〇圓
 - 一二〇、〇〇〇圓
- ロ、歳出臨時部
 - 一、土木管轄並に拓殖に關する経費
 - 道路、港灣及治水事業の施設、廳舎、學校等の増設、新營並に拓殖開發の爲め各種事業の擴張に要する経費にして大要左の如し。
 - 二、三三五、五九八圓
 - 俸給
 - 二二六、五八六圓
 - 廳費
 - 四一、五九二圓
 - 雜給及雜費
 - 三七七、五九九圓
 - 道路修繕費
 - 三五三、〇四〇圓
 - 港灣及治水費
 - 一〇三、〇〇〇圓
 - 廳官舎其の他新營官舎修繕其他
 - 二五九、一六四圓
 - 三一、九五七圓

- 土地改良費
 - 土地區劃選定及處分費 三六二、〇七八圓
 - 殖民費 四五、二四五圓
 - 森林經營費 一〇九、五二八圓
 - 調査費 二九八、五九四圓
 - 其他 九三、一四二圓
 - 三四、〇七三圓
- 一、補助費
 - 水道、私設鐵道、航路、運輸交通、商工業、農畜産、水産、移住獎勵、教育、公醫、公獸醫、公設消防組、石油試掘等に對する補助金 二、六四七、八九〇圓
 - 一、繼續費
 - 本年度年割額左の如し。 七六〇、九三六圓
 - 電信電話擴張及改良費 二七九、九九〇圓
 - 道路開鑿費 三三二、八三〇圓
 - 船渠修築費 一三八、一六五圓
 - 國勢調査費 一九、九五二圓
 - 二、鐵道改良に要する経費 二五〇、〇〇〇圓
- 鐵道に於ける軌道其の他器具機械等の改良に要する経費にして大要左の如し。 三、四〇〇圓
- 財政及金融 八五

財政及金融

八六

事務費

八、六九四圓

一、失業救済事業に要する経費

二、三七、九〇六圓

失業救済の爲に要する事業費にして大要左の如し。

一、五〇〇、〇〇〇圓

道路新設及改良費

一、〇〇〇、〇〇〇圓

船渠新設及擴張費

五〇〇、〇〇〇圓

一、災害費

四〇、九八〇圓

豊原高等女學校寄宿舎火災復舊費とす。

第二節 金融

融

樺太に於ける金融機關の大要を略述すれば左の如し。

銀行 明治三十八年本島の邦領となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふこととなり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て本島の拓殖資金の供給に對しては全然没交渉の状態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樺太支店となし一面同行後援の下に大泊、真岡の兩地に泰北銀行支店を設置し、一般銀行業務を営むに至れり。越えて明治四十一年大泊にける諸官衙の豊原に移轉するや北海道拓殖銀行樺太支店(大正三年

四月豊原支店と改稱)も亦豊原に移轉し依然從來の業務を行ひしが、明治四十四年拓殖銀行法を改正して本島をも同行の一般營業區域に加ふる事となり。其の後大正三年四月に至り本島に於ける泰北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、真岡に出張所を設置し、前者は大正七年後者は大正八年に各々支店に昇格せり。爾來同行支店出張所は一般普通銀行業務、不動産抵當貸付、地方低利資金取扱、農業者連帶無擔保貸付、公共團體無擔保貸付、漁業擔當貸付、漁業者連帶無擔保貸付及工場財團抵當貸付等を取扱ひ、其の業務極めて廣汎にして、本島の開發と時勢の進運に順應し本島の資金需要年々増加の趨勢に在り。同行に於ては豊原、大泊、真岡の外本斗、野田及泊居の各地に支店を設け、落合、知取、敷香及留多加の各地に出張所を設く。

樺太に於ける産業資金の供給を圓滑ならしむるの目的を以て樺太廳の補助を得て大正三年五月設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更して大正五年十月大泊に資本金五拾萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに各種産業の發展に伴ふ資金の需要漸次多きを加へ來れるを以て、大正八年三月資本金を貳百萬圓に増資すると同時に真岡に支店を設置せり。以上の二行は鋭意拓殖資金の供給に努力し、本島開發に貢獻する所尠からず。

右の外樺太に於ける唯一の貯蓄銀行として大正十一年四月一日支店を豊原に設置したる株式会社北門貯蓄銀行は鋭意島民貯蓄心の向上に努め其の業績漸次良好に向ひつゝあり。

財政及金融

八七

財政及金融

今参考迄に昭和五年六月末現在の各種銀行貸付及預金額を示せば次の如し。

株式会社北海道拓殖銀行各支店	貸付金總額	一三、五五六、四八二圓
	預金總額	一一、四八二、八四一圓
株式会社樺太銀行	貸付金總額	三、四三四、九六八圓
	預金總額	三、三八六、〇八八圓
株式会社北門貯蓄銀行支店	貸付金總額	一九七、七八六圓
	預金總額	五七九、五四〇圓

産業組合及産業組合聯合會 大正四年産業組合法施行以來各地に設立せらるゝもの 逐年其の數を増加し成績見るべきものあり。今其の組合數を見るに、旅行常時即ち大正四年に設立を許可せるもの二組合なりしが、昭和四年末に於ては四十組合となれり。而して調査組合三十四に付いて之を見るに其の出資總額百三萬三千五百五十五圓、内拂込済額八十七萬一千七百七十七圓にして準備金、其の他積立金、借入金、組合員(其の家族を含む)並團體貯金及剩餘金を合算すれば其の運用資金總額二百二十一萬七千七百圓に達するに至れり。組合員總數三千六百七十八にして之を大正五年當時の二百九十五人に比較すれば其の發達良好なるを知るべし。聯合會としては僅に大正十四年に於て信用組合聯合會一の設立を見たのみなるも其の會員數十七、出資額四萬三千圓にして内拂込済額一萬八千五百二十五圓、運用資金總額は一萬六千六百十圓を算し今後益々發展するの狀勢にあり。

産業組合

種別	年次	大正十年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
組合數		三	三	三	三	三
調査組合數		三	三	三	三	三
組合員總數		一、四〇〇	二、三六六	三、〇一〇	三、七六六	三、六九〇
出資總額		三六八、八八五	七三三、三五七	八〇〇、四四七	八六六、一七九	一、〇三三、〇七三
拂込済出資額		三三三、七六八	六三三、三三三	六〇四、四三三	六〇四、四三三	六〇四、四三三
準備金		三三、一一七	一、四一七	一、四一七	一、四一七	一、四一七
其他積立金		一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
借入金		一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
貯蓄金		八、七〇〇	三、九四四	四、三六〇	六、八〇〇	六、八〇〇
剩餘金		四、七二二	二、一三九	二、一三九	二、一三九	二、一三九
合計		四〇、八三三	一、四六六、四六六	一、四六六、四六六	一、四六六、四六六	一、四六六、四六六

産業組合聯合會

質屋營業其他金銭貸付業無盡講及無盡業 金融機關の施設完備せざる本島に於ては質屋は重要な金融機關として各地共相當利用せられつゝあり。質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられ、昭和五年六月末に於ける質屋及其他の金銭貸付業者數百九十八人總運轉資金額百八萬八千八百八十三圓、昭五年上期中に於ける總貸出金百四十五萬八千七百十四圓を算す。庶民金融機關として急速の發展を爲せる無盡業に付ては從來據るべき規定なかりしも、昭和五年十一月勅令第二百十二號を以て昭和六年四月より無盡業法の施行を見るに至り議會に付ては既に大正十三年四月勅令を以て議會取締規則を施行したり。昭和五年六月末に於ける無盡業者數三十四、資本金二百二十七萬五千圓、内拂込金額百二十九萬六千九百九十圓、給付契約高一千六百七萬八千四十一圓、加入員一萬六千三百九十七人を算せり。議會は總數二百五十一、講金總額二百七十七萬六千五百八十四圓を算し、金融機關として重要な地位を占め漸次其の機能を發揮しつゝあり。

第三節 煙草專賣

煙草專賣

明治四十二年六月煙草專賣法施行と共に豊原に函館專賣支局出張所を大泊に同專賣官吏派出所を新設し

専ら煙草供給に關する事務を取扱ひ尙豊原、大泊、眞岡に煙草元賣捌人を置き、從來の煙草小賣人は其儘煙草小賣人に指定せられたり。爾來漸次増設せられて現在に於ては豊原、大泊、眞岡、泊居、元泊、敷香の六箇所に專賣官署(出張所若は派出所)及元賣捌所を置き略ぼ煙草供給機關の完成を見たり。

煙草賣渡代金調査表(圓)

口付の部

年 度	數 島	卓 數	卓 上 用 島	朝 日 不 二	み の り	や よ び	其 他	合 計
昭和元年度	九六、七三	三三	三三	一、三〇一	三、六七	二、〇二	三、八九	一、一四、七六
昭和二年度	八七、七九	四、三四	四、三四	三、四三三	三、九二	二、四九	三、三三	一、〇、三三
昭和三年度	八〇、六〇	三、一三	三、一三	三、八一三	二、八八	一、五九	二、八四	一、一四、四六
昭和四年度	六六、三三	二、九三	二、九三	三、四六〇	三、三〇	二、〇六	二、〇六	九六、〇六
昭和五年度	三〇、八八	一、四九	一、四九	三、八六八	三、三〇	一、〇六	三、三三	五六、三三

兩切の部

年 度	ゴ ール テン	シ ョ ッ プ	チ ェ ー	朝 日	ス タ ー	其 他	合 計
昭和元年度	五、四三	一、三三	一〇、一七	一、七五	二、一七	二、四〇	六、六二



煙草中央製造工場

財政及金融

九四

昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度
六五、四七〇	六〇、七〇〇	八〇、九〇〇	九八、八〇〇
一七、七〇六	一七、七〇六	一五、六〇八	二二、〇〇〇
一五、九六九	一四、〇一八	一四、四〇五	一〇、三〇〇
六八、三〇〇	四〇、〇〇〇	六八、三〇〇	七四、八〇〇
三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇
四、一〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	一、六〇〇
七三、九〇〇	八〇、八〇〇	九八、八〇〇	一、〇〇、九〇〇

刻の部

年 度	あやめ	さつき	白梅	はき	なてしこ	其 他	合 計
昭和元年度	三三、七〇〇	二四、六五〇	四、四〇〇	一七、六三三	二、五三三	三、五〇〇	七三、二〇〇
昭和二年度	三六、三三六	二〇、四〇一	三、六三三	三三、一七三	三、六三三	二、六〇〇	七〇、七〇〇
昭和三年度	四三、三三六	八九、九三三	三、六〇〇	三三、三〇〇	四、六三三	一、三〇〇	一、〇〇、八〇〇
昭和四年度	四七、三三六	七五、〇〇〇	三、一〇〇	三三、三三三	七、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇、八〇〇
昭和五年度	五九、三三六	五〇、九三三	二、二〇〇	七五、三三三	一六、四〇〇	一、六〇〇	一、〇〇、八〇〇

尙此の外輸入煙草は昭和三年八千八百六圓、昭和四年四千六百九十八圓、昭和五年には三千四十一圓に達せり。

第六章 教化

第一節 教育

第一款 概説

明治三十八年本島領有當時に於ては何等施設の見るべきものなく百廢創始の状態に在りしが、年を逐ふて渡航者續々として相踵ぎ豊原、大泊及眞岡の三地の如きは忽ちにして市街地を形成し、從て児童亦多數を算せるが其の教育機關なきを以て之が設立の念に迫られ、明治三十九年八月始めて豊原に小學校を開校し、次で同年十月大泊及眞岡の兩地に小學校を開校せり。之れ樺太に於ける小學校の嚆矢なり。而して同年九月樺太小學校内規を定め其の據る可き所を明かにせり。然るに教育上の施設を要するは當に是等市街地のみには止まらず、其の他の村落に於ても之が必要に迫れるを以て、應急策として民間に相當補助を與へて之が設立を助成せり。即ち明治三十九年には私立簡易教育所二、同四十年に私立簡易教育所二、私立小學校一の設置を見たり。越えて明治四十二年樺太に於ける小學校に關する件（勅令）公布せられ大體小學校令に據ると共に、之が細則に就ては内務省令を以て一部を除く外小學校令施行規則を準用することとな

り、次で廳令を以て私立小學校補助規則を定め、三市街以外の村落の私立小學校に對し教員俸給及設備費に補助を與ふることとし之が普及を圖れり。然れども小學校に尙廳立、私立の二種あり、私立小學校には補助を與ふと雖も教員の招徠其の他に不便尠からず。茲に於て大正九年管内の小學校を統一して之を公立とし教員の諸給與は之を國庫の負擔として教育機關の刷新を圖れり。

斯くの如くして初等教育機關の普及漸く其の緒に就ける時、一方既に高等普通教育機關の必要に迫られ之が要望の聲漸く高きを以て、明治四十五年大泊に中學校を、大正五年豊原に高等女學校を、次で大正十四年豊原に昭和二年眞岡に孰れも中學校を設置せり。之より大正四年大泊に私立大泊女學校の設立を見數次の變遷を経て大正十三年公立大泊高等女學校となりたるが昭和二年四月之を官立とせり。尙大正十五年眞岡に公立眞岡實科高等女學校の開設を見、昭和四年四月之を官立高等女學校とし、同年四月泊居に公立泊居高等女學校を設置せり。

教育機關の普及漸く其の緒に就くと共に教育行政上、監督機關充實の忽にすべからざるを認め、大正五年四月樺太廳に視學を置き更に昭和五年一月には視學官を新設して、之が監督統一の嚴密を期し又之より大正九年には教育に關する告諭を發して其の嚮ふ所を示せり。以上の如く初等及中等教育機關稍整備し來りたるも、社會教育に關する施設及小學校教員の養成機關に付ては其の見るべきものなかりしを以て大正十五年六月には樺太青年訓練所規程を、又昭和四年四月には樺太公立實業補習學校規程を公布し次いで五年十月には社會教育官を設くる等以て教育の普及を圖らんと努め居れり。尙近く範師學校開設の見込を以て準備中なり。

第二款 初等教育

戦近拓殖の進展人口の増加に伴ひ學齡兒童の増加亦著しく、依て學校の増設校地校舍の整備と共に内容の充實を圖りて教育の改善振興に努め居れり。而して學校は概ね普及し今や相當村落を形成する所學校の設置を見ざるなき狀況にして、從つて學齡兒童の就學率又頗る良好となれり。

學齡兒童就學歩合

(最近五年間別)

年次	區別	學齡兒童	就學兒童	不就學兒童	學齡兒童就學歩合
大正十五年 四月		一六、一六〇	一六、二七〇	〇	九八・八〇%
昭和二年 四月		一六、九三三	一六、八八九	〇	九八・八〇%
昭和三年 四月		三、二九七	三、三三〇	〇	九八・八〇%
昭和四年 四月		三、九八一	三、四〇六	〇	九八・八〇%
昭和五年 四月		四、七三三	四、八六六	一三三	九八・八〇%

學校、學級及教員、兒童數 (昭和五年三月)



支離別	種別						學 校 種 別	學 校	學 級	教 員	兒 童
	豐 原	大 泊	本 斗	眞 岡	泊 居	元 泊					
	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	三	三	一〇	三〇	八、四六
	尋常小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	四	三	三六	四九	一〇、三三
		尋常小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	二	九	四	七	二、八七
			尋常小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	二	二	一四	一六	六、〇七
				尋常小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	一	三	二七	三六	五、三六
					尋常小學校	尋常高等小學校	二	三	七	一五	三、七六
					尋常小學校	尋常高等小學校	六	五	四	四	一、八五

計	尋常高等小學校	尋常小學校	三三	八三	九四	六、三三
---	---------	-------	----	----	----	------

備考 分校(兒童數其他)は本校中に含む。

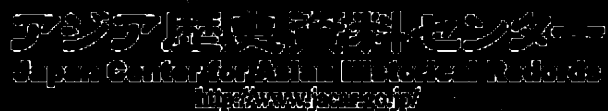
小學校の教科は小學校令及同施行規則に據れるを以て内地と同様なるが、本島の位置極北に偏し氣候風土の異なるものあるのみならず、人情風俗を異にする移住者の子弟なるを以て其の教授訓育に當りては一段の努力を要するものあり。

第三款 中等教育

本島に於ける中等學校は昭和五年四月現在中學校三、高等女學校四なるも中等教育を受けんとするもの年々増加の趨勢に在るを以て既設中等學校の擴張充實を圖ると共に逐次増設の必要あり。

一、樺太廳大泊中學校

明治四十五年四月開校五月一日より授業を開始す。元樺太廳中學校と稱せしが大正十四年四月樺太廳原中學校設立と同時に改稱す。教科目は中學校令施行規則(文部省令)に準じ、徵兵令第十三條及文官任用令第六條第一號に該當するものと認定せられ、他の學校への入轉學に關しては中學校令に依り設置したる中學校と同一の取扱を受く。



年度	種別	教員	學級	中		附設小學校教員講習所	
				生徒	入學	卒業	入學
昭和元年		三	三	六	一		
昭和二年		三	三	六	一		
昭和三年		三	三	六	一		
昭和四年		三	三	六	一		
昭和五年		三	三	六	一		

二、樺太廳豊原中學校

大正十四年四月開校同月二十三日より授業を開始す。教科目其の他は大體大泊中學校に同じ。

年度	種別	教員	學級	中		附設小學校教員講習所	
				生徒	入學	卒業	入學
昭和二年		三	三	六	一		
昭和三年		三	三	六	一		
昭和四年		三	三	六	一		
昭和五年		三	三	六	一		

三、樺太廳真岡中學校

昭和二年一月創設同年四月十五日より授業を開始しせり。教科目其の他は大體大泊中學校に同じ。

年度	種別	教員	學級	中		附設小學校教員講習所	
				生徒	入學	卒業	入學
昭和三年		三	三	六	一		
昭和四年		三	三	六	一		
昭和五年		三	三	六	一		

四、樺太廳豊原高等女學校

大正五年四月開校五月一日より授業を開始す。元樺太廳高等女學校と稱せしが昭和二年四月樺太廳大泊高等女學校設立と同時に改稱す。其の教科目は高等女學校令施行規則（文部省令）に準じ、他の學校への入轉學に關しては高等女學校令に依り設置したる高等女學校と同一の取扱を受く。昭和四年四月より四年制並に五年制を併置し更に補習科一ヶ年を置く。

年度	種別	教員	學級	女		補	
				生徒	入學	卒業	入學
昭和元年		六	六	三	一		
昭和二年		六	六	三	一		
昭和三年		六	六	三	一		
昭和四年		六	六	三	一		
昭和五年		六	六	三	一		

数 化

五、樺太廳大泊高等女學校

昭和二年四月開校し、教科目其の他は大體豊原高等女學校に同じ。

本校は大正四年十月私立大泊女學校として設立せられたるものなるが、大正八年五月財團法人組織となし大正十三年八月之を公立高等女學校に變更したるを更に官立に變更したるものなり。最近に於ける學級教員生徒数を示せば左の如し。

年度	種別	数					
		教員	學級	生徒	入學	卒業	
昭和元年		三	三	七	三	三	
昭和二年		二	二	八	二	二	
昭和三年		二	二	八	二	二	
昭和四年		一	一	八	一	一	
昭和五年		一	一	一〇	一	一	

1011

六、樺太廳真岡高等女學校

大正十五年四月樺太公立高等女學校官制及同規程に依り公立真岡實科高等女學校として設立せられ、昭和四年四月樺太廳に移管せられたる結果樺太廳真岡高等女學校と改稱せり。

年度	種別	数					
		教員	學級	生徒	入學	卒業	
昭和三年		三	三	二	三	三	
昭和四年		八	八	二	八	八	
昭和五年		二	二	六	二	二	

備考 昭和五年三月卒業生ナキハ高等女學校ト改稱ト同時ニ修業年限延長セラレタルニ由ル

七、公立泊居高等女學校

昭和三年四月開校す。

年度	種別	数					
		教員	學級	生徒	入學	卒業	
昭和四年		九	九	二	九	九	
昭和五年		八	八	四	八	八	

八、私立學校

本島の私立學校に關しては大正九年九月私立學校規則を定め、其の設立廢止の都度所定の事項を具し長官の認可を受けしむ、大正十二年十二月眞岡に私立裁縫女學校の設立を見、漸次増加し今日に及べり。現に同規則に依れる學校の状況を示せば左の如し。

数 化

1011

名 稱	位 置	經 營 者	設 立 年 月	生 徒 數	教 員 數
私立豊原夜間中學校	豊原	榎本教育會附設	大正十五年四月	七	三
私立藤川實踐女學校	豊原	藤川マキ	大正十五年八月	七	三
大泊裁縫女學校	大泊	橋イナ	昭和三年六月	七	三
大泊實科女學校	大泊	志川秀子	昭和三年八月	七	三
私立眞岡裁縫女學校	眞岡	大場秀代	大正十二年四月	七	三

第四款 教員養成其の他教育施設

第一項 教員養成機關

拓殖の進展人口の増加に伴ひ逐年小學校の増加を來しつゝあるも小學校教員の養成機關は未だ完からず、爲めに其の補充の大部は未だ之を内地に求むるの狀況にあり。

一、小學校教員講習所

本所は大正七年の開設に係り大泊中學校に附設せらる。修業年限一年にして當初尋常科准訓導以上の實力ある者を收容し尋常小學校本科正教員を養成せるが、大正十一年之を改め中等學校卒業者若くは之と同

等以上の學力ある者を收容することとなり、師範學校第二部と軌を一にせり。尙昭和二年より本科の外に研究科を創設し、本科卒業者又は師範學校本科卒業者若くは小學校本科正教員の免許狀を有する者にして榎本に於て一年以上小學校教育又は教育事務に従事し現に其の職に在る者の中より選抜收容し、本科の學科目又は之に關聯する學科目に付尙精深なる學習を爲さしめ略師範學校專攻科に準じつゝあり。

、本所卒業後は短期現役兵たるの特典あり。入學者には學費として入學旅費、支度料、被服費、教科用圖書費、食費、手當及修學旅行費を給す、入學志望者逐年増加しつゝあり、入學者及卒業者左の如し。

種 別	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
入學者	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
卒業者	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
研究科	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
卒業者	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

二、榎本豊原高等女學校補習科

榎本豊原高等女學校に補習科を置き高等女學校卒業者を收容す。修業年限一年にして小學校教員たりむとする者には特に必要なる學科目を教授し、卒業後は無試験檢定を以て尋常小學校本科正教員の資格を與へ適宜任用しつゝありしが、昭和五年よりは五年制高等女學校卒業以上の學力を有する者を收容し小學



校本科正教員の資格を與ふる事とせり。

三、教員の指導教養

本島領有の初期に於ては教員の無資格者尠からざりしも、現在は殆ど有資格者を以て充たし内地と些の遜色を認めず。然れども生徒は何れも内地各地方よりの移住者の子弟にして、其の風俗習慣固々にして歸一する所なく、之が教育に就ては内地に於て味ひ得ざる周到なる注意と不断的努力の必要とするのみならず、僻陬の地なるを以て環境の刺戟極めて少く動もすれば研鑽を怠らんとする弊あるを以て、常に優良教員の招徠に努めると共に一方研究の機会を與へ、之を善導し素質の改善を圖り居れり。

小學校教員 小學校教員に對しては左記の方法に依り向上改善に努めつゝあり。

イ、機に應じ校長會議、研究會、講習會等を開き、或は研究論文を募集する等努めて研鑽の機会を與ふ。

ロ、毎年十名内外の現職者を選び内地及朝鮮其の他の殖民地に派遣し、教育狀況の實際を視察研究せしむ。

ハ、學術研究員規程を設け、現職者より試験又は無試験に依り毎年數名を選抜し、任意又は指定の學校に派遣依託して研究せしむ。

研究員は之を甲種、乙種に分ち甲種は一年、乙種は六箇月とし、大正十年度以降派遣せるもの甲種十名乙種十五名を算す。

中等學校教員 中等學校教員は之を内地に求めざるべからざる爲め不便尠からずして、之が對策として大正十年中等學校教員依託養成規定を定め、適當と認むる學校に依託生を置き在學生中より之を募集せり。

依託學生は大正十年より大正十二年迄に高等師範學校、早稻田大學、東洋大學、音樂學校、共立女子職業學校等十一名を算せるが、大正十三年以降中止の狀態にあり。

第二項 其の他の教育施設

開拓の過渡期にある本島にありては社會教育的施設未だ完からず、之が普及發達は將來に俟たざるべからざるも現時其の施設の乏なるものを擧ぐれば左の如し。

實業補習教育 本島に於ける小學校兒童數は逐年著しき増加を見るに至れり。従つて之等卒業兒童中直ちに職業に従事する者に對し職業に關する知識技能を授けると共に 拓殖に須要なる教育を施すことは最も重要なるにも不拘、從來之が施設なかりしが昭和四年四月始めて高等小學校卒業程度以上を入學資格とする修業年限二個年の實業補習學校の開設を見たり。各校に一名乃至二名の専任教員、數名の囑託教員を配習し、更に廳費を以て相當補助を支給しつゝあり。其の概況左の如し。

學 校 名	學 級 數	教 員 數	生 徒 數
樺太公立豊原商業補習學校	一	一〇	四
大泊商業補習學校	一	一〇	四
同 眞岡商業補習學校	一	一〇	四
同 落合商業補習學校	一	一〇	四
同 留多加農業補習學校	一	一〇	四
同 知取工業補習學校	一	一〇	四
同 本斗水産補習學校	一	一〇	四
同 泊居工業補習學校	一	一〇	四
計	九	六七	二五

教育會 從來各支廳の下に獨立したる教育會ありたるが時代の推移は之を以て足れりとせず、是等を統一するの要あるに鑑み、大正十三年三月從來の教育會を解散して新に支廳管内を統一したる教育會を創設し、之を單位として中央に樺太教育會を設置したり。爾來講演會、研究會、夏季大學の開催、各科研究調査會及夜間中學校の開設並に機關雜誌の刊行等著々事業を進め、尙新刊書籍を購入して巡回輪讀に供す。圖書館 本島精神文化促進の機關として完全なる圖書館の施設を緊要とせるに、未だ其の見るべきもの無きを遺憾とし、先年大泊教育會にては附屬圖書館を設け、今年樺太教育會に於ても、附屬圖書館を豊原

町に開設する事となれり。尙島内各中、女學校には校友會費を以て各圖書室を設け、町村教育會にては簡易巡回文庫を置きて何れも相當の成績を挙げつゝあり。

幼稚園 幼稚園は大正十年始めて大泊に設置せられ、次で大正十二年豊原に、昭和二年恵須取町に之が開設を見、目下右三幼稚園は町立にせんとする計畫中なり。其の概況左の如し。

名 稱	經 營 者	設 立 年 月	保 姆 組 數	一 園 兒	保 育 料
豊原幼稚園	私 立	大正十二年五月	三	二〇	二、五〇〇
大泊幼稚園	私 立	大正十年七月	四	二〇	二、五〇〇
恵須取青藍幼稚園	私 立	昭和二年四月	三	六	一、五〇〇

教育所 本島在住の土人中には、アイヌ族、ギリヤーク族等約二千餘名あり。其の子弟の教育の爲に島内六ヶ所に教育所を設け、公立小學校に準じて學習を指導しつゝあり。其の概要左の如し。

(昭和五年七月末測)

名 稱	位 置	學 校 數	教 員 數	兒 童 數
内宿教育所	榮 濱 村	一	一	一
落帆教育所	富 内 村	一	一	一
多蘭泊教育所	廣 地 村	一	一	一



智來教育所	名	寄村	二
新開教育所	泊	岸村	二
香教教育所	數	香町	三

教化

男子青年團 從來青年團は町村に於て各任意に設立し來りたるが、大正十四年九月是等各青年團を統一して支廳管内聯合青年團を設置し、之を支團とし町村落各青年團を以て分團とし、之等を基礎として更に樺太青年團を組織して節度あるものたりしめたり。之等青年團は各地方教化團體の中心勢力となり青年の修養及各種公共的事業に活動しつゝあり。其の概況左の如し。(昭和五年十月調)

支團別	青年團數	員數		本年度經費豫算	本年度資産	事業概要
		正團員	其他			
豐原	三	一、九七五	一、六五	一、七七〇	一、六九〇	講習會、講演會、夜學會、陸上競技會、公共事業
大泊	四	一、五七五	一、〇〇	一、二四〇	一、三、八九	講習會、講演會、夜學會、陸上競技會、共同作業
眞岡	一七	六、〇〇〇	一、〇〇	一、五五〇	三、八五〇	講習會、講演會、夜學會、陸上競技會、共同労働、視察
泊居	三	六、二〇〇	一、一三	六、四九三	七、一〇五	講習會、夜學會、圖書購入、體育會、運動會、道路修理、共同作業、夜學會
本斗	三	一、〇〇〇	四、七	二、八三三	一〇、六五五	講習會、陸上競技會、道路標識建設、夜學會
元泊	六	三、九〇〇	六	二、三三〇	三、五五〇	
計	四二	一、五、三〇〇	九、九	一、五、七六〇	一、五、三三八	講習會、公共事業、勞力寄附、武道、運動會

數	香	四	一、五	三	二、九	六、八〇
計	豐原	三	一、〇〇〇	六、三三〇	五、七六〇	一、五、三三八

女子青年團 本島に於ける女子修養機關は、從來處女會を各町村に於て任意に設置し來りたるが、大正十五年十一月女子青年團に對する内務省、文部省訓令の發せられるや之が創立準備を企圖し、昭和三年十二月曠古の御大典を記念として支廳管内各處女會を統一し、支廳管内聯合女子青年團の設立を見、更に之を基礎とする樺太聯合女子青年團の組織行はれ統一節度あるものたりしめたり。其の内容は内地と同様にして本島各地方の社會教化に力め、又は公共事業を援助する等盡力するところ大なり。其の概況左の如し。(昭和五年度末調)

支團別	青年團數	員數		本年度經費豫算	本年度資産	事業概要
		正團員	其他			
豐原	三	一、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	講習會、講演會、夜學會、共同労働、視察
大泊	三	一、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	講習會、講演會、夜學會、共同労働、視察
眞岡	一四	一、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	講習會、講演會、夜學會、共同労働、視察
泊居	三	一、〇〇〇	一、〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	講習會、講演會、夜學會、共同労働、視察
計	二六	四、〇〇〇	四、〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	講習會、講演會、夜學會、共同労働、視察

教化



教化

一一二

本	半	元	計
三	三〇	四	三六
老	一〇九	六	一一五
手藝講習、雜誌講讀、運動會、敬老會			
謝演會、講習會、手藝展覽會、奉仕事業			
三、學藝會、講話會、讀書會			
三、六	四七	四、三	一一五

青年訓練所 大正十五年四月勅令第七十號を以て内地道府縣に對し青年訓練所令公布せられたるも殖民地には之を施行せられず、然れども本島の如き社會教育的施設の少き土地に於ては最も適切なるものと認め、大正十五年五月勅令第十七號を以て之が規程を公布するに至れり。大体内地同様にして孰れも小学校又は工場内に附設す。主として小学校教員、在郷軍人及工場幹部等が指導員として公民教育、職業教育及國民的教練を課す。現在に於ける概況左の如し。

(昭和五年十月調)

支區	種別	訓練所	在籍者	設	置	村
豊原	八	三	豊原町(二)	豊北村	川上村	落合町(三) 榮濱村
大泊	六	三	大泊町	留多加町	深海村	長濱村 富内村 遠淵村
本斗	五	二〇	本斗町(二)	内幌村(二)	好仁村	

第二節 博物館

眞岡	八	三	眞岡町	小能登呂村	清水村(二)	廣地村	瀬泊村(二)	野田町
泊居	七	一	泊居町	鷗城村	惠須取町	名寄村	三濱村	名好村
元泊	三	一〇	元泊村	知取町	帆寄村			
敷香	四	六	泊岸村(二)	敷香町	内路村			
計	四二	一、九						

本島の我領有に歸するや拓殖の礎を樹つる爲、其の天産物を調査し利用の途を究むるは最も必要なりとし、明治三十九年五月樺太民政署に於て新道の權威者に囑託して植物調査を遂げ、樺太廳設置と共に動物調査を數年間に亘りて行ひ、其の標本を樺太廳舎の一室に保管せり。越えて明治四十二年島内の農水林礦産等産業的標本を蒐集するに當り、同時に土人の使用せる器具等をも蒐めて陳列せしが、未だに公開觀覽せしむるに至らざりき。標本、物産等の蒐集せらるゝもの多數に上るや大正六年樺太駐屯軍司令官々舎に陳列して公開し、大正十一年には内容漸く備はりたるを以て、樺太廳博物館規定を設け、五月より十月に至る間を開館し、本島唯一の觀覽施設たらしめたり。爾來觀覽者年と共に増加し昭和二年には、植物、

教化

一一三

動物、水産、林産、農産、礦産、土俗及歴史参考品等の各部を設け、整理改革して内容の充實を計り、陳列品は殆んど本島特有のものにして學術上の好参考資料及本島の事情を知る爲、視察者の見逃すべからざる施設の一たり。開館は毎年五月一日より十月末日迄にして昭和五年度に於ける觀覽者總數は二萬四百餘人に達せり。

第三節 社會事業

本島に於ける社會的事象は從來甚だ單調なるを以て慈善救濟、釋放者保護を主とし社會事業の發達亦著しきものなかりしも、最近本島の人口の増加と時運に伴ひ社會的事象も漸次複雑化し此種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原、大泊等主要市街地に於ては民間篤志家の手に依り無料宿泊所、託兒所、職業紹介所等の設置を見、既設社會事業團體の事業擴張と相俟て社會の要望に副はむ事を期し樺太廳に於ても極力之が助成に努めつゝあり。尙法令に基き實施の救護事業は軍事救護、罹災救助、行旅病人及行旅死亡人の救護並取扱の三項目にして相當成績の見るべきものある團體左の如し。

- 一、財團法人 樺太慈惠院
- 一、同 樺太共濟會
- 一、同 樺太恩賜財團

大禮恩賜樺太慈惠財團

一、樺太保護會

一、軍事救護

軍事救護法に依り傷病兵、其の家族若は遺族又は下士兵卒の家族若は遺族を救護するものにして生業扶助醫療、現品給與、現金給與の四種に別つ。現在救護の状況を示せば左の如し。

區	分	戸	數	人	員	金	額	擔	要
傷病兵及其家族			一			三九四		現金給與	
現役兵及其家族			九			一、四六		同	
計			一〇			一、八五		同	

一、罹災救護

總令罹災者救助規程に依り多數者同一の災害を蒙りたる場合に限り救助を行ふものにして

- 一、避難所費
- 二、食料費
- 三、被服費
- 四、治療費
- 五、小屋掛費

教化

- 六、就業費
- 七、學用品費

に對し救助金を支出す。

昭和四年度に於て行ひたる罹災救助左の如し。

區	分	戸	數	人	員	金	額	摘	要
惠須取地方山火災害			九三		二六四		七、六五〇	前記各費目	
留多加地方山火災害			一〇		一〇〇		三、六六六	同	
計			一〇三		三六四		一〇、三一六		

一、行旅病人及死亡人救護並取扱

行旅病人及死亡人は本島人口の増加と共に逐年増加し、救護並取扱費亦相當多額に上り、本人又は扶養義務者より求償し得るもの稀にして之が繰替支出を爲すべき町村は財政上相當苦痛あるものと認めらる。今昭和四年度に於ける救護並取扱状況を示せば左の如し。

區	分	人	員	練替支出額	國庫負擔額	個人負擔額	入	入
行旅病人		一六		三、四〇〇	三、二八〇	一、二七六		一三、九六四
行旅死亡人		四		一、〇〇〇	九〇〇	三五		七六
計		二〇		四、四〇〇	四、一八〇	一、三三一		一四、〇三〇

一、財團法人釋太慈惠院

明治四十四年の創立に係り主として自活し得ざる者を救護し天恵を全ふせしむるを以て目的とし行旅病人及精神病者の依託救護、貧困患者の施療、孤兒の教育、院外救護等の事業を行ひ本島に於ける唯一の救護機關とも稱すべく、本島社會事象の複雑を加ふるに従ひ同院の活動は社會の要望する所にして同院亦各般の事業計畫を樹て、事業の擴張を期しつゝあり。昭和四年度に於ける事業成績を示せば左の如し。

昭和四年度救護種別人員表

行旅病人	精神病者	貧困患者	孤兒	院外救護者	院外施療者	計
八、四七五	二、五九〇	三三	一	一、四三三	一	一三、七〇九

一、財團法人釋太共濟會

大正七年設立せられ、釋太に於ける住民の生業に必要な物資の需給を調節し兼ねて天災地變に際し罹災者を救助するを目的とし、設立以來農林省より外米を購入し、米の需給及價格の調節をなし、或は交通不便なる奥地住民の爲冬季物資の購入資金を貸付し、水害、火災等に當り罹災民に救助金を交付する等相當の活動を爲せり。右は本會事務の一端に過ぎざるも、拓殖途上に在る本島の爲貢獻少からず、其成績見

るべきものあり。

一、樺太恩賜財團及大禮恩賜樺太慈惠財團

樺太恩賜財團は大正元年明治天皇御大喪に當り地方賑恤の資としての恩賜金を以て設立せられ、其の後照憲皇太后、大正天皇御喪の際の御下賜金をも本團の管理に屬せしめ、大禮恩賜樺太慈惠財團は、大正四年大正天皇大禮に際し内閣總理大臣に賜はりたる御沙汰の旨を奉體し、御頒賜の賑恤資金を以て之を設立し、昭和三年御大禮の際の御下賜金を併せて管理し、共に樺太に於て慈惠救濟の事業を行ひ、廣く住民をして聖恩に浴せしめ、之を永遠に傳ふるを以て目的とし設立以來専ら資源の増殖に努め、大正十三年より鯨寡孤獨孝子節婦にして貧困又は病氣の爲自活療養の途なきものに對し惠恤を行ひ來れり。近時資源も相當の増加を見たるを以て漸次事業を擴張し、貧困者の救護、孤兒の教育等を行ひ相當の成績を示しつゝあり。

一、樺太保護會

大正八年の創立にして刑の執行を受けたるものに對し、釋放後の保護を爲すものにして直接收容保護、間接保護、一時的保護の三種に區分して保護事業を行ふ。而して釋放後の一時宿泊、職業紹介、衣食旅費の給與等一時的保護最も多く、昭和四年度に於て一四九名に及び、間接の保護者二五名、直接保護者八名にして、斯界の爲貢獻する所尠からず。



社 神 太 樺 正 大 幣 官

以上の團體は一般に基礎未だ十分なりと云ひ得ざる狀況なるも、長くも毎年紀元節に當りては新業獎勵の御思召を以て御下賜金を賜はり、又樺太廳よりも補助を與へて事業を助成し指導改善に努めつゝあるを以て漸次發達の趨向にあり。

第四節 神社及宗教

第一款 神社

明治三十八年本島領有後住民の増加するに従ひ神社の創立を企畫するもの各地に相續ぐに至れり。茲に於て人心の歸嚮を察して、敬神の思想を涵養し、崇祖の信念を振作する爲め明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社樺太神社を建立せられたり。爾來豊原、真岡、大泊、泊居其の他各地に相亞で産土神社ウツチノカミの建立を見現在其の數九十社に及ぶ。

官幣大社樺太神社 祭神は大國魂命、大己貴命、少名彥命の三神一座にして豊原の東郊旭ヶ岡に鎮座し、幽邃絕佳の勝地なり。明治四十三年起工、翌明治四十四年八月鎮座あり。大祭日は樺太施政記念日たる八月二十三日なり。社殿社域整備し境内樹木鬱蒼として森嚴の氣滌り神威赫として島民の崇敬殊に厚し。

縣社豊原神社 祭神は天照皇大神、豐受大神、明治天皇、昭憲皇太后の三座四柱にして豊原町宇北豊原

に鎮座し開羅にして森嚴なる淨地なり。明治四十一年の創建にして例祭日は七月十一日なり。
 昭和三年十一月五日縣社に列格せらる。
 縣社・應神神社 祭神は大國主命、事代主命、市杵島姫命、御食津神、譽田別命にして、幽邃森嚴なる神樂ヶ丘の高地に鎮座し、亞庭灣に望む。

大正十一年創建、昭和五年七月五日縣社に列格せらる。例祭日は八月九日なり。
 表忠碑 大泊中央高地に在り、明治三十七八年戦役に際し本島に於て不幸戦病死せる陸軍歩兵少佐西久保豊一郎以下軍人軍屬五十一名の遺骨を埋葬して其の英靈を祀り、最も激戦にして敵の主力を全滅したる七月十二日(西久保少佐戦死)を以て毎年招魂祭を舉行す。全島民の尊崇を鍾むるところにして大正十四年 皇太子殿下本島行啓の際には長くも特に鶴駕を任せられたる、本島唯一の由緒ある記念碑なり。
 樺太戦跡記念碑 本島の我領有に歸するや、二十有餘年の今日に至るまで其の戦跡の徒に草野荒野に委棄せられ、漸次其の形態を煙滅するに至らんとするを恐れ、官民有志の組織する樺太戦跡保存會の手に依り一萬數千圓を投じて彼我兩軍の轍跡を一舉に決せる交戦地たる豊原町宇軍川を選び花崗石を以て高さ二十四尺の碑を建設せり。

第二款 宗教

本島領有後各宗派の布教師續々渡來し各地に寺院、布教所を設け布教傳灌に努めたる結果盛を遂うて靡んに、檀徒の數亦倍々増加しつゝあり。宗派は神教、佛教、基督教の三なり。其の概況を詳述す。
 神教 神道、黒住、天理、金光、大社の五派にして各地に布教所三七箇所あり。檀徒の數亦倍々増加しつゝあり。
 佛教 眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土の五派にして各派の寺院布教所一三七箇所に達す。
 基督教 日本聖公會、日本メソヂスト教會、天主公教會、日本基督教會及救世軍の五にして教會數七箇所あり。



第七章 兵 事

明治三十八年樺太南半を領有すると共に大泊に樺太守備隊を設置し、明治四十年之を豊原に移轉し第七師團の管區に屬せしめ、以て本島の守備警衛に任じたるが大正二年五月之を撤廢するに至れり。然れども大正九年五月突發したる尼港事件に基因し薩哈連州の保障占領に伴ひ同年十月再び豊原及内路に守備隊の駐屯を見るに至れり。越えて大正十四年二月、日露の新協約成立し國交の恢復に伴ひ再度守備隊の撤退を見ることとなりたり。

本島には從來徵兵令の施行なく特別地域を爲し居たる爲め各種の點に於て遺憾尠からざりしが大正十三年戸籍法と共に之が施行を見、第七師團の管區に屬し漸次關係法規の適用を受け内地と其の軌を一にするに至り、爾來五回の徵兵検査を施行して良好なる成績を得、簡閱點呼、勤務演習其の他一般兵事々務も圓滿なる遂行を見つゝあり。

一、海軍 募兵

本島は從來海軍志願の適用は受けざりしが、大正十四年より其の適用實施を見たり。爾來本島に於ける志願者の検査は北海道管内に於て行ひ來りたるが、其の初年たる大正十四年には志願者十九名採用者七名を得て相當成績を收め尙逐年増加の傾向を認むるを以て、昭和二年豊原に検査所新設せられたるも、同檢

査所に於て全島の志願者を受驗せしむるは交通其の他の關係上遺憾の點なきに在らざるを以て、自然東西に區分せらるゝ本島の地形により、昭和三年度より更に西海岸真岡町に検査所を増設せられたるが、同年に於ける志願者總數は六八名、採用者一四名、昭和四年度は志願者二四名、採用者二〇名、昭和五年度志願者一〇名、採用者一四名とす。

二、在郷軍人

人口の増加に伴ひ在郷軍人又逐年増加の趨勢にあり。是等在郷軍人は概ね實業興隆能く生業に精勵し良兵良民の實を擧げつゝあり。大正十四年三月陸軍召集令實施せられ續いて大正十五年七月より海軍召集令も施行せらるゝに至りたれば、是等軍人に一層の自覺を促し在郷軍人會の結束愈々鞏固となれり。

第八章 殖民及農業

第一節 土地

邦領樺太の面積は約三百六十四萬町歩にして、農牧適地面積は各種方面よりの調査に依れば約二割は農牧に適するものと看做すも大過なかるべし。即ち七十二萬八千町歩を其の目的に利用することを得べし。而して農耕適地及放牧適地面積を區分する調査未だなしと雖も、大體各國及北海道の例に依り推定するに總面積の一割三分即ち四十七萬三千町歩を農耕適地として、殘餘の二十五萬五千町歩を放牧適地と看做すも大差なかるべし。

土地選定 明治三十八年十月以來殖民地の選定事業に着手し、土地の廣袤を概測すると共に地勢、土質、氣候、植物、水利及交通等の狀況を調査し、昭和五年迄に農耕適地十九萬六千四百八十二町歩、牧畜適地二十四萬四千七百五十二町歩、其の他土地改良後の農耕適地二萬二千九百七十三町歩、泥炭地七千五百八十一町歩、計四十七萬二千七百八十八町歩を選定せり。

土地區劃 明治三十八年初めて大泊に宅地を區劃し、戰爭當時の移民を收容したるを嚆矢とす。爾來土地整理並に移住民の收容に便せんが爲、地味の良否と交通の便否とに鑑み、殖民地として區劃を施設したるもの昭和五年末に於て二十三萬九千七百七十七町歩餘あり、其の主なるものを記せば左の如し。

農耕地は地味肥沃にして交通至便の地を選み五町歩乃至七町五段歩を普通農家一戸の收容に充つることとして明治三十九年より事業を開始し、昭和五年末に於て其の面積十六萬九千二百八十八町歩餘に達せり。

市街地は樞要の地に之を施設し、普通七十坪乃至百五十坪を一戸分となし、明治三十八年本島領有後直ちに大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、真岡、久春内、野田、泊居、敷香、名好、木斗、知取、内路、鶴城、落合、惠須取、留多加川口の十六箇所あり。昭和五年末に於ける區劃面積六百二十二町歩餘に及びり。

部落宅地は移住の密居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一戸の標準を普通九百坪となして専ら農民の收容に便し之を農村宅地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には一戸の標準二百坪乃至六百坪となして専ら漁民の收容に便し之を漁村宅地と通稱せり。尙ほ漁村には明治四十二年より六百坪乃至一町歩内外の附屬畑を劃設し漁閑を利用して農耕を奨励せり。昭和五年末に於ける區劃面積二千七百三十町歩に達せり。

土地改良 本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして流水を妨げ、爲めに河水氾濫して農耕地を浸害するものも亦尠からず。大正十年より鈴谷川、留多加川、内淵川及剣丹川の四大流域に對し土地改良基

本調査を開始し、昭和五年迄に約七萬六千七百六十九町歩餘りの調査を爲せり。殊に地味肥沃なれども低濕地にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官營又は補助金を給して大小排水溝の開鑿を企圖して、専ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官營施設したる大排水溝の延長十八萬七百三十二間に達し、又大正二年より農業者に補助金を給して、各自の農耕地内に小排水溝を掘鑿せしめたるもの昭和四年末現在に於て延長四十四萬六千二百二十二間に及べり。

以上排水溝の施設と相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ殖民地内及殖民地相互間に所謂幹線農耕道路を開鑿することとし、其の工事の困難なるもの又は急設を要するものは之を官營となし、簡易なるものは農村住民に補助金を給して之を開鑿せしむる等専ら農村交通の便を計れり。昭和五年末に於ける農耕道路延長官營二十七萬七千五百九十七間、補助七十萬八千三百四十五間（昭和四年末）に達せり。

土地處分 樺太國有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸附することを得るも、直に賣拂を爲すは殆ど特殊の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成功したる後に於て賣拂又は讓與に因り民有に歸するを通則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とするも農耕、牧畜及之に直接附隨の用途に供する場合は拓地殖民の見地より之を無償にて貸付し、専ら農牧業を目的とする移住者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付、耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三萬坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十萬坪、市街宅地及部落宅地に供する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一萬坪を各限度とす。但し農耕目的の地は借地人に於て一萬五千坪に對し一戸の割合を以て移住農民を收容するときは九萬坪迄を貸附し、其の他の事業に供する土地は會社又は組合に對する場合其の所定面積の五倍迄増加することを得せしむ。昭和五年末に於ける處分面積は貸付地九萬三千五百五十七町歩餘、讓與及賣拂に依り民有に歸したる土地八萬三千九百十八町歩餘に達せり。

第二節 移 民

第一款 交換前の殖民概況

樺太に於ける移民は文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしが所謂殖民としての事跡に至りては素より論すべきものなく、今より約六、七十年前堀利烈奉行の建言に基き時の幕府は移住民の招徠を企て内地漁夫の出稼を奨励すると共に農民の移住をも奨励し新に「是迄本島出稼人ハ松前、函館人別ニ限ル横相成趣ニ聞ユレ共以後ハ何國ノ者トモ身元隨カナル者ハ引移住居不苦云々」と布達せるを以て奥羽方面より多數の移住を見るに至れり。是本島移住の端緒なり。

次いで明治元年岡本監輔は函館より人夫二百名を募集して移住せしめ、又明治二年岡本判官東京より移

住するに際し農工民三百名を募集し同伴して移る彼等に肥料、工料を給して開墾、土木の事業に従事せしめたり。

明治三年九月永住者三ヶ年間一日に付玄米五合、一ヶ月手當金三分、衣類料一ヶ年五兩を給し、六十五歳以上七十七歳未満は十月より翌三月迄六ヶ月間一日一人に付玄米二合五勺とし、又移住民病死手當をも定めたり。

明治三年十月畑地、漁業共有地を割渡の上永住者には終身無税とせり。又寄留者出稼者には三年間無税にして四年目より收穫高の二分五厘を納めしむ。而して開墾目的の移住民に對しては一人に付三百坪の地を下附し次年検査の際に耕作を勤む者には更に土地を増給する等種々奨励方法を定めて其の實績を擧ぐるに努め移住民を保護したるも多くは風土に慣れざるを以て病者續出したるため明治三年七月病弱男女百五人を東京に返還し同年十月に至りて更に身體虛弱なる農工男女三十名を東京に返還せる状態なりき。農工永住者は三ヶ年間扶助を受ける規定なりしも其の實殖民の多くは勞力を厭ひて唯一時の糊口を得んがために永住を口實にして扶助を願ひ出づる者多きを以て明治四年三月に至りて更に再度永住扶助願出をなさしめたり。而して農民男女十五歳以上は一人毎に農具七點と扶持を與へたり。

自作家作せんとする者には手當金を給し又漁民と協力漁業をなさんとする者には漁具を貸與せり。明治四年七月には大工職二十名を函館にて募集して移住せしめたれ共是等移民の多くは本島の風土に慣れざるのみならず情民多く樺太を去り歸國するもの百餘名に達せりといふ。明治六年七月永住者にして官の扶助を受ける者が夫々歸省に托して其の儘歸り來らざるもの多々あるを以て此の弊を矯めんとし以後歸省を願出づる者は事實を調査し土着の見込なく轉籍出願の者は從來給與せる扶助米を返還せしめたる上、歸國を許し又事實歸省の者には保證人を定めしめたり。若し一ヶ年も歸島せざる時は從來給助の扶助米を保證人より上納せしむることとせり。

明治四年十二月に至り從來永住出願者には三年間手當を給與したりしが、此の時より以後は新に願出づる者は手當を給せざる事とせり。

當時の移民は生計困難にして其の多くは様子を窺ひ本島を去らんと計るもの多きに反し、新に永住する者は稀少にして戸口年々減少し明治七年九月に於ける居住民数は僅々四百五十人のみとなれり。

右の如く開拓使に於ては數年間移住民を保護し、自主獨立自活の途を樹てしめんと努力せるに拘らず、應募者の多くは概ね内地に於て生活し能はざる下級民にして誠實に勉勵せず、加ふるに露國人の跋扈甚だしき爲安住するを得ず。百方奨励の効もなく到底自活の見込なきを以て開拓使は止むを得ず之等移民を北海道に移さむと欲し、明治七年三月樺太支廳は「當州永住人並雇農工民ノ儀ハ設備ノ次第モ有之候ニ付一先御引揚相成候儀引揚ノ儀ハ別紙簡條書ノ通り心得ベシ」と布達をなしたり。於是本島の居住民は殆んど皆退散し軍に出稼地たるの状態となり、明治八年領土の交換を待たずして其の實之を投棄したるもの、如



要之當時の殖民は其の選擇を誤りしと交通不便 氣候的差異に依る新生活に對する順應性乏しかりし爲 新領土移住開拓に適應せざりしこと其の近因なりとすべし。

第二款 露領時代の本島殖民概況

明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人を此の地に收容し其の改心せる者は之を放免して開拓に従事せしむるの政策を執りたり。即ち年々本國より數百名の囚人を送致し一年乃至三年後一定の制度の下に監獄外の居住結婚を許可し、更に一定の時期を経て農務其の他の事業に従事するを得せしめ、刑期満了後六ヶ年間品行方正なる時は所轄長官の上申に依りて之を農民に編入し一定條件の下に遂に自由民たるの權利を恢復せしむる等種々獎勵策を講じ大いに同島開發に努力せり。即ち一八九八年(明治三十一年)調、自由民九、七九七人、流刑民二、二二六七人、計三二、九六四人にして犯罪者は全數の約六九%を占め、一九〇四年(明治三十七年)調、自由民一、九九七人、流刑民二、三二五一人、計三五、二四八人にして犯罪者は六六%なりき。此の間特記すべきは日本人にして交換以後單に漁業に従事せんとして夏季渡來する者毎年尙七千人を下らざりしと云ふ。

而して流刑囚の刑期を経て 流刑殖民となるを許された者は殖民監督官の監督下に島内諸所に多數居住

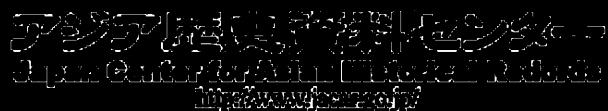
して農業に就き所謂殖民部落を形成せり。即ち其の村落一三三、戸數六、一六八、建物七、四九一、人口二二、七七七なりき。

流刑農民に對する政策

- 一、土地貸付(三町歩乃至六町歩を一戸とし自由に撰定せしむ)
- 二、住宅建築補助(所要木材の無償給與及勞働補助)
- 三、食糧給與及被服貸與(最初二ヶ年間)
- 四、種子貸付(收穫時迄)
- 五、家畜貸付(民間貸馬の仲介保證)
- 六、官營病院
- 七、小學校設置
- 八、結婚補助
- 九、農産物の買上
- 一〇、私設水車場建設

其の他牧草地、部落宅地、市街宅地、官設備荒倉庫に對する設備等あれ共之を略す。

然れ共彼等は刑除の民にして概ね着實持久の性質を缺き、從て開拓の事業進捗せざるのみならず、一旦刑期満了して自由の身となれば何れも島外に退散したるを以て二十有餘年間會て著しき人口の増加もなく其の産業の發達をなすに至らずして終止せり。



第三款 領有後に於ける殖民概況

領有以來本島の人口は實に躍進的增加を示したり。即ち明治三十九年本邦人二〇、八〇六人、土人二、二九一人、外國人二、六四八人、計二二、七四五人なりしが、昭和五年末に於ては邦人二七、七、二七九人、朝鮮人五、三、五九人、臺灣人一、土人二、九三三人、外國人三、五八八人、計二八、四、九三〇人に増加し實に二三倍に奔騰せり。而して此の人口増加の内容を見るに舊土人及諸外國人は領有當時より現在に至る迄、殆ど同一率を以て進みつゝあるに反し、獨り我本邦人のみは逐年急激なる増加を示したるを以て、斯くの如き趨勢を示したるものなり。

爾來本島に於ける移民は逐年著しき増加をなしつつありと雖も、今尙漁業期にのみ出稼する漁民及夏季間のみに渡來する労働者等尠からず。本島に移住する者は敢て其の職業を問はずと雖も凡そ處女未開の國土を開發して國産の興起を圖らんとせば、先づ以て農業を以て定着移民招徠の一大根本政策を確立するに在りとし、領有以來我政府は農業移民の招徠に全力を傾注したるを以て、逐年農業移民の増加を來して今日に至りたるものなり。

即ち本島の我領有に歸するや、露領時代の農業經營狀態を考査し新界専門の學者技術者に託して精密なる調査を遂げたる結果、其の地味、氣候の農業に好適なるを確認し、本島農業經營は自作農業者をして畜農業に倚らしむべきを認識し、諸種の法規も亦此の一大方針に則りて制定し、且土地處分の規定を定め、更に農業者に對する保護獎勵の機關を設け、明治三十九年以降農業者の移住を獎勵すると共に、一方農事の積極的研究調査發達を以て諸種の試験場試作場及其他の施設をなし大に其の研鑽に努め、更に進んで昭和四年從來の試験場を改めて樺太廳中央試験所となし、大規模なる設備と内容の充實革新を圖り其の大使命たる大自然的富源開發に努めつつあり。

加之今後百万人の收容力と七十三萬八千町歩の廣大なる農牧適地とを有する本島に道路、排水、教育、衛生機關其他の施設の完成を期せしむるに於ては、實に移住價値の増大と現下日本の深刻にして緊急なる人口食糧問題解決に對する一大光明たるべし。明治三十八年十月以來樺太廳は殖民に適する土地の撰定に着手し、三十九年殖民地の部分區畫の測設を設けて、土地貸付を開始せしが、四十年以降漸次現行の土地處分の諸法規を施行するに至りたり。

- 明治三十九年四月 軍令第四十四號官有土地建物貸付假規則
- 明治四十年四月一日 廳令第三十四號 官有建物貸付規則
- 同 四十年四月一日 廳令第三十五號 樺太固有土地貸付規則
- 同 四十年四月二十日 廳令第十七號 樺太移民取扱規程
- 同 四十一年三月四日 內務省告示第十八號 樺太移民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方
- 同 四十年四月一日 廳令第二號 種子貸付規則
- 同 四十年四月一日 廳令第四號 家畜貸付規則



- 同 四十年 四月 一日 勸令第三號 牛、馬、豚種付規則
- 同 四十年 十月 十三日 勸令第八十一號 共同放牧地貸付規則
- 同 四十二年 勸令第七號 農事獎勵補助規程
- 同 四十一年 三月 二十九日 勸令第三十六號 樺太固有土地管理規則
- 同 四十一年 十月 九日 勸令第三十號 有償貸付地貸付規程
- 同 四十二年 四月 二十九日 勸令第九號 公獸醫規程
- 同 四十二年 六月 二十九日 勸令第十五號 家畜去勢規程
- 同 四十三年 四月 十日 勸令第十二號 家屋建築費規程
- 同 四十四年 四月 十五日 勸令第十二號 種畜貸付規程
- 同 四十四年 十二月 二十二日 勸令第二九〇號 樺太固有未開地特別處分令
- 同 四十四年 二月 二十二日 勸令第二八九號 樺太固有財産管理規則

等専ら本島に農業移民招徠及之が助成發達を期して農民の保護に努め大いに法令を制定し、以て本島開拓の大方針を樹立せり。

即ち此の期に於ては方三百間を一區畫とし、之を更に四分して七町五反歩を一戸分の土地面積とし、移住後一ヶ年以内に六坪以上の防壁に適する家屋を建築せる時は、一戸に付金三十五圓以内の補助金を交付し更に種子及牛馬豚をも貸付するの途を講じたり。

大正七年六月勸令第二十一號産業獎勵補助規程を制定し、移民の招徠に努めたれ共、農民の數一萬五、六千人、耕地面積一萬町歩を得たるに過ぎず、農産額又九十萬乃至三百萬圓に過ぎざりしを以て、大正八年

四月十八日勸令第八號移住獎勵補助規則により移住費及開墾費を補助することとせり。

- 一、移住費十五歳以上の者一人に付五圓以内、但し一戸に付十五圓以内。
- 二、開墾費十圓。

更に大正十五年六月二十三日勸令第十九號移住獎勵補助規則を改正せられて指定地の貸付を受けたる者に對し、一戸宛三百圓の補助金を交付することとなり、同年七月七日告示第一三七號によりて農業移民を收容すべき指定地を豊原、大泊、真岡各支廳及留多加出張所の四管内二十ヶ村六九〇戸と定めたり。

然れ共是等農民は所謂自由移民にして、昭和二年初めて收容したる指定地の農業移民は三一八戸に過ぎずして、間もなく指定移民の制度は廢止せられ、昭和三年更に移民の素質向上と官營施設の徹底及補助に依り、従来よりの自由移民と區別し、理想農村建設の一大革新計畫を樹立し、以て各府縣よりの農民を集團的に一定の殖民地に移住せしめんとし、現に着々として其の顯著なる實を挙げつゝあり。現在の集團殖民地は上喜美内、豊榮、大豊、小能登呂、近幌、瑞穂、樺保、寶澤、幌千の九ヶ所にして其の施設並保護特典の概要を述べれば左の如し。

- 一、殖民地内に官營を以て土地改良工事を施し農耕道路及排水溝を掘鑿し、且農家一家に對し一町歩の無償開墾を爲す。
- 二、各殖民地内に移住者指導所を設置し指導員を配置して移民に對する萬般の指導斡旋を爲す。



- 三、共同精選所及共同倉庫を建設して利用平等ならしむ。
- 四、殖民地内一里以内に小學校を設置して子弟の教育を爲す。
- 五、囑託醫、產婆を配置して保健、衛生に萬全を期す。
- 六、青森、函館、稚内、小樽の諸港には移住民取扱事務所を設け所員之に従事し諸般の保護指導を與ふ。尙小樽市色内町六丁目（小樽驛より約五丁、棧橋より約五十間）、稚内連絡待合所前及大泊菜町には移民林泊所を設置し實費にて宿泊せしむ。
- 七、土地の貸付及無償讓與、未開地は一戸に付五町歩乃至十町歩を標準とし無償貸付し五ヶ年若は七ヶ年以内に規定の家畜（一萬坪以下は不要、一萬坪以上一萬五千坪以内は牛又は馬一頭を夫れ以上一萬坪を増す毎に馬又は牛一頭増加す）を有して其の土地に居住し十分の七以上を成墾すれば其の全地を無償にて讓與す。
- 八、産業獎勵補助
 - イ、自ら農業を営むもの、又は其の組織したる組合に對しては適當と認むる場合は補助金を交付す。
 - ロ、家畜を購入したるとき
 - 一、馬
 - 種畜の資質あるもの 一頭に付評價價格の二分一以内。
 - 其の他のもの 管内にて購入したる場合 一頭に付評價價格の三分の一以内。管外より購入したる場合 一頭に付購入價格の二分の一以内。
 - 二、牛
 - 種畜の資質あるもの 一頭に付評價價格の二分一以内。
 - 其の他のもの 管内にて購入したる場合 一頭に付評價價格の三分の一以内。管外より購入したる場合 一頭に付購入價格の二分の一以内。

九、副業を經營したるとき。

ロ、種牡牛馬を所有し種付を行ひ若は種畜貸付規則に依り種畜の貸付を受けたる者には毎年度豫算の範圍内に於て一月に付十五圓以内の補助金を支給す。

ハ、産業の獎勵上必要と認むる工事又は事業若は産業に關する共進會、品評會又は競馬會等に對しては毎年度豫算の範圍内に於て其の經費を補助し、又は器具機械を貸付す。

九、土地改良費補助

部落民共同して農耕道路を設け、又は排水溝を掘鑿したるときは、工事費の二分の一以内を補助す。

一〇、共同放牧場の使用

町村に無料にて共同放牧場を貸付し之を農業者に使用せしむ。

一一、種畜貸付

樺太廳に於て必要と認むるときは町村農業者若は農業者の団体に種畜を貸付す。

一二、牡牛馬貸付

本島移住者にして國有未開地の貸付を受け、又は土地を有し農業を営むものは牡牛若は牡馬の貸付を受くる事を得、而して其の家畜より生産したる仔畜中一頭を樺太廳に返還するときは他は自己の所有となる。



一三、開墾獎勵補助

農業經營上土地利用増進を圖る爲、三町歩以上の農耕適地を開墾する目的を以て一年七反歩以上開墾したるものに對し、適當と認めたるときは、開墾費の四割以内を補助す。

一四、移住費補助(保護移民のみに限る)

樺太に保護移民となりて移住し集團殖民地の貸付を受けたる者に對しては移住費の補助として三百圓以内の補助金を支給す。

一五、家屋建築費補助

樺太に移住し十町歩以下の國有未開地の貸付を受けたる農業者にして、貸付地内に自己の住宅目的を待つて家屋を建築せむとする者に對し適當と認めたる場合は、毎年度豫算の範圍内に於て一棟に付三百圓以内の補助金若しくは建築材を交付す。

一六、種子の無償給與(保護移民のみに限る)

樺太に移住し集團殖民地の貸付を受けたる者には入地の初年に限り優良種子を無償にて給與す。

一七、移住に際しては汽車、汽船賃の三割乃至五割の割引の割引證を受くることを得。

之を要するに現今の集團殖民政策は、未だ其の緒に就きしもの少しと雖も、近時遠く東北、中國、近畿地方に至るまで、宣傳募集をなし移住許可に際しては嚴密なる移民の身元調査遂行の上、其の良質なるも



殖 民 地 (富内岸澤)



收 穫

のを收容しつゝあり。一方施設補助の如きも専ら積極的の移民招徠策なりと謂ふべし。

第三節 農 業

第一款 概 説

樺太は我國唯一の亞寒帯に位する島にしてポドゾル地帯を形成す。此の氣温と土性に基く樺太の農業は異なる氣温及土性を有する北海道内地臺灣等に於ける農業とは其の趣を異にせり。

樺太の自然的基礎條件を考慮し、科學的及經濟的に研究せる結果、其の合理的と認むべきものは含水炭素物即ち砂糖、澱粉、纖維等の生産にあり。甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵粉用小麥、酒精用ライ麥の栽培は其の將來を認められつゝあり。

次に實際的農業經營に就き形態上より之を觀れば本島に於ける農業は所謂有畜農業を主として畜力の利用、地力の維持を計り收穫の増加を期すべき情勢にあり。

第二款 現 狀 及 施設

本島領有以來茲に二十有餘年其の間各種産業の發達に伴ひ農業に關する施設亦著々其の緒に就き、現時

農産物生産年額約三百五十萬圓を算し十年前に比し實に隔世の感あり。然れども耕地面積は僅に二萬九千町歩にして、農耕適地四十七萬三千町歩に比すれば未だ其の六分に過ぎず。尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等農耕適地開發の時には蓋し優に他の産業を凌駕し得ること明なり。以上の如く拓殖の餘地極めて廣く本島農業の發展は寧ろ今後の經營に俟つところ大なるを知るべし。

耕地 本島の耕地面積は年を遷りて非常なる増加をしつゝあり。其の増加の程度は實に躍進的にして最近五年間の状況を見るに左の如し。

種別	年次	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
耕地面積		一六、六〇三町	三三、〇〇三町	四〇、〇〇〇町	三七、〇〇〇町	三六、〇〇〇町
増加指数		100	199	241	222	216

農業者戸口 近時本島内地間交通の便著しく増進せられ世人の樺太に関する知識向上し、一般渡來者の増加すると共に農業移住民も亦著しく其の數を増し、昭和四年末現在一萬三千七百七十九戸、四萬七千三十九人にして全戸口の約二割に達せり。既往十年間に於ける戸口を示せば左の如し。

戸口	年次	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
戸口數		五、〇〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇

人口	年次	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
人口		三〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	三三、〇〇〇	三四、〇〇〇	三五、〇〇〇	三六、〇〇〇	三七、〇〇〇	三八、〇〇〇	三九、〇〇〇	四〇、〇〇〇

重要農産物 農産物の最近五ヶ年間の作付面積及其の生産價額を示せば次の如し

種別	年次	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
作付面積		一、五〇〇町	一、四〇〇町	一、三〇〇町	一、二〇〇町	一、一〇〇町
生産價額		三、七九、五五〇圓	三、四〇、〇〇〇圓	三、五〇、〇〇〇圓	三、六〇、〇〇〇圓	三、七〇、〇〇〇圓

尙之等農産物の昭和四年末現在に於ける作付面積及生産價額を種類別に示せば左表の如し。

品名	作付面積	生産價額	品名	作付面積	生産價額
大豆	七、〇〇〇町	一、七〇〇圓	大豆	七、〇〇〇町	一、七〇〇圓
菜豆	二、〇〇〇町	六〇〇圓	菜豆	二、〇〇〇町	六〇〇圓
蕎麥	三、〇〇〇町	七〇〇圓	蕎麥	三、〇〇〇町	七〇〇圓
小麥	二、〇〇〇町	五〇〇圓	小麥	二、〇〇〇町	五〇〇圓
ライ麦	一、〇〇〇町	三〇〇圓	ライ麦	一、〇〇〇町	三〇〇圓
黍	一、〇〇〇町	三〇〇圓	黍	一、〇〇〇町	三〇〇圓
玉蜀黍	二、〇〇〇町	六〇〇圓	玉蜀黍	二、〇〇〇町	六〇〇圓
大豆	三、〇〇〇町	九〇〇圓	大豆	三、〇〇〇町	九〇〇圓
大豆	四、〇〇〇町	一、二〇〇圓	大豆	四、〇〇〇町	一、二〇〇圓
大豆	五、〇〇〇町	一、五〇〇圓	大豆	五、〇〇〇町	一、五〇〇圓
大豆	六、〇〇〇町	一、八〇〇圓	大豆	六、〇〇〇町	一、八〇〇圓
大豆	七、〇〇〇町	二、一〇〇圓	大豆	七、〇〇〇町	二、一〇〇圓
大豆	八、〇〇〇町	二、四〇〇圓	大豆	八、〇〇〇町	二、四〇〇圓
大豆	九、〇〇〇町	二、七〇〇圓	大豆	九、〇〇〇町	二、七〇〇圓
大豆	一〇、〇〇〇町	三、〇〇〇圓	大豆	一〇、〇〇〇町	三、〇〇〇圓

殖民及農業

一四二

漬菜	一七五八	五五七三	牛	四八五九	九、四四四
葱	九七七	五、七五五	胡瓜	一、二二六	四、九五七
蘿蔔	五五七	四、八八五	其他	四、八九九	一五、八四四
燕薈	八七九	四、三〇七	計	一七、二七六	三、三六四、四六六
胡椒	一、一九〇	五、六二六			

農畜産物の地位 本島の沿海は到る處魚介豊富なるのみならず、陸には森林、礦物及沃野の農牧に適する處亦尠からず。各種の産業は之れより起り逐年隆昌に赴きつゝ、あれども開拓日淺く未開の地は今尙隨所にあり、従つて之等の未開地にして開發せらるゝに至らば本島の産業は佳日に値するものあるべし。今農畜産物生産額と他産業生産額とを比較すれば左の如し。

年次	種別	農畜産	林産	水産	礦産	工業	計
大正十四年		四、五〇四、九七五	九、五〇〇、五五三	一七、五八六、四三三	二、七二七、九〇〇	二九、〇八三、一八九	六〇、四四五、二六六
昭和元年		三、七六七、八〇〇	一、三〇五、三三〇	三、〇〇〇、九四四	二、七二二、三六九	三、四一七、〇六六	七、六九一、九一五
昭和二年		四、八三三、五九二	九、九〇〇、七四四	一五、七五五、三三〇	三、五五三、七三三	四、八六五、〇六六	八二、六九一、二五三
昭和三年		五、六〇四、二八八	一三、三四一、七五七	二〇、五七〇、四三三	四、八七二、九九九	三、五三〇、〇七五	八三、八三三、五三三
昭和四年		四、〇二一、五五五	一三、五三三、四三三	三〇、八八〇、六二〇	五、四三三、三三三	六、八三三、一七五	一〇五、八三三、一八九

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て気温は内地北海道に比し低しと雖も、栽培せらるる作物の種類に至りては北海道に於けると大差なく、殊に從來不可能とせられたる水稻栽培も漸く其の曙光を認むるに至れり。

食糧作物中到る處栽培せられつゝあるは麥類、豆菽類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類の各種にして麥類中最も多く栽培せらるゝものは裸麥なり。其の範圍は全島に亘り作付面積七百三十町歩十四萬圓に達す。大小麥は能く本島の風土に適し生育良好なれども販路の關係等により年々減少の傾向にあるを以て、之が栽培を促して食糧の自給を期すると共に、一面副業の發展を圖らんが爲め製粉、精麥事業を奨励しつゝあり。昭和四年末現在作付面積は大麥七十町歩一萬一千三百圓、小麥二百六十町歩三萬八千七百圓なり。豆菽類中最も多く栽培せらるゝは豌豆にして、其の作付面積四百七十町歩、産額五萬六千六百圓に達し、品質又優良なり。豌豆に次ぐは菜豆の百七十町歩六萬四千圓にして、大小豆雜豆に至りては何れも七十町歩内外にして未だ大なる生産を見ず。之れ大小豆は未だ廣く栽培せられざるが爲なるも、蠶豆にありては全島到る處生産せらるゝを以て家畜の増加と相俟つて其の飼料として將來益々増加すべし。

穀類としては以上の外蕎麥、粟、黍、玉蜀黍等も生産せらるゝも蕎麥を除きては栽培普及せずして生産額僅少なり。馬鈴薯は燕薈と共に本島に於ける重要作物にして、其の作付反別二千九十町歩産額五十三萬三千圓に達せり。主として自家消費に充當しつゝあるも澱粉を製造するの外其の儘市場に搬出せらるゝもの亦尠からず。現在澱粉製造者四百七十、製造高四萬五千九百貫を算するも、何れも小規模のものにして

殖民及農業

一四三

工場工業の域に達せず。

蘿蔔は全島に亘りて広く栽培せらるゝも大根蛆の發生甚しく、農業者は其の害蟲を避くる爲被害少き新墾地栽培を行ひつゝあるを以て、其の作付面積五百五十町歩、年産額僅に三十四萬圓にして、島内需要を充たす能はず今尙北海道より移入しつゝあり。

甘藍は清涼温和なる氣候を好みて生育するものなれば、本島に於ては特に優良のものを生産せられ一箇三貫匁の結球は敢て珍しからず。而して之が需要又尠からざるを以て作付面積逐年増加し、現在九百町歩年産額十六萬七千圓に達せり。

以上の外牛蒡、人蔘、胡瓜、茄子、南瓜等の蔬菜生産せらるゝも広く栽培せらるゝは市街地附近にして其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず。従つて其の作付面積は何れも尠く漸く百五十町歩に達する程度なり。

工藝作物中本島に適するものはライ麥、亞麻、甜菜、薄荷等なれども、是等の内現在利用せられつゝあるはライ麥及亞麻等なり。

農業者は大泊製糖會社と一定の契約のもとにライ麥を栽培し、酒精原料として之れを該會社に販賣しつゝあり。其の作付範圍は現在大泊、豊原及本斗支廳管内に限られ居るを以て作付面積亦四十町歩餘に過ぎず。

亞麻は現在主として豊原支廳管内に栽培せられ、作付面積二百五十町歩、年産額二萬八千圓に過ぎざるも漸次増加すべきは想像に難からず。而して生産品は主として製線工場を経て北海道帝國製麻會社に供給されつゝあり。

甜菜は昭和二年度より農家に試作せしめつゝあり。而して其の成績極めて優良にして品質遙かに北海道産品を凌駕し、昭和四年度に於ける平均反當數量四千五百八十四斤に達し、根中糖分平均一八・六三%、純糖率平均九二・三四%を示せり。樺太に於ける最も有望なる作物の一と謂ふを得べし。

薄荷、薑等皆て相當栽培せられたる作物なるも販路の關係上漸次減少し現在に於ては殆んど皆無の状態なり。

飼料作物としては燕麥、牧草、根菜類、デントコーン等何れも生育良好にして反當收量又少なからず。就中燕麥、チモシー、オチャード、瑞典蕪菁等、家畜ビート等に至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。

燕麥は家畜飼料たるの外一般需要亦尠からず。其の作付反別は作物中第一に位し、現在に於ては五千四百町歩、年産額九十萬五千餘圓に達し尙年々増加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要を充たすに足らず年々北海道より移入するもの尠からず。

牧草も燕麥と同様需要多く、且つ耕作容易なる結果栽培面積三千五百町歩、年産額三十九萬六千餘圓の

多きに達せり。

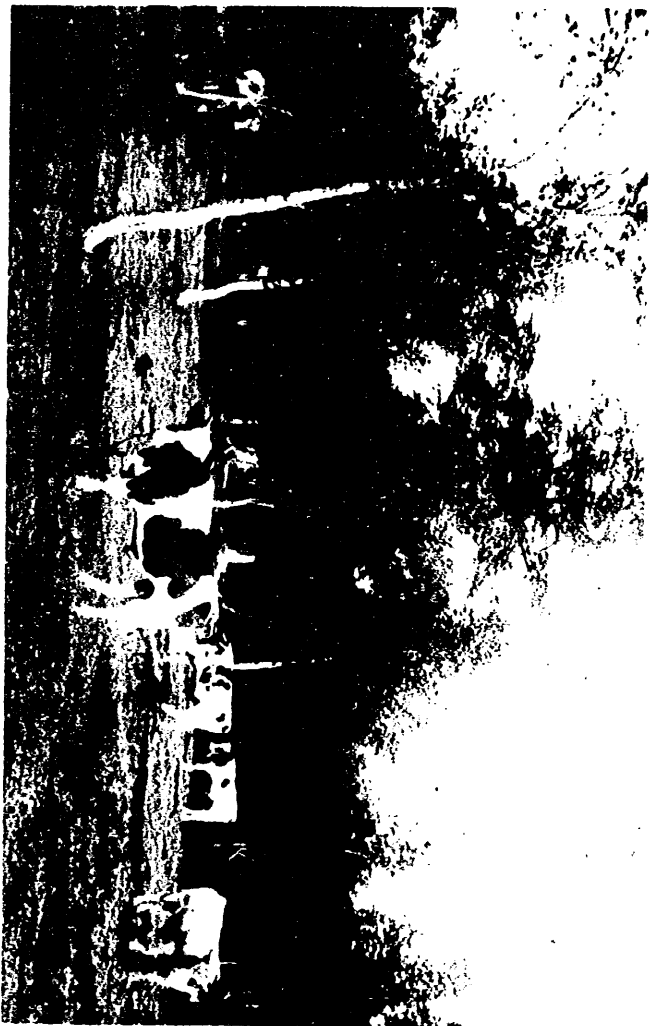
其の他瑞典蕪菁、家畜ビード、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、酪農業の勃興と共に濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹は一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果及葡萄なるべし。之等は現在中央試験所及各地の二三有志によりて栽培せらるゝに過ぎざるも其の成績概して良好なり。

水稲作は近年各地に夫々小規模の試作をなすもの増如し來りたれども、其の成績年により著しく異なれり。後年土地改良の完成と新品種の出現、耕作法の改善等に依りて必ずしも水稲作は不可能に非ざるべしと雖も、樺太農業の自然的條件の現状より見るときは、未だ積極的に耕作を奨励する時機に非ざるが如し。

第四節 畜産

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何等恐るゝに足らず。其の施設宜しきを得ば大に斯業發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣悪にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設としては清川に官營牧場を設置し種牡牛二頭を置き、荒栗の私設牧場に於ける種牡馬二頭と共に民有牝牛馬の種付に使用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親繁殖繼續せられ、遂に



女 牧 中 茶 種 白

體格矮少となりたるものゝ如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや、露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄して本國に引揚けたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て隨機の策として軍令を以て移住民の之を自由に捕繋するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕繋者に拂下ぐることにし、一方貝塚、並川、一ノ澤、古牧、軍川に牛馬收容所を設置して上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐ爲め牛馬の島外輸出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅に五百餘頭にして、民間にて拾得飼養のものを含し二千數百頭に過ぎず。尙其の大部分は山野に放棄の儘にして、時恰も晩秋に際し寒氣漸く迫り草木枯死して食糧を得ること能はず遂に斃死するもの多かりき。

明治三十九年七月各牛馬收容所を合併して貝塚に種畜場を置き、種牡馬二頭（ベルシユロン雜種）種牛一頭（ホルスタイン種）を購入して場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來諸般の施設を爲し之が改良蕃殖に努め來れり。現在は牛馬豚鶏を主とし、綿羊、家兎、水禽等の飼養せらるゝもの少數あり。亦近時養狐業漸次堅實味を加へ經營宜しきを得ば將來發展すべし。今最近五箇年の家畜飼養數を表示すれば左の如し。

年次	牛	馬	種羊	豚	鶏	狐
大正十四年	三、七五五	八、七五三	一、〇〇〇	二、六四〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇

殖民及農業

昭 和 元 年	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年
三、二五	三、六四	三、四七	四、〇六
九、四八	九、四四	二、四九	三、四七
四〇	一〇三	一〇一	一五
二、六七	三、七三	四、五五	五、二六
四、〇四	五、二〇	四、九七	五、三〇
八七	七五	八三	九〇

一、畜 牛

本島産牛の基礎をなせるものは在來種(露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの)及領有後北海道より移入せるもの、二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮少にして形態一定せざるも朝鮮牛に似たるもの尠からず、寒氣に堪ゆるも乳量一箇年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く、四、五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の経路詳かならざるも略馬匹と同一経路を辿りたるものと思料せらる。

北海道より移入せるものはエアシャー、ホルスタイン、シンメンタール、ショートホン、ブラウンスピアステボン種等にして、其の多くは絶滅或は辛じて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、獨りエアシャー種は繁殖盛にして、在來種は殆どエアシャー種に依りて改良せられ現在畜牛の六割以上はエアシャー種を以て占め成績甚だ良好なり。又近時ホルスタイン種の移入増加し漸次増殖の趨勢を呈せり。

二、馬

樺太産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるもの、二とす。在來種は老馬多く時に體格優良なるものを見るも多く矮少緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負擔力、挽曳力少く概して能力低劣なり。是等馬匹の詳細なる移入経路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと云ふ説眞なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を圖る爲め本廳に於ては優良馬を直接移入するの外、補助金を與へて民間に移入せしめ尙個人として移入せるもの尠からず。主としてトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、ベルシユロン、クライデスデル、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。現今にありてはアングロノルマン、ハクニーの二種を獎勵品種となし居れり。

三、養 豚

在來豚は樺太古領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、従つて其の何種に屬するものなるや不明なり。明治四十年樺太廳に於てパークシャー種とチエスターホワイト種との雜種を移入したるも、今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てパークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる状況にして、蕃殖並成育甚だ良好なり。樺太廳に於ては獎勵品種としてパークシャー種及ヨークシャー種の二種を決定し中央試験所農事部に於て種畜の配付をなし居れり。

四、養 鶏

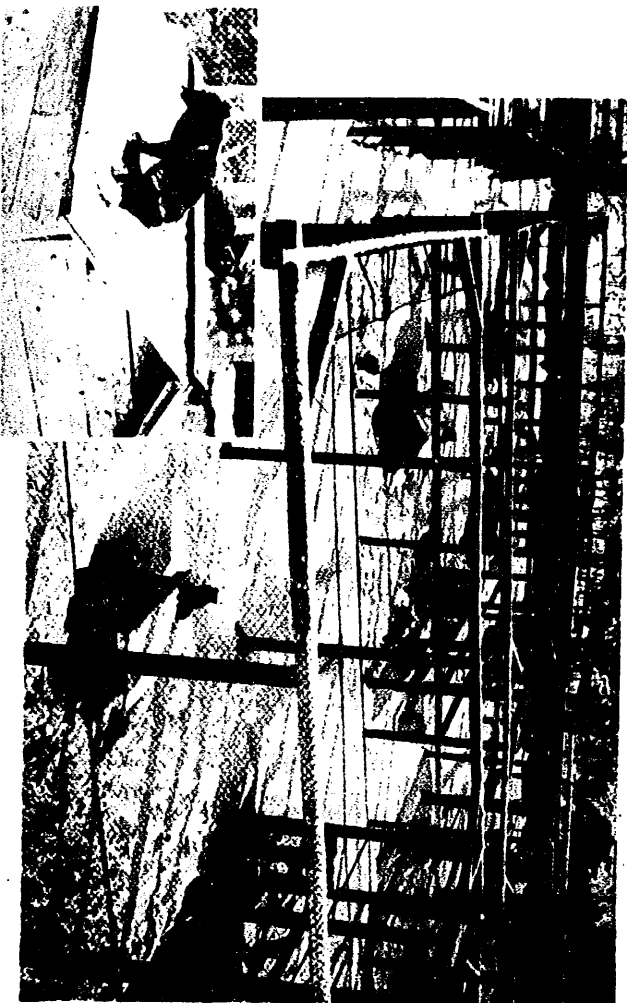
占領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり。されど其の起源不明にして形状より推斷するにレグホーン種とハムバーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず。體軀一般に矮少舉動輕快體量僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一箇年五十乃至八十個を算し一個の重量十二、三匁内外なり。最近漸次改良せられつゝあれば近き將來に其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる雞種はレグホーン種を最多とし、ミノルカ種、アングルシャン種、オービントン種、横斑ブリマスロツク種、名古屋種其他數種を數ふるも、飼養試験の結果、單冠白色レグホーン種並に横斑ブリマスロツク種を本島に最適のものとして認め之を奨励品種に決定し、一般に其の飼養を奨励したる結果現在總數の約九割を占め成績亦可良なり。

五、綿 羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖も、占領當時少數ながら綿羊の各部落に散在せるより察すれば、從來之に對して特種の奨励保護を加へざりしとするも多少望を囑せしものありしが如し。占領當時露人の遺棄せる綿羊五頭を守備隊に收容したるも、明治四十一年一月樺太民政署に保管轉換を行ひ貝塚種畜場で飼養したり。然れ共劣等種たるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十四年農商省月米種畜牧場よりシユロツプシャー種綿羊牝四頭、牝一頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同種牝一頭を購入補足して飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場へ現中央試験所



綿羊飼養

農事部)に於ける設備を擴張し、爾來四年間シロツツシャー種を米國より輸入して其の繁殖を圖れるに成績可良なるを以て、大正十四年より之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども專業的綿羊牧場の經營に至りては尙疑問の點尠からざるを以て大群飼養は未だ之をなさず。

六、養 狐

養狐事業は大正四年廳種畜場に於ける飼養試験を以て本邦に於ける嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有望なる産業たるを失はず。依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業の爲め其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果一時飼養者激減したりと雖も爾後再び増加し來り堅實なる發達を遂げつゝあり。

養狐場は人家を離れたる閑靜且つ高燥なる針潤混交林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とするも、現在副業的に之を飼養する農家各地に増加しつゝあり。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は恐怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力とを要す。然るに管理人は一人にて約五十個を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ。飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。

七、牛 酪

露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後樺太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐることにせり。一方大正七年民間牧場の之が製造を創めてより漸次増加し、大正十四年度には豊原、草岡兩支廳下に酪農組合設立せられし以來各地に該組合の設立を見、牛酪の製造量頓に増加を來し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつつあり。

六、

露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後樺太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐることにせり。一方大正七年民間牧場の之が製造を創めてより漸次増加し、大正十四年度には豊原、草岡兩支廳下に酪農組合設立せられし以來各地に該組合の設立を見、牛酪の製造量頓に増加を來し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつつあり。



(樺太露) 礦 炭 平 太

第九章 鑛業

第一節 總説

樺太の鑛業は其の領有前に在りては僅に猿津炭坑、落帆炭坑及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭探掘を見たる外、露國政府時代に於ては殆んど世人の腦裏に片影だも存せざりしが如く、従つて鑛産物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、或は流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず。内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや先づ全管内鑛業の絶對禁止を聲明し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内三大封鎖炭田の石炭鑛業を除くの外は總て内地と同一制度となれり。

第一款 鑛業制度

現今樺太に於ける鑛業の制度も亦内地同様鑛業法、鑛業抵當法、砂鑛法及砂鑛區税法の全部を施行し、登録手續の如き總て鑛業登録令を準用し居れり。只此の間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在す。即ち軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭探掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭探掘に付探掘料を徴收し、其の區域内の石炭の探掘料を競争入札

に附し落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令公布ありたり。即ち礦業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭探掘の許可に関する件（明治四十五年六月勅令第三百三十七號）

一、樺太に於て石炭探掘に付探掘料徴收區域（明治四十五年六月閣令第二號）

所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域を限定せらる。一に之を三大炭田とも稱し即ち左の如し。

南部炭田

雨龍川及吐龍保川流域以南能登呂半島一圓

中央炭田

内淵川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く

川上川流域一圓 但し同前

泊居川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に互りて礦物の採取を嚴禁し、又同第五號を以て礦産物の島外移出を嚴禁せり。之れ當時諸般の秩序未だ定まらずして、礦業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全島の礦業を絕對に禁止し、以て所謂礦山師の爲めに貴重なる礦區を先占亂掘せられ、天與の礦利の暴殄せられんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の礦業に關する記録及制度に據るべきものなく、從來の礦業關係の顧慮する處なく、本島地質礦物の調査も亦見るべきものなきを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳の設置せらるゝや、勅令第二百三十三號を以て先づ礦業法の一部即ち礦業法に關する規定、國の礦業に礦業法を適用するの規定、試掘に關する規定、礦業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二百三十四號を以て樺太簡業令を公布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊、榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り礦業權（探掘權）を許可せり。其の以外の地域に於ける各種礦業に對しては同令第十七條により樺太廳長官は内務大臣の認可を得て礦種及礦區を指定し、一定の資格者に探掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に礦業權を付與することとせり。之れ封鎖區域と稱せらるゝものなり。

爾來地質礦物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭礦區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大局より見て礦利保護上何等支障なきものと

認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三天炭田及惠須取、北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行せり。一面同年八月に至り勅令第二百十四號を以て鑛業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定（試掘に關する規定を除く）を施行して、其の範圍を擴張し探掘出願に關しては略々内地同様の制度に改めたり。

次で明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第三十七號及附令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮小して現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業稅に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。

然れども樺行鑛區は尙ほ漸次増加の趨勢にあるに鑑み、大正十年七月勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二百六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區稅法を施行したるを以て茲に全く内地と同一の制度となれり。

尙ほ砂鑛業に關しては明治四十年勅令第二百三十五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し、次で明治四十二年勅令第七十八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行したり。

第二款 鑛務行政の狀況

樺太に於ける鑛務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に二十四年にして、其の間出願總件數五千三十四件（昭和五年末）に及び其の大部分は石炭鑛業に屬す。

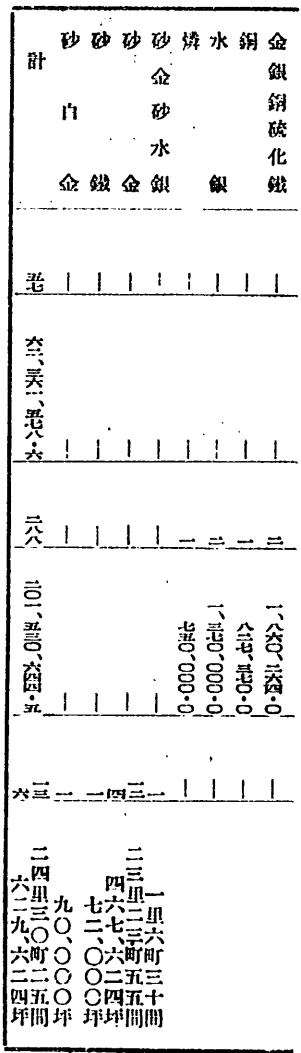
鑛業出願の趨勢を見るに明治四十年の十件を初めとして爾來連年倍加率を以て進展し、大正四年に至り一頓挫を來したるも翌五年には趨勢を挽回して四十三件の出願を見、大正六年には俄然二百二十三件に上り、翌七年及八年は相次で倍加率を以て増進したり。是れ畢竟樺太に於ける鑛業の眞價漸く世人の周知する所となり、事業者の企業心を刺戟せると、當時戰局に原因する財界好況の影響に外ならず。大正九年には八年に比し約二割の減少を見たるが尙ほ六百餘件の多きに達したり。然るに大正十年に至りて遂に其の三分の一に減じ、之を出願最盛期たる大正八年に比すれば實に四分の一に激減したり。而して同十一年は更に減じて百二十四件となり、同十三年に至りては僅かに九十五件に過ぎず。此の衰勢は一般經濟界が戰後不況の反動を受け緊縮の狀態に向ひたるに因すべし。而して翌十四年には稍之れを挽回して二百八十五件、昭和元年には二百四件、同二年には三百五十三件、同三年には五百五十一件、同四年には二百六十二件、昭和五年には二百九十五件を算するに至れり。

昭和五年末現在許可鑛區數を擧ぐれば左の如し。

種別	探掘權		試掘權		砂鑛區數	面積	延長
	區數	面積	區數	面積			
石炭	四八	三、九六〇、三〇六	三三	一、四二四、九七五			
石油	八	七、〇一九、三三〇	三	一、四四六、〇三〇			
銅	四	二、四四五、六六〇	四	三、一〇〇、〇〇〇			
金							
銀							



礦業



礦産物は礦業創始以來未だ石炭のみにして、明治四十二年に初めて少量の出炭あり、漸次増加して昭和三年には五十四萬千六百六噸、同四年には六十三萬二千九百三十噸、同五年には六十四萬四千九百七十四噸を産するに至れり。

現稼行礦區一覽

名	所在地	礦種	面積	着手年月日	礦業權者
川上炭礦	豊原郡川上村大字三井	石炭	五、五四、〇〇坪	大正三、二、二六	三井礦山株式会社
東山浦炭礦	榮濱郡白縫村大字白浦	石炭	四九、五三坪	三、一、二五	三井炭礦株式会社

名	所在地	礦種	面積	着手年月日	礦業權者
大榮炭礦	泊居郡名寄村大字廣澤	石炭	六、六三、三九	七、六、三	三井工業株式会社
知取炭礦	元泊郡元泊村大字樫保、知取町大字知取、茶釜、東樺丹	石炭	一、七九、七〇	一、三、九、七	登帆炭礦株式会社
大平炭礦	名好郡惠須取町大字大平	石炭	三、六三、八二	一、三、三、五	三井工業株式会社
樫保炭礦	元泊郡元泊村大字樫保	石炭	七、七、〇〇	二、九、六、三	三井工業株式会社
天內炭礦	名好郡惠須取町大字惠須取	石炭	四、二、三三	昭和三、二、二〇	今野要太郎
内帆炭礦	本斗郡内帆村大字内帆	石炭	六、四七、〇〇	四、一〇、三	三井炭礦株式会社
北泊炭礦	泊居郡泊居町大字唐緒	石炭	二、六、一三	五、九、二〇	梅野良藏
千歳炭礦	榮濱郡白縫村大字白浦	石炭	一、四、四〇	五、三、二九	三井炭礦株式会社
内川炭礦	數香郡内路村大字植柴	石炭	七、八五、一〇	四、七、二五	三井礦山株式会社
其他試掘		石炭	一、五〇、一三		
計		石炭	三、二七、四三		

備考 所在地は礦業事務所の所在地を示す

第二節 礦物

本島に於ける礦物は石炭を主とし石油之に亞ぐ。其の他の礦物にありては金、砂金、含銅硫化鐵礦及辰

砂礫等存在するも未だ重要な鑛床を發見せず。

建築用及土木用の石材類には花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等の火山岩及粘板岩、珪岩、硬砂岩類等の水成岩多く海岸に露出するを以て切制運搬に便なり。石灰岩は知床半島の海岸に露出しバルブ製造用として採掘せられ、其の花崗岩に接觸するものは往々結晶質(大理石)と爲り、之に接して含銅硫化鐵礦を伴ふ所あり。

第一款 石 炭

炭田 炭田の主要なるものは南部、中部、北部の三大炭田、恵須取炭田、西柵丹炭田及東海岸炭田等にして、中生界白堊紀の岩層よりなる西樺太山脈の兩側に於て、該白堊紀層に接する古第三紀及新第三紀層中に發達し、夾炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなす。夾炭層を分ちて左の三群とす。

古第三紀 下部夾炭層 泊居、内淵、川上及雨龍炭田等
中部夾炭層 沃内、西柵丹、名好、恵須取及幌岸炭田等
新第三紀 上部夾炭層

1、東海岸上部夾炭層 内川、知取、登帆、樺保及東白浦炭田等
2、西海岸上部夾炭層 野田、吐鯉保及内幌炭田等

下部夾炭層 北は泊居川流域より内淵川及川上川流域に發達し、一度中絶するも南方に至りて再び雨龍川流域地方より能登呂半島の分水嶺に沿ひ、南北に長く發達せり。本層の全層は六百七十米を降らず。

三層乃至十三層の稼行炭層を夾有し、三億噸に近き埋藏炭量を有するを以て、本島石炭鑛業上重要視される可きものなり。

中部夾炭層 北は西海岸國境より、南は幌岸に至る約一二六杆の間に發達し、厚さ四百米に及び、最も發達せるところに在りては、十三層の稼行炭層を夾有し、一般に厚層の石炭を夾有し、中には九米の厚さに達するものあり。炭質も亦良好にして、本島に於て最も將來を嚮望するに足る區域なり。

上部夾炭層 東海岸に於ては北は國境より、南は東白浦に至る二五三杆の間及西海岸に於ては、本斗より十和田に至る七五杆の間に發達し層厚約三百米に及び、本層の石炭は褐炭なりと雖も、稼行炭層を夾有し、且分布も亦廣汎にして本島石炭鑛業上重要視されるべきものなり。

以上の外東西兩海岸に於て數箇所に獨立したる小炭田存在す。
埋藏炭量 左に本島主要炭田の位置及昭和四年末迄に調査せる推定埋藏炭量を示す。

炭田名	水層上(應)		水層下(應)		埋藏炭量(應)	備考
	六〇六米	六〇六米	六〇六米	六〇六米		
雨龍炭田					11,000,000	未調査
南好川上流炭田	5,000,000		11,000,000		22,000,000	
南好川下流炭田			40,000,000		45,000,000	
奥内幌炭田	6,000,000		16,100,000		22,100,000	
内幌炭田	6,000,000		40,000,000		46,000,000	
吐鯉保炭田	10,100,000		56,000,000		66,100,000	



第三種は上部炭層に属する南部炭田中吐鯉保炭田及内幌炭田を主として北部炭田及知取、登帆、東白浦等の東海岸炭田並久春内及皆別地方のもの總て之に属す。

前記種類により其の平均分析表を左に掲げ以て本島石炭の品位を推知するの用に供す。

第一種に属するもの

地方別	水分	灰分	炭素	揮發分	硫黄	比重	炭素性狀	窒素	發熱量
幌岸炭田	一、六五	五、三三	八三、七〇	二五、八五	〇、四四	一、四六	強粘結性にして膨脹	一、三三	七、七元

第二種に属するもの

地方別	水分	灰分	炭素	揮發分	硫黄	比重	炭素性狀	窒素	發熱量
川上	六、二〇	五、三三	八三、七〇	二五、八五	〇、四四	一、四六	微弱なる粘結性	一、三三	六、六元
中部	五、六〇	二、七五	八六、六二	四、三〇	〇、四〇	一、三三	同	一、三三	七、五元
泊居	三、六〇	三、〇〇	八七、四〇	四、五八	〇、〇〇	一、三三	同	一、三三	七、五元
南部	一〇、六五	七、〇七	八〇、五七	四、六五	〇、〇〇	一、三三	不粘結性	一、三三	五、九元
奥部	九、四三	四、九五	八三、三〇	三、九三	〇、三三	一、三三	多くは不粘結性	一、三三	六、八元

第三種に属するもの

地方別	水分	灰分	炭素	揮發分	硫黄	比重	炭素性狀	窒素	發熱量
封鎖區域南部炭田吐鯉保	一、三〇	六、五〇	八三、七〇	二五、八五	〇、四四	一、四六	不粘結性	一、三三	六、五元
北部炭田敷香	二、二〇	五、〇〇	八三、七〇	二五、八五	〇、四四	一、四六	同	一、三三	六、五元
同内川	九、〇〇	六、〇〇	八三、七〇	二五、八五	〇、四四	一、四六	同	一、三三	六、五元
登帆炭田	八、九三	八、〇〇	八三、七〇	二五、八五	〇、四四	一、四六	同	一、三三	六、五元

備考 一般に硫黄の含有量少く灰分も亦僅少なり。

第二款 石油

明治四十年度に於ける鑛床調査に際し、初めて本島南部西海岸地方に石油を含有する地層の存在を認め、其の後の調査に依りて判明したる處によれば、既知含有層は新第三紀のみに限られたるものゝ如く、新第三紀層は更に分ちて上層及下層をなすを得べし。上部含油層に属するものに西海岸の名寄、智來油田、木斗油田、野田油田及東海岸中央凹地帯の西側に存する含油層等あり。下部含油層に属するものに、西海岸の上能登呂油田及名寄、智來油田の下部等あり。



善油を期待せらるゝ區域。

- 一、本斗背斜層 本斗油田に於ける背斜軸は略々南北に走り、南は椎内川より北真岡に至る延長五十五軒に亘り吐銀保澤は其の中心地なり。
 - 二、内淵背斜層 南は圓山部落より、北は内淵川左岸、山中部落に至る延長約二十一軒に亘り不對稱背斜構造をなす。
 - 三、智來背斜層 背斜軸は北西より南東に走り、智來部落より南東に延長約三・三軒にして斷層に境界せらるゝ一の不對稱背斜構造をなせり。
 - 四、名寄背斜層 背斜軸の延長約四軒にして、北西は海に限られ、南東は斷層により切斷せらる。
 - 五、東條背斜層 東條川北方に在り、背斜軸の延長は約四軒にして、北西より南東に走り、北西は海に限らる。
 - 六、南名寄背斜層 東北東より西南西に走り、北西より北北西に十五度乃至二十度の緩傾斜をなせり。
- 本島の石油試掘に就いては大正十二、十三兩年度に於て、本斗郡本斗町吐銀保澤に樺太廳直營の試掘を行ひたるも、中途にして廢止せられたり、こは從來石油地質の調査不充分なりしが爲石油の試掘を計畫せる鑛業家なかりしに依る。然るに昭和四年度より公布せられたる樺太廳石油試掘獎勵補助金交付規則によりて同年七月以降日本石油株式會社は、本斗郡本斗町吐銀保澤に於てロータリー式試錐機に依り、一

の試錐井を掘鑿し、昭和五年十月に至り豫定の深度千百米を超過すること三十二米六に達したりしも出油の徴候を認めざりしを以て中止し、更に引續き第二の試錐井位置を同町宇島舞澤に定め、昭和五年十一月より掘鑿に着手し、爾來繼續中なり。

是等試錐の結果は本島に於ける含油層の賦存状態を窺知するを得べく大なる期待を有するのみならず、同會社に於ては今後引續き圓山(内淵背斜層)及名寄の兩地域に亘り順次試掘を行ふべく計畫中なるを以て本島石油鑛業の開發も近き將來にありと言ふ可し。

第三款 海 綠 石

西海岸泊居郡名寄村大字名寄部落の海岸に注入する名寄川の支流、西條川の上流、右岸の斷崖(海岸より約六軒)に於て一の含油層を發見し、其の中の油砂は偶然にも加里工業原料として處理し得べき海綠石を含む海綠石砂岩なることを知りたり。爾來該地層の存在地域を調査せるに、右の外名寄村鰯の澤、野田郡小能登呂村大字上能登呂、名好郡惠須取町、大泊郡大泊女巖間、内淵川第二支流にある中世紀層及第三紀層其の他數箇所にも存在することを確めたり。而して之等の地域内にある海綠石砂岩層の廣表即ち埋藏量は今後の探鑛、實測の結果に依らざれば正確なる數字を以て表はし得ざるも蓋し甚大なるものなるべし。

今、名寄村西條川の斷崖より採取せる海綠石砂岩中の加里含有率を示せば次の如し。(東北帝國大學理學



部岩石、鑛物、鑛床學教室、八木理學士の分析結果に依る。

選鑛せざる海綠石砂岩中の海綠石含有率は五十乃至八十%にして、此中の加里含有率は三乃至五%、之を硫酸加里とすれば約六乃至十%にして純海綠石中、加里含有率は六乃至七%、之を硫酸加里とすれば約十二乃至十五%なり。

海綠石砂岩の用途は化學的操作に依りて硫酸加里或は鹽化加里を精製し、加里肥料として使用するを普通とす。而して加里は果樹、蔬菜、根菜類(甜菜、馬鈴薯等)、桑及煙草等の栽培上必要缺くべからざる土壤中の成分にして、水稻及麥作等に對しては根莖を強剛に發育せしめ、病蟲害の抵抗力を強大にして其品質を良好ならしむるに大なる効果あり。近年本邦土壤は歐米大陸の土壤中よりも遙かに加里含有量の少なきことを唱導せらるゝ結果、加里肥料の使用量を著しく増加するに至れり。

然るに本邦に於ける加里原料は總て獨逸及米國より輸入せざるべからざる現狀に際し、本島に於ける海綠石砂岩の發見は本邦加里工業殊に肥料界に一大感動を加へたるのみならず、之が經濟的加里抽出法の研究を完成せば、本邦人口食糧問題解決の一助たらしむるを得べし。

目下京都帝國大學、商工省東京工業試驗所に於ては之が化學的研究をなし、樺太廳中央試驗所に於ては土壤學的試驗を行ひつゝあり。

第四款 柘榴石(金剛砂)

柘榴石は主として接觸鑛物なるに拘はらず、本島東海岸近畿附近の海岸に柘榴石の細粉を含有する砂層

を發見したるも、未だ之等柘榴石を脈貯せる母岩の現狀を知る能はざるを遺憾とす。

柘榴石の用途は其の結晶大なるは寶石とするを得れども、細粉のものは金剛砂及砥石として金屬及硝子等の研磨用に供するを得べし。

第五款 金屬鑛物

本島に於ける金屬鑛物としては未だ見るべきものなしと雖も、豊原町の東部より築濱村の南部に連なる鈴谷山脈は、結晶片岩系の岩石に依りて構成せらるゝを以て將來の探鑛に俟つべきもの多かるべく、且つ西海岸鶴城地方の火成岩地帯、知床半島及長濱、敷香兩郡地方の古生層岩石地帯も亦金屬鑛床存在地域として注意を要すべし。

大泊郡深海村大字女麗、鳥居澤に水銀鑛即ち辰砂鑛を存在するも未だ其の鑛床の本體を發見せざるを遺憾とす。

第三節 鑛業

現今樺太に於ける唯一の鑛業は石炭にして、年々産額増加の傾向にあるも、需要炭の一部は之を島外に仰ぎつゝありしを以て昭和三年末に於て封鎖炭田中、南部炭田の一部(自北内川南濱六百四十七萬坪)



及北部炭田の一部(自内川面積七百八十五萬百三十坪)を開放し自給自足を計りたり。
最近五ヶ年間に於ける本島石炭の産額を示せば次の如し。

炭田	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
川上炭田	二六、三六〇	二九、六九〇	三〇、三九〇	三三、八六〇	三三、六〇〇
泊居炭田	一、五三〇	一、三九〇	九三〇	休業	休業
大榮炭田	四、四〇〇	五、八五〇	六、六三〇	六、九六〇	六、三〇〇
登帆炭田	三、六七〇	休業	休業	休業	休業
東白浦炭田	六、〇九〇	六、九三〇	七、〇〇〇	七、七四〇	七、〇七〇
野田炭田	二、七五〇	休業	休業	休業	休業
知取炭田	六、三三〇	六、四四五	一〇、一〇〇	一〇、三三〇	一〇、〇〇〇
大平炭田	四、〇六一	三、一三三	四、四一八	一〇、九二〇	一〇、五二〇
樺保炭田	三、五三〇	一、〇六六	五、九六〇	一〇、五五〇	八、九六〇
天內炭田	三、五三〇	三、五三〇	四、四四〇	三、四〇〇	八、五九〇
北泊帆炭田	三、五三〇	三、五三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
内帆炭田	三、五三〇	三、五三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
千歳炭田	三、五三〇	三、五三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
内川炭田	三、五三〇	三、五三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
其他	三、五三〇	三、五三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
計	五五、八二〇	五七、〇〇〇	五九、四八〇	六三、五二〇	六四、九四〇

第一款 鑛業の現況

(一) 川上炭田 本炭田は三井鑛山株式會社の經營に係り、中部封鎖炭田の南端を占め、豊原郡川上村及榮濱郡落合町に跨がれる約五百五十萬坪の鑛區にして、鑛業事務所を豊原郡川上村字三井に置く、川上線の終點にして豊原町を距る三十二杆の地點にあり。

炭層は下部夾炭層群に屬し、走向約南北、傾斜急にして西に四十度乃至四十五度なり。主要炭層は厚さ一乃至二米のもの十四層あり。現在七番、十番及十四番三層の各水準以上を採炭稼行す。

採炭方法は當初炭層に直角に鑛入坑道を設け、各炭層に達する毎に其の走向に沿ふて主要坑道を掘進し、次いで其の上部に平行せる中切坑道を設く。採炭は長壁式にして手掘及機械掘に依る。機械掘に於ては厭搾空氣ドリル、電氣ドリル及截炭機等を使用す。

通氣は自然通風にして、必要に應じ坑内數ヶ所に局部煽風機を用ふ。瓦斯及炭塵の存在少なく、且保安施設完備せり。

本炭田に於ては特に岩盤坑道を設け、之にガナイト被覆を施し永久的の坑道と爲す。坑内外の運搬には架線式電車を用ふ。

選炭場は十時間一十噸の能力を有するも未だ水洗を行はず。石炭は切込炭及中塊炭として販賣せらる。炭質は瀝青炭にして色は漆黒光澤を有し、概して不粘結性にして灰分少なく發熱量多し、所謂淨物炭として歡迎せらる。汽罐用に供せらるゝ外家庭用炭としても亦好適し、樺太廳鐵道、王子、富士兩製紙工



石炭は黒褐炭に屬し、不粘結性にして出炭量の殆んど全部は富士製紙工場用として使用せられ、冬季間僅かに市中家庭用として販賣せらる。

(四) 大榮炭礦 本炭礦は泊居郡名寄村に存する約百九十萬坪の鑛區にして、樺太工業株式會社の經營に係り、炭礦事務所々在地たる大榮部落及西海岸泊居町間約十九桿を十六桿の輕便鐵道及三桿の索道を以て連結す。

炭層は下部炭層群に屬するものにして、走向は地質の變動に依り南北又は東西にして、傾斜は緩にして東西又は南北に十度内外なり。炭層中稼行に堪ゆるものは一二米の一層あるのみなり。探炭は全部手掘にして炭層の露頭部より走向に沿ふて坑道を掘進し、其の上部に中切道を設け、残柱式探炭法に依りて水準以上のみを稼行す。

通氣は自然通氣にして瓦斯炭塵に對する危険なく照明にはアセチレン燈を使用す。選炭設備としては塊、粉に分つスクリーンを有するのみ。炭質は瀝青炭に屬し、漆黒にして光澤あり。不粘結性にして灰分少なく發熱量多きを以て汽機及家庭用炭として好適せり。出炭の大部は樺太工業株式會社泊居バルブ工場用として供給せられ、殘餘は附近町村の家庭用炭として販賣せらる。

(五) 東白浦炭礦 本炭礦は榮濱郡白浦村に存する約七十八萬坪の鑛區にして、樺太炭礦株式會社の經營に係る。炭礦事務所は樺太鐵道沿線白浦驛を距る二、三桿の位置にあり。炭層は東海岸上部炭層群に屬し、走向東西、南に平均四十五度の傾斜を爲す。主要炭層数は五層にして

厚さ〇・七乃至一二米なり。現在稼行中のものは一、二、三、四及五番の各層なり。

石炭は不粘結性にして黒褐炭に屬し、出炭の約半數は富士製紙落合工場に供給し其の殘餘は樺太鐵道及家庭用炭に供せらる。

(六) 樺保炭礦 本炭礦は元泊郡元泊村に存する約百萬坪の鑛區にして細入富重の經營に係る。炭礦事務所は樺太鐵道沿線樺保驛を距る北方約半桿の位置にあり。大正十五年開坑せられ今日に至る。

炭層は東海岸上部炭層群に屬するものにして、走向北二十五度東、傾斜急にして東に七十度なり。主要炭層数は五層ありて厚さ〇・四乃至一、四米に及び現在稼行中のものは三及四番層にして水準以上なり。開坑は露頭より炭層の走向に沿ふて掘進せるものと、鑛入坑道によりて着炭せるものとあり。探炭は昇向柱房式にして全部手掘による。通氣は自然通風なり。多少の瓦斯湧出あり。石炭は黒褐炭にして殆んど家庭用にせらる。

(七) 天內炭礦 本炭礦は名好郡惠須取町の南方約十六桿の位置に存する鑛區にして、宮崎温外二名の經營に係り、昭和二年十二月の開坑にして事務所は天內川口を遡ること約六桿の地點にあり。炭層は中部炭層群に屬し、厚さ一乃至十米のもの十數層あり。走向は殆んど南北にして、東に七十度の急傾斜をなす。現在稼行中の炭層は三層にして、鑛入坑道によりて炭層に達着して探炭を開始せるものと、露頭部より直ちに岸層坑道によりて探炭を爲すものとあり。何れも水準以上のみを稼行し、昇向柱房式によ

る。全部手掘にして通気は自然通風なりと雖も坑内浸きを以て瓦斯炭塵の危険皆無なり。石炭は不粘結性にして瀝青炭に屬し汽罐用及家庭燃料に適す。

(八) 内帆炭鑛 本炭鑛は本斗郡好仁村及び内帆村に亘る六百四十七萬坪の鑛區にして南部封鎖炭田の一部を占め、昭和三年十二月を以て開封せられ三菱鑛業株式會社の經營に係る。目下炭鑛の諸設備及本斗、内帆間の鐵道敷設中にして昭和六年中に完成すべき豫定なり。炭層は上部夾炭層群に屬し、鑛區内を南北に縦走せる一向斜軸を中心として東西兩側に炭層存在す。諸所に露頭ありて厚さ三米のもの二層あり。傾斜は六〇度乃至三〇度東又は西なり。探炭法は長壁式を採用し昭和五年七月以降主要坑道を内帆澤殖民地區劃地基線南四號線附近に炭層の走向に沿ふて開坑し、爾來着々掘進中なり。炭質は褐炭に屬するも家庭燃料用に好適し、現に附近町村及豊原方面に販賣せらる。

本炭鑛の開封條件としての責任炭量は鑛業許可の日より四年目を初年とし、初年度二萬噸、二年度三萬噸、三年度五萬噸、四年度七萬噸、五年度十萬噸とす。

(九) 内川炭鑛 本炭鑛は敷香郡内路村及敷香町に亘れる七百八十五萬坪の鑛區にして北部封鎖炭田の一部を占め、昭和三年十二月に於ける開封の結果三井鑛山株式會社に鑛業權を與へられたるものにして、昭和四年七月操業の準備に着手したるも未だ開坑の運びに至らず。

炭層は上部夾炭層に屬し、其の數十層あり。厚さ〇、五米より八米に及ぶ。鑛區内を南北に走れる一向斜軸により炭層は東翼、西翼に分たる。傾斜は三〇度乃至八〇度東又は西なり。炭質は褐炭に屬す。昭和五年十月以降九米層の一部露頭を階段式露天掘にて探掘し附近部落民の家庭燃料に供せり。責任炭量は昭和七年に一萬噸、昭和九年には二萬五千噸、同十一年には五萬噸とす。

(一〇) 鳥舞澤石油試鑛井 本試鑛井は本斗郡本斗町字鳥舞澤に位置す。鑛區は日本石油株式會社の所有にして、九十二萬四千坪を占め本斗背斜層を含む。昭和五年七月を以て開坑の準備に着手し、同年十二月十三日試鑛を始め爾來掘進中なり。試鑛方法は網式にして豫定深度一、二〇〇米なり。

第二款 鑛業の將來

需要供給の狀況 本島に於ける諸種の鑛物資源に關しては之を他日に譲り、多大の埋藏量を有する石炭に就て觀察するに之が需要供給の現状左の如し。

年次	産出炭	移入炭	輸入炭	移出炭	差引需要炭
昭和元年	三五八、九	七九、三	三、〇〇〇	六三〇、〇	六八〇、〇
昭和二年	三七〇、〇	九〇、〇	一、八〇〇	六六〇、〇	七〇〇、〇
昭和三年	五三〇、〇	一〇〇、〇	八、〇〇〇	六三〇、〇	七〇〇、〇
昭和四年	六三〇、〇	一〇〇、〇	一〇、〇〇〇	六三〇、〇	七〇〇、〇
昭和五年	六四〇、〇	一〇〇、〇	一〇、〇〇〇	六三〇、〇	七〇〇、〇

現今本島諸港に寄港する船舶の殆んど總ては島外の石炭を燃料に供し、又島民家庭用の燃料は未だ薪炭



を使用するもの多きも漸次本島産出炭使用に移變し其の消費量は逐年増加の趨勢にあり。數年前に於ては島内産出炭を以て島内の需要を滿たす能はず島外よりの移入或は輸入によりて漸く之を滿したる狀況なりしも、昭和五年に至りては移入炭量と、移出炭量とは殆んど同量に達し且輸入炭皆無となりたるを以て完全に自給自足の域に達したりと云ふを得べし。されど未だ石炭使用の一般的普及なく従て本島の火力による主要動力たる電力の如きも一キロワット時貳拾四錢乃至四拾錢の高値を稱へ、さなきだに一般勞銀の高率なる本島に於て此の儘推移するときは工業の振興は勿論本島産業の發達も亦期し得ざるべく、炭田の探掘は本島開發上緊急事に屬すものと謂ふべし。以下本島炭田の探掘に關し二重要なる事項を録し以て参考に資す。

埋藏量 我國石炭の埋藏量は先年農商務省地質調査所長井上禧之助氏の調査に依れば實測炭量九十億三千萬噸、推定炭量五十億六千萬噸にして、之に比較せば樺太の推定埋藏炭量約二十億噸は甚だ尠大にして有望なりと云ふべし。加之内地炭は多年探掘の結果前途益々探掘難を感ずるに反し、樺太に於ける重要炭田の大部分は封鎖炭田に屬し、豫め小炭坑分立の弊を避け統一的經營の要素を保留せるのみならず、其の埋藏炭量は優に探掘に容易なる安全量を示せるものなるを以て本島石炭産業の前途は實に洋々たるものありと謂ふべし。

炭質 北部炭田、東海岸炭田及西海岸南部炭田の大部分に在る褐炭を除けば其他は凡て瀝青炭に屬し不粘結性にして燃焼容易なるを以て火格子上の操業簡便なるべく、従て燃料炭としての需要最も多かるべし。

幌岸及北名寄の一部炭層は一般に粘結性強く半ば無煙炭に近き種類に屬する優秀品なり。

探炭の便否 本島石炭の探掘に關し特に不便を感ずるものは北部地方の冬季氣候寒冷にして積雪多量なること、多數の勞働者を招致すること比較的困難なる二點に在りと雖も、地中温度は緯度の關係によつて影響すること極めて少なく、従つて探炭の如き地下操業は格段の困難を感ぜず。唯考慮すべきは坑外操業に關し適當なる防寒及防雪の設備を要する點なり。然るに本島未開炭田の重要なものは其の埋藏炭量莫大なるを以て、理想的の大施設を爲し大規模の探炭を行ふに至らば、大量生産の方法によりて探炭費を節減し得べく、礦業用地の使用に就ても恐らく他に比類なき便利を有し、坑木費の如きも内地に比し遙に廉なり。

運炭方法 川上炭礦には樺太廳鐵道の川上線通するを以て之を利用し、大築炭礦に於ては樺太工業株式會社の私設にかゝる探炭所、貯炭所間の架空索道及貯炭所、泊居海岸に一部私設、一部樺太廳經營の輕便運炭軌道あり。大平炭礦には山元及惠須取海岸間に樺太工業株式會社の敷設せる輕便運炭軌道あり。然れども概して交通機關未だ完からず頗る不便の狀態にあるを免れず。



第十章 林業

第一節 總説

本島林業の沿革に就ては文献の徴すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を警め林間薬品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依頼して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究して本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。本島の森林は總て天然林にして、樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるゝも實際利用價值ある材木はエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして、其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の闊葉樹生立し、山岳にはトドマツ及エゾマツの針葉樹を生じ、中腹より白樺を混生し頂上に近づくに従ひ其の混生割合を増加し遂に白樺の純林となり、尙グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトドマツ及エゾマツにして全島に分布し全森林蓄積の約八割を占む。本島の森林面積は陸地測量部の地形測量完成後にあらざれば的確なる面積を了知し難きも、大体立木地



(近衛流下川岸丹古) 林 業 の 掃 出



(近附流下川俣丹古) 茶 純 の 標 白

行ひ定員二百六十三名となし之を各林務署及百四十八ヶ所の森林主事駐在所に配置し森林の管理保護に努めつゝあり。

大正八年より松毛蟲發生し其の蟲害木を急速處分をなす必要上、大正十一年臨時森林作業所官制を發布し林務課より分離し直接官行事業を営むに至りしも、事業完了と共に昭和二年には森林作業所と改稱し定置機關として生木の官行斫伐事業に着手せり。然るに昭和五年一月官制改革の結果森林作業所は廢止せられ、事業の實行は各林務署に於てし、其の企畫並に監督は之を林務、林業兩課に於て爲すこととなれり。各課署の管掌事項を擧ぐれば次の如し。

林務課

林務署の監督、國有林野の取締保護及其の監督、林野產物並製品處分、官行斫伐の基本企畫及林業に關する事項

林業課

森林調査、造林、官行斫伐の實行企畫並監督及保安林に關する事項

林務署

國有林野保護取締、產物處分、保安林、造林、官行斫伐、林業獎勵、森林土木及公私有林の監督指導に關する事項

第三節 造林

一、本島造林の沿革

人類の生存上將た國家の安寧發達上必要缺くべからざる森林の往古樺太に於ける状態は、人力を借らずして自然に繁殖生長し、其の面積亦全島を掩ひしを以て、島民各自其の欲する所に從ひ、隨意伐採利用せりと雖も、當時人口稀少にして利用の途開けざりしを以て、敢て木材の不足を感ぜざりしのみならず、拓殖の第一歩には鬱蒼たる森林に火を放ちて灰燼となすことさへありき。從つて營林的觀念の如きは殆ど顧みられず、領有當時始めて林業方針が樹立せられたるも、極めて簡略不確實、不合理のものにして造林の如きは、明治四十五年に至り豊原町旭ヶ丘に廳設苗圃開設せられたるに過ぎず。而も極めて小規模にして僅かに學校神社等の植栽用苗木の養成に止り何等實用的苗圃としての意をなさず。

然るに拓殖移民の獎勵は漸く人口の増加となり、人智亦開くるに及び木材の利用發達し、從來無價値に近しとせられたる木材は材價次第に高騰し、木材の利用は年を追つて増加し、加之大正九年以來數年間に互る蟲害は被害地を膨大ならしめ一方山火の頻發は年々廣大なる美林を燒失せしめる等樺太森林の一大破壞を來し、營林上森林の永久的持續所謂保樹の根本は破壞せらるゝに至れり。

茲に始めて一方移民獎勵法の變改、山火の取締と共に他方積極的方針として此等荒廢地の復舊或は合理的利用所謂營林上の生命たる保樹作業を目的とする人工造林、或は天然更新或は防火線の設置等を痛感す



茲に於て大正九年六月始めて造林事業擴張の前提として、造林研究着手の序につき落合町附近の山火跡地に、トドマツ、エゾマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試みたり。其の後引續き實行の結果成績比較的良好、且つ經費僅少にして本島の如く造林を要すべき大地積を有するに於ては、最も有利なる施業法とせられ、爾來播種造林を主とし、側ら植樹造林を行ふの計畫樹立せらる。之本島造林發達史上の初期なり。更に大正十二年再び擴張せられ年々五千町歩宛の播種造林を實施するの計畫を樹てたり。之第二期なり。更に進んで大正十五年第三期計畫として年々一萬町歩宛の播種造林の實施となる。

以上の側ら苗圃の増設と共に苗木の養成に努め或は購入苗、山苗等を以つて植樹造林を實行しつゝ今日に及ぶ。昭和三年四月更に第四期計畫として從來造林計畫の根本的變改成り昭和四年度以降之に依り實施しつゝあり。

尙從來に於ける事業の組織は本廳直轄實行を主とし、苗圃事業其の他の一部に限り支廳をして實行せしめつゝありしが昭和四年一月林務署官制の發布に依り事業の實行は之を林務署に於てし、本廳造林事務擔任者は凡て監督のみを掌ることとなり。

左に今日に至る實行成績の概要を摘記すべし。

二、昭和五年度末に至る從來の實行成績概況

イ、播種造林事業 大正九年以來最良方法として主力を注ぎ専ら、トドマツ、エゾマツ、グイマツ、カラ

マツ、白樺、ドイツタウヒ等につき年々擴張實行しつゝ今日に至れること前述の如くなるも、該法の大々的實行は植樹造林に比し不利なる如く、昭和三年度に於て面積を縮少して、植樹造林に譲り、尙昭和四年度より更に改正案に基き之を縮少せり。昭和五年度末に於ける從來の實行面積は、新播四萬九千五百六十四ヘクタール四二、補播一萬三百九ヘクタール九四、手入二百六十七ヘクタール九四なり。

新	播		新		補	
	施行面積	施行面積	施行面積	施行面積	施行面積	施行面積
大正十年	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	昭和元年	二、三三〇	七、〇〇〇	一〇、三三〇
大正十一年	五、〇〇〇	五、〇〇〇	昭和二年	一〇、四〇〇	二、六六六	一三、〇六六
大正十二年	四、八〇〇	四、八〇〇	昭和三年	七、七〇〇	一、〇〇〇	八、七〇〇
大正十三年	四、七五〇	四、七五〇	昭和四年	四、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
大正十四年	七、一五〇	七、一五〇	昭和五年	四、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
計			計	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇

ロ、植樹造林事業 播種造林の従として之が側ら大正十年以來、トドマツ、エゾマツ、グイマツ、カラマツ、ドイツタウヒ、シラカバ、ナナカマド、イタヤ等の樹種につき年々小面積を實行しつゝありしも、其の経路を見るに沿革生長共に良好にして、播種造林に比し、經費に於て多額を要すと雖も、經費と結果とを参照するに成績播種造林に優れるを以つて、年々施行面積を増加し、殊に昭和二年度以降激増し、昭和三年度の如きは一躍九百餘ヘクタールの實行を見たり。尙昭和四年度以降に於て改正案に基き主力を



該法に注意、昭和五年度に於ては新植四千三十六ヘクタール三三、補植一千七百七十一ヘクタール〇六、手入三千八百五十九ヘクタール四八の實行を見たり。内譯左表の如し。

施行年度	新植		補植		手入	
	施行面積	施行面積	施行面積	施行面積	施行面積	施行面積
大正十年	四、〇八六	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一
大正十一年	四、〇八六	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一
大正十二年	四、〇八六	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一
大正十三年	四、〇八六	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一
大正十四年	四、〇八六	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一
計	二〇、四三六	五、二五五	五、二五五	五、二五五	五、二五五	五、二五五

八、防火線事業 大正十一年着手以來概ね人工造林地の保護に止まりしも、近年天然更新地保護の必要上より、更に之れが對策として施設となり、造林事業の進捗と共に増設し、昭和五年度末に於ける新設延長八十二萬六千三百六十一米、手入延長八十三萬八千二百四十四米に及び。内譯左の如し。

施行年度	新設延長		手入延長	
	施行面積	施行面積	施行面積	施行面積
大正十一年	一、三〇五	一、三〇五	一、三〇五	一、三〇五
大正十二年	一、三〇五	一、三〇五	一、三〇五	一、三〇五
大正十三年	一、三〇五	一、三〇五	一、三〇五	一、三〇五
大正十四年	一、三〇五	一、三〇五	一、三〇五	一、三〇五
計	五、二二〇	五、二二〇	五、二二〇	五、二二〇

二、苗圃事業 明治四十五年始めて豊原苗圃の設置となり、トドマツ、エゾマツ、カラマツ其の他の養苗を行ひつゝありしも、大正九年以降各地に苗圃を増設し、播種に床替に或は山苗採取等専ら養苗に努め殊に播種造林不振にして、植樹造林の機運に際合せるに當り、益々主力を苗圃事業に傾注せるの結果、現在十四箇所の苗圃となり、年産成苗實に五百萬本の多きに達す。將來益々本事業を擴張し年産成苗一千萬本となすの見込なり。昭和五年度末の苗圃左の如し。

苗圃名	位置	開設年度	臺帳面積	備考
豊原	豊原郡豊原町字旭ヶ丘	明治四五年五月	一、三〇五	固
清水	豊原郡清水村大字清水東一	大正九年五月	一、三〇五	同上
吐保	本斗郡本斗町字吐保	同上	一、三〇五	同上
富岸	眞岡郡富岸村字富岸内岸澤	同上	一、三〇五	同上
泊岸	眞岡郡泊岸村字元澤	同上	一、三〇五	同上
黄澤	久春内郡久春内村字寶澤	同上	一、三〇五	同上
川上	豊原郡川上村字川上	同上	一、三〇五	同上
大泊	大泊郡大泊町大字大泊字南濱町	大正九年五月	一、三〇五	同上
計		昭和五年五月	一、三〇五	同上



林業

古	大泊郡大泊町太字古牧	大正一五年五月	一、二六六	時
玉	豊原郡豊原町玉川	昭和三年五月	一、九四〇	時
山	大泊郡大泊町山下町	同上	二、八四七	時
南	本斗郡好仁村字南名好	昭和四年五月	一、五三六	時
小	留多加郡留多加町字南小原	同上	六、八〇八	時
北	元泊郡知取町字北遠吉丹	同上	二、〇七九	時
十	本斗郡好仁村字十和田澤	昭和五年五月	一、二五五	時
計			二、三〇五	時

一八八

＊、天然更新事業 造林事業は従来諸般の事情より山火跡地の人工更新に主力を注ぎ来りしも、本島林野の性状は、天然更新を主体とすべしとの見地より昭和四年始めて本事業を実施するに至り、昭和五年度末の施業累計二二・二六ヘクタールにして將來益々其の範圍を擴張せんとす。

へ、林内歩道事業 國有林野の保護管理利用並に各種施業上其の要切なる本事業は四年度に於て初めて之を實施し將來益々之を擴張する見込なり。昭和五年度末に於ける施業累計延長八四、七二六米（幅員二米）に達す。

以上樺太造林の現況を概述せり。想ふに造林事業は樺太拓殖殖民上密接の關係ある樺太森林の保護上、重大の使命を有するものにして、寸時も忽せにすべからず。將來研究すべき事項多々なるべしと雖も、先

づ第一に苗圃事業を擴張して、植樹造林第一主義を實行し、又天然更新を新に實行し、植樹造林と併行して森林の更新を促進すると共に、民間の奨励造林及部分林の制を新設し、大いに造林熱を鼓吹すると共に愛林思想を養ひ、又森林保護方面に於ては防火線の完備、林内歩道の増設、山火豫防防止の徹底的研究、又基本的事業としては造林地の基本調査、森林植物生態調査、伐採跡地の更新状態調査等を行ひ、研究的事業としては、山火跡地の造林方法の研究、播種造林の徹底的研究、苗圃に於ける各樹種の養苗研究、造林地諸被害の研究等各般に互り研究、調査、實行し以て樺太造林事業有終の美を擧げんとす。

第四節 森林調査

本島の邦領に歸するや其の森林概況調査の計畫を樹て、島内を十區に區劃し明治三十九年度に調査に着手し同四十一年度に之を完了せるが、大正二年更に十五年計畫を以て之が基本調査を爲すこととせり。即ち全域三百六十四萬町歩より開拓豫定地七十二萬町歩を控除し、之を三十箇の經營區域に分ちて事業區及保安林を設定せむとするものにして、此の計畫は經費其の他の都合により漸く大正五年度に至り經營調査事項中先づ林種區分及施業案の編成等をなすべく、三組の調査班を設け最も急要の地點より調査に着手せり。

大正五年五月訓令を以て經營調査に關する業務は林別區分、森林區劃、林況調査、更新方法、新伐豫定案説明書調製の六項と定め、其の内林區分は左記に據りて調査することとなれり。

林業

一八九

第一、經濟林（第一種林、第二種林）

第二、保安林

第三、將來拓殖用地となるべき見込の森林

第四、除地

而して之等の区分をなすに就ては次の標準による。

- 一、第一種林は森林を法正なる状態に導き、其の施業を永遠に保続し得べき區域
- 二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は礦業用の材料を供給すべき區域
- 三、保安林は別に定むる所により保安上必要な區域
- 四、將來拓殖用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域
- 五、除地は將來見込なき區域

大正七年度より既定計畫に基づき調査班十二組を増して十五組とし、同時に十五箇年計畫にては長きに失する憾あるを以て之を十箇年に短縮したるが、大正十四年度を以て一先づ完了せり。即ち本島森林原野面積約八千六百萬町歩にして、材積針葉樹生立木約六億四百萬石、同種常緑木約五千六百萬石（調査實數）調査百四十七萬町歩を豫定せり。

昭和四年度よりは既往調査箇所の見直し調査を續行するの計畫を樹て、先づ同年度に於ては町村林豫定地

調査並に散江、多來加事業區一部の檢訂調査を施行せり。而して昭和五年度に於ては航空撮影に依り、北部森林即ち知取、伊豆を連ぬる線以北、保志、恩内を連ぬる線以南の森林調査を施行せり。

第五節 森林の利用

領有當初に於ける本島森林は殆ど無盡蔵の觀を呈し、明治四十一年に終了せる第一回森林概況調査の結果に徴するも僅に十九億餘石を算せしに、之が利用に關しては見るべきものなく、住民用、漁業用其の他一時的利用に限られ、僅かに電柱材、鐵道枕木用材の移出ありしに過ぎず、何れも落葉松にして主要樹種たるトド、エゾ利用の合理化は一大懸案として残されたり。爾來鋭意研究を續けたる結果、バルブ製産を最も適切と認め一方民間企業家の調査研究と相俟ちてここにバルブ會社設立の機運醸成さるゝに至り、大正三年大泊に、同四年泊居に工場設立せられ、操業の開始を見たり。

時恰も歐洲戰亂に際會し、バルブの輸入杜絶せるを以て需要頗る多く、良好なる成績を挙げ、本島バルブの名聲頓に昂まれり。爾來打續く好況に伴ひ島内各所に工場設立せられ、現時島内に八工場を算し、年産額十八萬八千噸、洋紙三億七百萬封度に達し、之が資材消費量四百萬石に及び、本邦バルブの過半を供給する現況に在り。

島内工場創設以來の生産額累年比較を示せば次の如し。

年次	工場數	資材消費高		生産高		価格	
		バルブ	洋紙	バルブ	洋紙	バルブ	洋紙
一九一〇							

年	面積 (千坪)	材積 (千立米)	計
大正四年	六、八三二	四、七四四	一一、五七六
大正五年	三、九四七	二、五八六	六、五三三
大正六年	七、七〇七	五、〇七二	一二、七八四
大正七年	九、六八八	六、七〇七	一六、三九五
大正八年	一〇、〇九三	六、八〇六	一六、九〇〇
大正九年	一〇、七六八	七、〇〇〇	一七、七六八
大正一〇年	一三、九三九	八、〇〇〇	二一、九三九
大正一一年	一五、三三四	九、〇〇〇	二四、三四四
大正一二年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
大正一三年	一七、九四五	一〇、〇〇〇	二七、九四五
大正一四年	一七、六六五	一〇、〇〇〇	二七、六六五
大正一五年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
大正一六年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
大正一七年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
大正一八年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
大正一九年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
大正二〇年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和元年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和二年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和三年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和四年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和五年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和六年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和七年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和八年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和九年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和一〇年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和一一年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和一二年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和一三年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和一四年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和一五年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和一六年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和一七年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和一八年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和一九年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九
昭和二〇年	一七、三三九	一〇、〇〇〇	二七、三三九

第六節 大學演習林

大正三年四月相川、小田寒川流域一萬町歩を劃きて東京帝國大學演習林設置せられ之と相前後して北海道、九州、京都各大學の演習林設置せらるゝに至り。今其の面積を表記すれば次の如し。

演習林名	所在地	設定月日	面積 (千坪)	材積 (千立米)
東京帝國大學演習林	筑前郡築前村相川流域小田寒川流域の一部	大正三年四月	三、九九九	九、四〇〇
京都帝國大學演習林	敷香郡泊岸村古丹岸川流域	大正四年十二月	一、九八三	九、八三三
同	敷香郡敷香町内川支流	大正四年十二月	一、九八三	九、八三三
北海道帝國大學演習林	北春内郡三禮村珍内川流域	大正五年十二月	一、八八六	四、二六八
九州帝國大學演習林	敷香郡敷香町内川支流保惠川流域	大正二年六月	三、〇三三	一〇、二九九
計			八、八八三	四、八〇〇

(昭和五年三月末現在)

東京帝國大學演習林 全林を相川及小田寒の二事業區四十九ヶ林班に區劃し之を林業地及林業外地の二種となし、前者は更に普通施業地、施業制限地、各種試驗地、未利用林等に分け各別に施業方法を定む。普通施業地は本林の最主要部を占むるものにして、トド、エゾの混淆林よりなり、回歸年二十年、輪伐齡百二十年の採伐作業を行ひ、材積に於ては三十三%の採伐を行ふ。

- 各種試驗
- 天然更新、擇伐比較試驗、苗木養成試驗、植樹造林、人工播種造林、防風防湖林造成、
 - 稚芽培養試驗、野生動物飼養試驗
- 京都帝國大學演習林 古丹岸、亞屯を合して一事業區となし左の要項に基き施業しつゝあり。



林業

一九四

作業法 前更番林作業

樹種 エゾマツ、トドマツ、カラマツ其他

輪伐期 百年

第一施業期標準年伐面積……一四五町

同 年伐材積……一三四、五一八石

施設の主なものは、人工、天然兩造林千數百町歩を行ふ。沿岸に苗圃を設け、林道、歩道、防火線約三萬間を開設せり。

各種試験

擇伐試験、傘伐試験、區域皆伐試験、人工播種、人工栽植成長調査、Logging及Lumberingの諸方法比較、牧畜調査、林業と漁業との調和、森林の影響に関する調査

北海道帝國大學演習林 本林は未だ全般にわたり秩序的施業を實行するの運に至らずと雖も、學術的模範林業を經營する目的を以て大正九年一部を隔割して假施行案を編成し之を第一事業區とし、作業種の擇伐番林作業、輪伐期百五十年回歸年五十年とし伐採跡地に於て天然更新試験を行ひつゝあり。九州帝國大學演習林 本林は地形上平坦林、山岳林、奥地集水地域林の三段となし各々施業方法を異にする。

普通施業地は輪伐期百五十年とするトド、エゾ擇伐番林作業となし回歸年三十年とし、擇伐量は材積に於

て四〇%直徑一寸以上のものにつき徑六寸以上のもの三割以下を擇伐するものとするも、稚樹の比較的大なるもの密生せる箇所は傘伐更新を行ひ、又稚樹の發生少き一齊林地には豫備林下種伐の階梯によりて施業するが如く何れも其の林況に應じ適宜の天然更新を行ひ跡地の更新を圖るものとす。

而して普通施業地の中には市場の緩急に應じ相當の屈伸力を有せしむる爲、豫備林を設置せるの外防火其の他の用に充て、當分の伐採を見合はせる準施業制限地、寒帯植物の各種試験に供する試験林あり。山岳林は施業制限地に編入す。

昭和五年三月末に於ける各演習林の森林收入及森林費を示せば左の如し。

森林收入	東京				北		大	
	大	中	小	計	大	小	計	
森	一六、七〇〇	一五、三〇〇	一〇、〇〇〇	四一、〇〇〇	四八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五八、〇〇〇	
林	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一三、七〇〇	六三、七〇〇	二六、五〇〇	三三、〇〇〇	五九、五〇〇	
差	六、七〇〇	二五、三〇〇	三、三〇〇	三五、三〇〇	二一、五〇〇	二〇、〇〇〇	四一、五〇〇	

第七節 官行研伐

第一款 概説

第一項 事業の開始

大正八年より大正十二年に亙る松嶺新墾の爲め森林面積約二十二萬町歩、材積約八千八百萬石の被害を蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に譲下ぐると同時に他方官營に依る蟲害木

の研伐事業を計畫し、大正十一年度より事業を開始し昭和元年度に於て大體所期計畫の完了を見るに至れり。

皆伐法に依る百年輪伐天然更新の方針は將來林力を保続し得ると共に、残存木の枯死及成長旺盛期に在る林木を皆伐する等其の他經濟上甚だ不利の點あるに鑑み、輪伐期百年、回歸二十年の擇伐更新法を採用し、伐採率を胸高直徑四寸以上の立木に付き材積六割以内、本數二割以内とし胸高直徑九寸以上のものを採伐することに改めたり。

然るに之を民營に一任しては萬全の結果を得難き事情あるに鑑み、更に昭和元年度より改訂方針に基き恒久的官行研伐事業を実施することとなり、樺太廳森林作業所官制の公布を見たが、昭和五年一月二十一日林務署官制公布と共に右實行は林務署に移り樺太廳林業課、林務課にて監督並に計畫を爲すことに改定森林作業所は廢止されたり。

第二項 事業の計畫

昭和五年度事業計畫を示せば左の如し。

- 一、官行研伐収入 三二二四、四六〇圓
- 二、官行研伐費 一、〇一九、九八三圓
- 三、事業 伐木二〇四、二五〇立方米、搬出四六七、一九八立方米
販賣四六七、三三五立方米

備考 伐木數量中には四年度よりの繰越七、八八〇立方米を含む。

第二款 事業の概況

伐木造材 造材方法は利用の集約運搬並に用途等の關係上エゾマツ、トドマツは總て丸太材末口直徑一〇乃至一四糎以上、長さ一、九及三、八米とし、カラマツは末口直徑一〇糎以上、長さ四、〇及四、二米に造材す。

集材運搬 夏山小出の修羅、木馬、手落し及玉曳等により流送地點に運材巻立をなし直に流送に付す。冬山は端乳、四乳、トラクター等により流送地點又は海岸迄運搬し巻立をなす。

トラクターは昭和二年度に於てはフォードソン六臺、I II W 二臺、計八臺を購入し幌岸、和愛、亞南、氣頓等の事業所にて之を應用したるが、初經驗のことより機械の故障多く爲めに豫期の成績を挙げ得ざりき。三年度は専ら氣屯事業所に於て試験的に實行せり。

搬出は主として流送に依り本流網場迄持下け水中引渡或は水切巻立をなす。

製品處分 製紙會社年別賣拂區域より出材せしものは會社に特賣し、其の他の區域に屬する分は豫約公募に依り處分す。各年度事業成績細別左表の如し。

事業成績表

年度	伐木	搬出	引渡	備考
大正十一年	二七三、六〇一圓	六三三、六六六圓	六六八、五七三圓	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近 土場其の他に在りては海岸最終土場迄とす。
	三、八〇〇	三、五三三	六、六〇〇	二、搬は薪材なり。



年	材積	立木	立木	立木	立木	立木
大正十二年	三、五、四、八、七	一、六、四、五、六、七	二、二、一、三、〇、〇、九	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
大正十三年	二、五、六、四、九	一、三、三、〇、〇、三	二、五、七、七、三、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
大正十四年	二、〇〇、三、六、九	一、三、三、〇、〇、三	二、六、九、三、五、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
昭和元年	四、四、六、二、〇〇	一、二、四、六、五、七	一、三、九、三、二、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
昭和二年	四、四、六、二、〇〇	一、二、四、六、五、七	一、三、九、三、二、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
昭和三年	四、四、六、二、〇〇	一、二、四、六、五、七	一、三、九、三、二、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
昭和四年	四、四、六、二、〇〇	一、二、四、六、五、七	一、三、九、三、二、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
昭和五年	四、四、六、二、〇〇	一、二、四、六、五、七	一、三、九、三、二、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇

資料、製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し、年別、豫約公募、特賣等に附し賣拂を爲す。其の數量、賣拂價格等を表示すれば左の如し。

年	材積	年	期	豫約公募	特賣	計
大正十一年	三、三、三、〇、〇	年	期	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	六、六、六、〇、〇
		年	期	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	六、六、六、〇、〇

年	材積	材積	材積	材積	材積	材積
大正十二年	三、五、四、八、七	一、六、四、五、六、七	二、二、一、三、〇、〇、九	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
大正十三年	二、五、六、四、九	一、三、三、〇、〇、三	二、五、七、七、三、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
大正十四年	二、〇〇、三、六、九	一、三、三、〇、〇、三	二、六、九、三、五、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
昭和元年	四、四、六、二、〇〇	一、二、四、六、五、七	一、三、九、三、二、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
昭和二年	四、四、六、二、〇〇	一、二、四、六、五、七	一、三、九、三、二、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
昭和三年	四、四、六、二、〇〇	一、二、四、六、五、七	一、三、九、三、二、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
昭和四年	四、四、六、二、〇〇	一、二、四、六、五、七	一、三、九、三、二、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇
昭和五年	四、四、六、二、〇〇	一、二、四、六、五、七	一、三、九、三、二、六	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇	三、三、三、〇、〇

備考 自大十一年は蟲害木處分にして昭和二年以降は生木の處分なり



第十一章 水産業

第一節 總 說

樺太に於ける鯨、鱈及鮭の漁業は遠く松前氏の經營時代に於て既に邦人に依りて行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果、樺太が露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯨、鱈及鮭のみならず、其の他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯨、鱈、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し該漁業の健全なる發達を期せむが爲め建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き、之を定め邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争人札に依り漁業者を定めたり。鯨、鱈及鮭以外の漁業に付ては鯨、鱈、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の收益亦鯨、鱈及鮭に比し少く生計の維持困難なる状況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯨、鱈、鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鯨、鱈及鮭の漁利に均霑せしめ以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年専用漁業の數を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年及大正十五年漁業法規改正に依り漁業免許の入札制度

を廢したる外漁具漁法等漁制上改革せられたる點少からず。今現行漁業法規の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、漁業法
 - 一、樺太に於ける漁業法施行規則
 - 一、漁業登録令
 - 一、樺太に於ける漁業登録令施行規則
 - 一、樺太漁業取締規則
 - 一、鱈詰及鱈詰製造業取締規則
 - 一、水産物検査規則
 - 一、水産會法
 - 一、水産會法施行規則
 - 一、漁業組合令
 - 一、漁業組合令施行規則
 - 一、水産組合規則等。
 - 一、漁業を爲さむとする者は是等の法令に基き鯨、鱈及鮭の定置漁業、魚類、介類、藻類等の區制漁業及専用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受けることを要す。而して鯨、鱈及鮭の免許漁業は特定事項(樺太に規則第九條)に該當する場合に非ざれば免許を與へず。其の漁具は鯨に付ては建網、鱈、鮭に付ては建網又は瓢網に限られ、又専用漁業は鯨に付ては刺網及小建網又は地曳網、鱈、鮭に付ては小建網又は地曳網に限らる。

許可漁業の種類は十三種ありて支廳長の許可を受けることを要し、漁業の場所が二支廳以上の管轄に互るときは樺太廳長官の許可を受けることを要す。而して鯨及鱈の漁利は漁村維持の爲め特に必要なるものに付許可漁業中刺網、鱈流網、鱈配繩の許可は漁業組合員に限定せり。免許又は許可を要せざる漁業は樺太に於ける住所又は居住地を管轄する支廳長に届出で何人と雖も之を爲すことを得。

漁業制度の概要斯の如しと雖も樺太に在住する土人に對しては例外規定を設け、土人にして土人以外の

大半は此地方に於て漁獲せしも、爾來年と共に激減して今日野田附近の數漁場を除くの外復昔日の觀なし之に反し眞岡、本斗附近及亞庭灣に於ける大泊、長濱附近並に東海岸中部に於ける漁場は大正二年頃より次第に其の漁獲高を増加し、西海岸北部地方と全然反對の結果を現出し、殊に大正十年以來東海岸は異常の豐漁を見るに至れり。

本漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ建網一統及曳網一統なりしが、翌明治四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり。然るに大正九年漁業法規を改正し一漁業權に付一建網の制に改め、鱒、鮭と鯉とは別箇の漁業權とし、鯉漁業に對しては副網に代ふるに待網を以てせり大正十一年再び漁業法を改正し之に伴ひ待網に代ふるに建網を免許したる結果、大正六年度に於ける定置漁業權三百六十四漁場に對し現在建網四百三十七、鱒及鮭網又は建網二百五十八に及びり。尙大正五年より專用漁業場を設け現在其の數七十九に達せり。

鯉は其の大部分は漁業者に依り榨粕に製造せらるゝと雖も、近時身欠鯉並に鱈の製産次第に増加し品質亦漸次改良せらるゝに至れり。

鯉漁獲高(在鯉の爪取にして、百石を二萬貫として計算したるもの)

年度	支	鯉	數	香	元	泊	登	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和元年	七、四、四〇	四、九、六、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	五、〇、三、八〇	七、四、四〇

水産業

水産業

二〇四

年度	支	應	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和二年	五、三九、六〇〇	六、三〇、六〇〇	九、六六、三三三	三、四三、五五五	三、六三、九九九	八、七四七、七四七	三、三〇、六〇〇	六、二七、六六六	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	六、二七、六六六
昭和三年	六、八六、九〇〇	七、七五、七五七	一〇、四三、三三三	三、八八、八八八	四、七七一、七七一	一〇、七七一、七七一	四、七七一、七七一	三、八八、八八八	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	三、三〇、六〇〇	一〇、七七一、七七一
昭和四年	三、五五、六六六	一、八八、二二二	八、五五、五五五	二、〇〇、〇〇〇	五、五五、五五五	三、八八、八八八	三、八八、八八八	三、八八、八八八	三、八八、八八八	三、八八、八八八	三、八八、八八八	三、八八、八八八	三、八八、八八八	三、八八、八八八	三、八八、八八八	三、八八、八八八
昭和五年	三、六〇、四〇〇	四、九六、二二二	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三

鱈 鱈漁業は鮭漁業に次ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多来加、新間川及内淵川を中心とする元泊、富内間を最とす。此外亞庭灣に在りては中知床岬及留多加川を中心とせる一帯は稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂磨附近、來知赤川口附近の鱈漁場は比較的優秀なり。本漁業に使用する漁具は従來建網に限られたるが大正九年より瓢網をも使用し得ることとなり。鱈は島内各地及冷蔵船に依り内地へ生賣せらるゝもの、殊に最近島内に於ける冷蔵庫の設備と相俟つて冷蔵原料に供するもの、並に罐詰原料に供するもの次第に増加せるも尙其の大部分は鹽蔵せらる。

鱈漁獲高(生鱈重量にして、一尾三百六十匁)として計算したるもの

年度	支	應	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和元年	三、六二、七〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇	一、六六、四〇〇
昭和二年	一、〇五、二〇〇	四、五〇、〇〇〇	二、六六、〇〇〇	三、九六、二〇〇	四、八五、五〇〇	四、九二、二〇〇	三、六六、〇〇〇	三、六六、〇〇〇	三、六六、〇〇〇	三、六六、〇〇〇	三、六六、〇〇〇	三、六六、〇〇〇	三、六六、〇〇〇	三、六六、〇〇〇	三、六六、〇〇〇	三、六六、〇〇〇

年度	支	應	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和三年	五、六六、七〇〇	九、七四、四〇〇	一、四四、三三三	六、五五、五五五	六、五五、五五五	六、五五、五五五	六、五五、五五五	六、五五、五五五	六、五五、五五五	六、五五、五五五	六、五五、五五五	六、五五、五五五	六、五五、五五五	六、五五、五五五	六、五五、五五五	九、七四、四〇〇
昭和四年	一、三六、三三三	六、四四、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三	三、六六、三三三
昭和五年	一、六三、八〇〇	五、二九、六六六	三、七七、八八八	一、六六、四〇〇	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四

鮭 鮭は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者を夏鮭又はトキシラスと云ひ後者をアキアジと稱し、其の分布區域狭く豊凶の差少し。夏鮭は東海岸敷香附近を主とし、一漁場にして漁獲高六萬貫内外に達するものもある他の地方は甚だ稀薄なり。アキアジは西海岸に於ては多蘭泊、麻内、阿幸及南名好川附近、東海岸に在りては内淵川附近に多く一漁場にて三萬貫以上漁獲するものあり。鮭は鱈と同じく一部生賣せられ又は罐詰原料に供するも其の大部分は鹽蔵に製せられ、近時燻製品の製造を企圖するものもあるも尙其の産多からず。

鮭漁獲高(生鮭の重量にして、一尾九百匁)として計算したるもの

年度	支	應	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和元年	三、三三、三三三	四、一五、一五五	六、六六、六六六	一、七七、七七七	一、七七、七七七	一、七七、七七七	一、七七、七七七	一、七七、七七七	一、七七、七七七	一、七七、七七七	一、七七、七七七	一、七七、七七七	一、七七、七七七	一、七七、七七七	一、七七、七七七	四、一五、一五五
昭和二年	一、六六、六六六	四、一五、一五五	三、三三、三三三	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	二、四四、四四四	四、一五、一五五

水産業

二〇五

水産業

年度	支離	香元	泊	豊原	大泊	本斗	眞岡	泊居	合計
昭和三年	六、六〇〇	六、三三〇	一、五、四〇〇	六、六五〇	四、三九〇	三、七〇〇	三、七〇〇	一、四、〇〇〇	一、四、〇〇〇
昭和四年	八、七〇〇	一、六、六〇〇	一、七、四〇〇	八、五〇〇	六、九三〇	六、〇三〇	三、四、五〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇
昭和五年	一、	三、九八〇	三、七〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	三、九八〇	五、〇〇〇	一、〇、二〇〇	一、二、八、〇〇〇

二〇八

蟹 蟹の最も多く利用せらるゝものはタラバガニと稱するものにして、沿海到る處に棲息し就中西海岸及亞庭灣口に多く、専ら刺網を使用して漁獲せらる。

明治四十二年以降繭詰製造業勃興に伴ひ本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に陥るを避け之が蕃殖保護の爲め雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。

蟹は少量の生質を除くの外全部繭詰及繭詰に製造せられ大正六年には其の産額十二萬兩、價格參百拾六萬五千餘圓に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の間合を行ひ、蟹の濫獲を防ぐと共に一面製品の改良統一を計り、樺太の重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。販路は従來米國を主とせしが近時歐洲各國(特に英國)及南洋方面に販路を開拓しつつあり。

蟹漁獲高

年度	支離	香元	泊	豊原	大泊	本斗	眞岡	泊居	合計
昭和元年	一、	五、四〇〇	一、四、四〇〇	四、三三〇	三、三〇〇	三、三〇〇	六、九、三〇〇	一、六、〇〇〇	一、〇、四、〇〇〇

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど産せざるなく、就中西海岸及亞庭灣に多産す。西海岸に於ては有部以南西能登呂に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。亞庭灣に於ても大泊、池邊諸開産額多く品質西海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豊凶隔年にして凶年には豊年の二分の一にも達せざることあり。

昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、長切昆布、花折昆布、細目昆布、トロロ昆布、島田昆布等に製せられ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルブに製せらる。沃度加里製造業は一時海岸到る處盛に行はれたるも近時全く休止の状態に在り。

昆布製品(昭和五年)

品種	支離	數	香元	泊	豊原	大泊	本斗	眞岡	泊居	合計
反昆布	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
長切昆布	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、

二〇九

水産業

水産漁

品名	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年	昭和三十年	
花折昆布																												
下口昆布																												
島田昆布																												
端折昆布																												
猪足昆布																												
和日昆布																												
和工昆布																												
計																												

三二〇

鯨 春夏の候海岸近くに回遊するもの妙からず、種類は春期には克鯨多く夏期は長鬚鯨を主とし座頭鯨之に亞ぐ。捕鯨業は現在、東洋捕鯨株式會社に依り亞庭灣内札塔に根據を置き、毎年捕鯨船一雙乃至三雙を使用し従業せらる。捕獲頭数は年に依り消長ありと雖も、大正十年の如きは八十二頭の多きに達せしも漸次減少し、大正十四年には三十六頭、昭和元年には四十九頭、昭和二年には三十九頭、昭和三年には三十六頭、昭和四年に於て三十四頭を捕獲せり。

鰮 鰮 海豹島は我國唯一の鰮鰮鰮蕃殖場にして、米領プリビロフ群島及露領コマンドルスキー群島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる。明治三十八年樺太の我領有に歸するや直に獵獲を禁止し、次で之が蕃殖状態を調査し、翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら鰮鰮鰮蕃殖保護



鰮 鰮 海

島 嶺 群 島

及調査に従事せしめたり。

明治四十四年英米露との條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せり。

臘豚獸蕃殖狀況

年 別	最 多 上 陸 頭 數	注 兒 數	死 兒 數	獵 獲 頭 數
昭和元年	二四、七三三	九、六四四	四、三三三	一、三三三
昭和二年	二六、〇八八	二、〇六六	七、七五五	一、〇八八
昭和三年	二七、八六〇	三、六〇〇	七、七五五	一、三〇〇
昭和四年	二七、七六四	三、〇〇〇	四、四〇〇	一、七〇〇
昭和五年	二八、八三三	二、八五五	四、四〇〇	一、七三三

以上各種水産物の最近の總價額を示せば左の如し。

水産物總價額

種 類	年 度	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
鱒 鮭	昭和元年	三、七九、六五五	九、〇五、六五五	三、七六、七三三	四、〇六、六五五	六、〇一、六六六
	昭和二年	三、四七、二二二	一、〇四、一三三	二、〇七、六三三	一、三六、三三六	一、三六、三三六
	昭和三年					
	昭和四年					
	昭和五年					
	水産物					

水産組合は全島定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合並に大泊町に於ける海産物製造業者に依り組織せる大泊海産物製造業水産組合及大泊海産物販賣業水産組合の三ありて、水産業の改良發達と組合員共同利益の増進に努め居れり。

第十二章 中央試験所

第一節 沿革

明治三十九年時の民政署は南樺太を退去せる露人の牛馬が山野に弛驅するを集めて貝塚、一の澤、古牧、軍川及並川の五ヶ所に牛馬收容所を設け翌年七月全部之を貝塚に併せて貝塚種畜場と改め、種畜の育成事業を開始せり。而してそれと同時に農業的富源開發の必要を認め地を並川に相して假試験場を設置し適種作物の試験調査を試みたり。之本島に於ける農事試験の濫觴なり。越えて同四十一年前者は樺太種畜場、後者は樺太廳農事試験場と改稱せられ、同四十四年豊原郡豊北村字小沼に兩場相次て移轉せられたるも農事試験場は大正元年更に並川の附屬農園に本場を移せり。然るに本島農業經營の時運漸く有畜農法の妙諦に即せしむるの要あるに鑑み、大正七年六月種畜場を農事試験場に合併して小沼をその分場とすると共に真岡郡真岡町字遠泊の農事試験農園を分場に改め西海岸地帯の農事試験に當らしめたり。而して大正九年並川の農事試験場は再び小沼に移轉し、其の後試験部門の追加擴張を圖りて農事畜産化學の三部を置けり。

水産に關しては明治四十一年十月西海岸樂摩に樺太廳水産試験場を設けたるを以てその嚆矢とせり。當

時に於ては主として水産製造に関する試験及調査を試みるに過ぎざりしと雖も、本島の水産は所謂世界三大漁場の一を控へ、之が海田の開発は島産業上亦最も重大なる關係を有するを以て、大正七年之が試験事業を擴充して従來の製造部に加ふるに漁撈養殖の二部を置き、爾來各種の試験研究調査を續行することゝなれり。

更に林業方面を見るに、往時全島は鬱蒼として千古斧鉞を加へざる森林を以て覆はれ邦國に比類を見ざる一大林産地として一帯帯水の北海道と相對峙したるを以て之が試験研究の史も久しきに遡る。即ち明治四十二年樺太廳に臨時工業調査所を設置するや、大泊にその工場を設け主として林産製造に関する試験を開始し大正五年之を廢止せり。然るに之に先立ち樺太廳は大正元年更に豊原の近郊大澤に國有林三千町歩を劃して大澤試験林(同廳林業課所屬)を設け天然更新及人工更新に関する試験を施行したりしも、偶々同八、九年に至り樺太松毛蟲發生し其の被害に加ふるに、數次の山火に襲はれ全島を舉げて林業史上未曾有の慘事に遭遇したる結果遂に所別の目的を達するに至らざりき。從て爾來専ら松毛蟲の防除並森林保護方面に関する試験調査に主力を傾注せしが漸く之が終熄を見るに至りしを以て、同十二年再び林業經營に関する試験調査の事業を興し、東海岸保呂の國有林約五千六百町歩を試験林に設定し以て林業全般の試験を施行するとともに、他方大澤試験林の蟲害山火跡地千三百五十五町歩に、人工造林に関する試験を施行せり。而して保呂試験林は昭和四年九月その南方隣接國有林を編入して、總面積六千九百二十二町歩を算するに至れり。斯くして農事、畜産、水産並林業に関する試験調査の事業は各別の機關に於て之を遂行し來たり

と雖も其の規模概ね狭小にして目的達成には幾多遺憾の點あるに鑑み、昭和四年九月勅令第三百號を以て従來の兩機關を廢止すると共に樺太廳に於ける林業試験事業をも移して中央試験所を創設し農事、畜産、及林業に関する試験部門は之を小沼に置き、水産に関する試験部門は舊機關をその儘繼承して樂磨に安置し宇遠泊舊分場は之を宇遠泊農事試験支所と改め、若々試験研究の陣容を整へつゝあるを以て之が完成機能の十全を發揮するに於ては本島産業の上に一新紀元を劃するものあるを疑はず。

第二節 事業の組織

第一款 事業

本島に於て夙に識者の矚目する産業必ずしも鮮しませざるも、之が完成垂統を期する上に於ては今後慎重なる試験調査に依つべきもの亦甚だ多く、就中基礎的産業の開発は最も急務なるを以て本所の試験研究の機能概ね之が振興助長に主力を傾注せり。今事業の概目を擧ぐれば左の如し。

- 一 農業、畜産業、林業及水産業に関する研究調査、試験、分析、鑑定、講習及講話。
- 二 種子、種畜、種禽、種卵其他研究調査又は試験の結果に因る物料等の處理、育成、製造、配付又は貸付。

第二款 組織

本所現在の組織は農業部、畜産部、林業部及水産部の四部並に庶務課にして所長之を統轄し、各部課には夫々部長及び課長を置き部課に属する事務を掌理するの外、各部には更にその所管事務を分掌せしむる爲科を設け、各科に科長を置けり。之が定員は技師十一名、書記四名、技手二十七名にして配するに雇員三十六名を以てせり。

第三節 事業分掌

第一款 農業部

農業部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たる、其の事業の分掌左の如し。

第一科

本科は主として種藝及農業物理に関する研究部門にして、本島の如き特殊の自然要素の下に栽培可能な適作物の査定に関する事項、主要農産物の品種改良に関する事項、各種農作物の耕種法に関する研究、農業氣象に関する事項、農業用器具及機械の改良に関する事項、農業經營試験に関する事項、種子、種苗の鑑定及配付に関する事項並に實習生の養成に関する事項等を掌る。從來試験の結果挙げ得たる成績中其の主な

るものを舉ぐれば左の如し。

一、適作物の査定試験

廣く各地より各種作物の種苗を蒐集試作したる結果、其の成績良好にして本島の風土に恰適するものと認めたる作物中其の主なるもの左の如し。

- 大麥、稗麥、小麥、ライ麥、燕麥、稗燕麥、蕎麥、黍、大豆、菜豆、豌豆、蠶豆、蒸菜、亞米利加暴風、瑞典蕪菁、青刈用玉蜀黍、牧草、蔓莖、甜菜、亞麻、除蟲菊、菊苣、馬鈴薯、蘿蔔、蕪菁、午麥、胡蘿蔔、火焰菜、葱、糖萵、土當歸、石刀柏、胡瓜、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍、苜蓿、白菜其の他葉菜類、草莓、須俱利、總須俱利等。
- 右の中小麥、馬鈴薯及甜菜は本島の風土に最もよく恰適し品質極めて優良なり。

二、品質改良

優良品種査定試験によりて本島の風土に恰適せる優良品種を査定すると同時に稗麥、小麥、燕麥及馬鈴薯等に就ては純系淘汰法によりて優良品種の第一次的育成を行ひ、幾多の新優良品種を選出せり。

三、耕種法試験

主要作物に就き播種適期査定試験、播種適量査定試験、播種法試験、生育領域試験、除草中耕回数



試験及栽培努力調査等を行ひたり。

四、實習生養成

一年間農家の子弟を收容し農村の中堅人物養成に努め、昭和四年迄に六十名の修業者を出せり。

五、種苗配付

従来の試験の結果得たる主要作物の優良品種を増殖の上、之を原種として農事實行組合並に一般農業者に配付普及し以て農産の改良増殖に努め居れり。

尙昭和五年度に於ける主なる事業項目を擧ぐれば左の如し。

- 一、適作物査定試験
- 二、主要作物優良品種査定試験
- 三、小麥、豌豆、馬鈴薯、甜菜及胡瓜の育種に関する試験
- 四、小麥、蠶豆及甜菜の輪作試験
- 五、耕鋤の深淺による土壤の理化的變化が小麥並甜菜の生育、特に甜菜根部の形質に及ぼす影響に関する試験
- 六、綠肥作物の混播により亞麻の生育に及ぼす影響と混播綠肥作物の收量査定に関する試験
- 七、種子の交換による亞麻の收量品質に及ぼす影響に関する試験
- 八、土壤の水分竝地温が小麥の生育特に發芽現象に及ぼす影響に関する試験

九、小麥及甜菜の適當なる生育領域査定試験

- 一〇、甜菜の收量糖分上より觀たる收穫適期査定試験
- 一一、甜菜、瑞典蕪菁、家畜用胡蘿蔔及胡瓜の採種試験
- 一二、甘藍及土當歸の促成栽培試験
- 一三、甘藍、白菜及菠薐草の貯藏試験
- 一四、有皮燕麥の利用に関する試験
- 一五、小麥及甜菜の栽培努力調査
- 一六、優良農具に関する調査試験
- 一七、農業に關係ある各種氣象要素の調査
- 一八、優良品種の増殖普及を目的とする原種圃の經營
- 一九、農事に関する實務を練習せしむる爲實習生の養成

第二科

本科は農作物の病害、害虫及雜草に関する研究部門にして、從來諸種の病害蟲に對して行へる試験中特に顯著なる成績を挙げ得たるものは、病害にありては小麥黑穗病、馬鈴薯疫病、甜菜褐斑病等の豫防試験、害虫にありては大根蠅、カラフトクロウリハムシモドキ等の防除試験なるが、尙昭和五年度に於ける

事業の項目を挙げれば次の如し。

一、病害及野草に関する調査試験

- (一) 小麦赤銹病々原菌の地方的生態種に関する研究
- (二) 蠶豆、細菌病々原菌に関する調査並豫防試験
- (三) 馬鈴薯黒瘧病と本島特殊土壌との關係調査並其の豫防試験
- (四) 馬鈴薯疫病に對する抵抗力を惹起すべき要素、特に其の生理的要素に関する研究並其の利用調査試験
- (五) 胡瓜黒星病々原菌の生理生態に関する研究並豫防試験
- (六) 一般病害の種類及分布に関する基本調査
- (七) 有用野草及雑草の種類分布並其の利用又は驅除法に関する調査試験

二、害虫に關する調査試験

- (一) カラフトハリガネムシの生態並防除法に関する調査試験
- (二) カラフトクロウリハムシモドキに對する食餌植物と其の抵抗力並應用に関する調査試験
- (三) ダイコンバへ寄生蜂の生態並其の繁殖利用に関する調査試験
- (四) 甜菜害虫及益虫の種類、生態並其の綜合的防除法に関する調査試験
- (五) 夜盗虫の種類、生態並防除法に関する調査試験
- (六) 一般害虫の種類及分布に関する基本調査

第三科

本科は樺太の農業に對する化學的研究部門にして、本島各種土壌の成因分布並理化學的組成性狀に関する事項、各種土壌の農業的利用價值及び其の改良法に関する事項、各種土壌に於ける作物に對する施肥法に関する事項、島産農産物の組成成分に関する事項及び島産主要農産物の加工利用法、創案改良に関する事項等を掌る。既往に於ける檢索の結果に基き闡明せられたる成績中其の主なる項目を挙げれば左の如し。

一、土壌に関する事項

- (一) 本島土壌の成因性狀に関する調査試験
 - (二) 樺太ポドゾル系土壌を構成する各種標式土壌の種類區分廣域に関する調査
 - (三) 礫化ポドゾルの礦質酸性土壌の改良利用に関する調査試験
 - (四) 地方的高位泥炭土(所謂サガレンツンドラ)の改良利用に関する調査試験
 - (五) 甜菜栽培適地並に其の土性調査
- 二、肥料に関する事項
- (一) 三要素試験(加里、窒素、磷酸)

- (一) 石灰適量査定試験
- (二) 厩肥適量査定試験
- 三、農産物分拆加工に関する事項
 - (一) 農産物の組成成分に関する試験
 - (二) 農産物加工利用試験

尚昭和五年度に於ける試験項目を列挙すれば左の如し。

- 一、樺太ポドゾル系土壤細密調査
- 二、樺太ポドゾル系土壤中存在する不毛性土壤の一たる所謂「ハンノキワラ跡地土壤」の性状並に改良利用に関する調査試験
- 三、樺太ポドゾル系土壤の一たる河流横溢土標式土壤に於ける地力減耗率の査定試験
- 四、樺太ポドゾル系土壤の一たる洪積厚生ポドゾル標式土壤のA B 兩層土に對する三要素と、その適量査定に関する試験
- 五、島産主要農産物の組成成分に関する調査試験
- 六、農産物の冷凍作用によりて受くる理化學的變化に関する研究並之に基く、冷凍乾燥法による特殊加工利用法の創案改良に関する調査試験

第四科

本科は主として醸造に関する事項を研究する部門にして、島産酒類及醬油の品質向上を圖らんが爲營業者の醸造に関する物料の依頼分析及鑑定に應ずると共に、時々技術官を派し適當なる醸造方法の實地指導を爲すものとす。其の昭和五年度に於ける事業の項目を舉れば左の如し。

- 一、醸造及醱酵に関する調査及試験
- 二、酒類酒精及其の材料品の分析及鑑定
- 三、酒類及醬油醸造の實地指導

第二款 畜産部

畜産部は第一科、第二科及第三科に分たれ其の事業の分掌左の如し。

第一科

本科は主として牛馬の蕃殖、改良、飼養、管理及衛生に関する事項、牛馬の生産物處理に関する事項、種牡牛馬の貸付及種付に関する事項、飼料作物の耕作及經營に関する事項並實習生の養成に関する事項等を掌る其の昭和五年度に於ける主なる事業項目の概要を列記すれば左の如し。

- 一、牛馬に関する試験調査

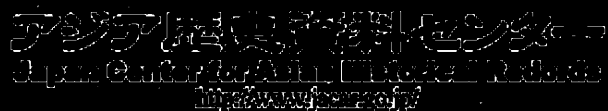
- (一) 乳牛の經濟的試験調査
 - (二) 乳用種牡犢の經濟的飼育試験
 - (三) 牡牛馬の最適受胎時決定試験
 - (四) 紫外線の妊牛並其の胎兒に及ぼす影響試験
 - (五) 牛馬寄生蟲に關する調査
- 二、飼料作物の耕作經營試験調査
- (一) エンシレージの生産費に關する試験調査
 - (二) 牧草地の更新期に關する試験調査
 - (三) 經營上より見たる一番刈法及二番刈法の比較試験調査
- 三、種牛馬の生産及貸付
- (一) 種牛馬の生産
 - (二) 種牡牛馬の貸付
 - (三) 種牛馬の更新並補充
- 四、飼料作物の耕作
- (一) 飼料作物の生産

- (二) 牧草地の更新並土地開墾
- 五、畜産の實務を練習せしむる爲實習生の養成

第二科

本科は主として豚、緬羊、家兎、養狐其の他の毛皮動物並家禽の蕃殖、改良、飼養管理及衛生に關する事項、豚、緬羊、家兎、養狐其の他毛皮動物並家禽の生産物に關する事項、種豚、種緬羊、種兎、種狐、種禽、種卵の配付、貸付及種付に關する事項等を掌る。今其の昭和五年度に於ける事業の概目を擧ぐれば次の如し。

- 一、養狐に關する試験
- (一) 在來種及加奈陀種の雜種蕃殖に依る種狐改良に關する試験
 - (二) 飼料配合の仔狐の發育に及ぼす影響試験
- 二、鶏に關する試験
- (一) 紫外線の雛の發育に及ぼす影響試験
 - (二) 紫外線の孵化に及ぼす影響試験
 - (三) 紫外線又は肝油の融雪期に多發する鶏の疾病に及ぼす影響試験
- 三、小家畜並毛皮動物の寄生蟲に關する調査



四、小家畜並毛皮動物の生産及配付

- (一) 種豚の生産及配付
- (二) 種狐の生産及配付
- (三) 種鶏並種卵の生産及配付
- (四) 種羊の生産及配付
- (五) 種豚及種鶏の更新並補充

第三科

本科は主として家畜家禽の飼料及畜産物の化學的研究に関する事項、畜産物の加工利用及畜産製品の改良に関する事項を掌る。昭和四年本所の創立と共にその試験研究を開始したるを以て、業程概ね未だ半に属す。昭和五年度に於ける事業の概目を舉ぐれば左の如し。

- 一、島産飼料の成分に関する試験
 - (一) 島産飼料の組成分定景試験
 - (二) 收穫時期の早晚に依る乾草の成分に関する試験
 - (三) エンシレージの成分に関する試験
- 二、島産牛乳の成分に関する試験

(一) 青草期及枯草期に於ける牛乳の乳質に関する試験

(二) 凍結乳の性状復歸に関する試験

三、牛酪製造法改良試験

(一) 乳酸菌検査利用試験

(二) 島産牛酪の成分に関する試験

(三) ハンドウオーキングに関する試験

四、島産生肉の成分並加工に関する試験

(一) 島産牛豚肉の組成分調査試験

(二) 豚肉加工試験

第三款 林業部

林業部に於ける事業は之を第一科、第二科、第三科に分擔執掌す。左にその概要を述べべし。

第一科

本科は専ら無立木地に於ける森林の造成法並天然更新法及森林害獣に對する保護防禦法に関する試験事項を掌る。昭和五年度に於ける主なる事業項目左の如し。

- 一、とどまつ、えぞまつ、ぐひまつ、獨逸たうひ、支那あかまつ、信州産あかまつ及しらかば播種造林

試験

- 二、信州からまつ、朝鮮からまつ、ぐひまつ、獨逸たうひ植樹造林試験
- 三、とどまつ、えぞまつ及びぐひまつ、子苗凍害防除試験
- 四、とどまつ、えぞまつ、天然林林型調査
- 五、とどまつ、えぞまつ、天然林内氣象觀測調査
- 六、天然更新法試験
- 七、本島森林昆虫分布調査
- 八、きくひむし類の發生と森林狀況との關係調査
- 九、えぞまつ、加害きくひむし類の種類並之が生態調査

第二科

本科は木材の理學的性質、木材の處理保存並利用及林産物の製造分析並鑑定に関する事項等主として森林主産物の利用に関する試験研究事項を分掌す。昭和五年度に於ける試験研究事項概目左の如し。

- 一、樺太産とどまつ材の物理的性質に関する試験
- 二、樺太産とどまつ材の機械的性質に関する試験
- 三、樺太産えぞまつ及とどまつ材の解剖的研究

- 四、樹皮枝條の化學成分の利用法に関する研究
- 五、針葉樹廢材並未利用潤葉樹材の製炭試験
- 六、松茸の培養と山葵の栽培に関する試験

第三科

本科は森林の施業法に関する試験研究、林木の生長並材積の算定法に関する調査試験及試験林の管理經營に関する事項を掌る。昭和五年度に於ける試験研究事業左の如し。

- 一、丸太檢收法比較調査並換算率調査
 - 二、伐根調査
 - 三、本島主要林木の生長調査
- 而して保呂試験林の經營管理に關しては、試験林施業案編成の基本調査たる試験林周圍測量及地勢並地形調査を行ひ、且つ林内道路網完成、防火設備の設置並に防火宣傳等一段の力を注ぎ、その管理經營上遺憾なきを期したり。

第四款 水産部

水産部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たれ其の事業の分掌を述べれば左の如し。

第一科

本科に於ては淡水棲生物の形態及生態、海洋、漁場等に関する調査を分掌するものにして、昭和五年度の施行事業の概要を列記すれば次の如し。

- 一、ニシンの種族及之が習性並生活史に関する調査
- 二、タラバカニの習性並生活史に関する調査
- 三、マスの種族並習性生活史に関する調査
- 四、サケの種族並習性生活史に関する調査
- 五、タラの種族並之が習性生活史に関する調査
- 六、スケトウタラの種族並之が習性生活史に関する調査
- 七、海藻の種族及之が分布状況に関する調査
- 八、イタニソウの習性並生活史に関する調査
- 九、海洋に於ける水温及比重の分布状況並海流の消長に関する調査
- 一〇、浅海漁場に関する調査
- 一一、湖沼に関する調査

第二科

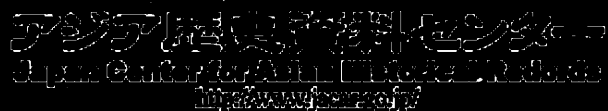
本科に於ては漁法、漁具、漁船に関する試験調査並水産科実習生の養成に関する事項を分掌するものにして昭和五年度の事業概目を記述すること左の如し。

- 一、タラ漁業に関する経済試験
- 二、スケトウタラの漁業に関する経済試験
- 三、コウナゴ漁業に関する経済試験
- 四、本島に産する針葉樹皮及葉、川柳樹皮、ソンドラ並泥炭を原料とする漁網染料の抽出施設並效力比較試験
- 五、水産に関する實務を練習せしむる爲実習生の養成

第三科

本科に於ては水産物の化学的研究、水産物の加工利用及水産製品の改良並水産に関する物料の分析及鑑定に関する事項を分掌するものにして今昭和五年度の事業概要を列舉すれば左の如し。

- 一、本島近海産魚介藻類の簡易製造利用に関する試験
- 二、ニシンの食料化に関する試験
- 三、タラ、スケトウタラの凍乾品製造に関する試験
- 四、寒冷なる本島の気温を利用する製塩に関する試験



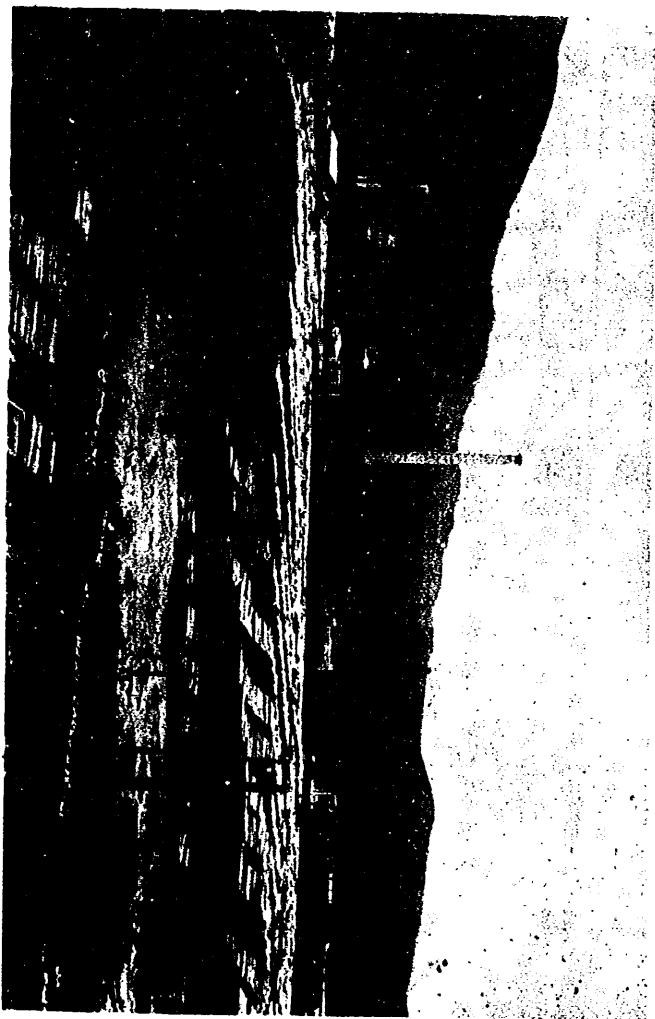
第四科

本科に於ては淡水水生生物の増殖保護に関する試験調査及種卵の配付に関する事項を分掌す。昭和五年度の事業要項を擧ぐれば次の如し。

- 一、タラバカニの抱卵、人工飼育に関する試験
- 二、カレイの人工孵化に関する試験
- 三、ニシンの人工孵化に関する試験
- 四、サケの人工孵化に関する試験
- 五、製紙竝木材「パルプ」製造工場排液の魚介藻類の生活に及ぼす影響調査
- 六、サケ稚魚の河川降下時に於ける木材流送の被害に関する調査

第五款 宇遠泊農事試験支所

本支所は主として本所所在地と其の自然要素を異にせる本島西海岸地方に於ける種籾園藝に関する調査試験を擔當し、當該地方に於ける適作物の査定並品種改良に関する事項、各種主要農作物の耕種法に関する研究、農事氣象に関する事項等を掌り、尙其の他種子、種苗種、卵の配付をも行ひつゝ、あり。



(株式会社紙業工業)

造 工 原 知

第十三章 商工業

第一節 商業

明治三十八年本島占領後新領土の通弊として所謂一擲千金を夢想し、浮薄なる商人の渡來する者頗る多かりしが、爾來幾多經濟界の變動は斯かる不健全分子を驅逐し著實なる商人は漸く其の基礎を確立し、殖の進展、人口の増加に伴ひ漸次堅實なる發展をなしつつありしが、明治四十二年三月大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至りてより面目頓に一新し、次で大正十一年二月重岡港の開港を見、尙港灣の築港、鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の氣運に赴きつつあり。

豊原町は鐵道本線と豊真線の分岐點に當り交通の中心として將來の發展を期し、大泊町は本島の支那、物資の吞吐港として益々發展し、眞岡町は西海岸に於ける商取引の中心地たるのみならず、大泊と共に本島に於ける物資の二大集散地にして市況頗る殷盛なり。

其の他西海岸に在りては本斗、野田、泊居、惠須取、東海岸に在りては、落合、榮濱、元泊、知取、敷香等あり。夫々特殊の使命を有し、内部の開拓交通の普及と相俟て漸次發展しつつあり。

會社 會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近時各種工業を目的とする大會社の設立せられるもの多きを加ふる傾向を示せり。

樺太に本店を有する會社 (昭和四年末現在)

種別	會社數	資本金	拂込金
株式會社	三	二二、八〇〇、〇〇〇	二二、八〇〇、〇〇〇
合資會社	二	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
合名會社	一	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
計	六	二五、八〇〇、〇〇〇	二五、八〇〇、〇〇〇

樺太外に本店を有する會社 (昭和四年末現在)

種別	會社數	資本金	拂込金
株式會社	三	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
合資會社	一	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
合名會社	一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計	五	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇

物價 戦後各種企業の興隆に伴ふ労働者の増加、農村好況に伴ふ購買力の増進等相俟て、物價は漸次強調を辿りしも現在に於ては殆んど内地の其れと大差なし。

左に昭和三年八月の重要物價を表示せん。

豊原市場重要物價 (昭和六年四月現在)

品名	單位	價格	品名	單位	價格
精米 (中)	一升	0.15	精米	一升	0.10
大豆	一石	0.12	大豆	一石	0.10
小豆	一石	0.11	小豆	一石	0.08
小麦	一石	0.10	小麦	一石	0.07
馬鈴薯	一石	0.08	馬鈴薯	一石	0.05
味噌	一石	0.07	味噌	一石	0.04
醤油	一石	0.06	醤油	一石	0.03
干魚	一石	0.05	干魚	一石	0.02
漬物	一石	0.04	漬物	一石	0.01
鹿肉	一石	0.03	鹿肉	一石	0.01
大豆	一石	0.02	大豆	一石	0.01
身油	一石	0.01	身油	一石	0.00
鹽	一石	0.00	鹽	一石	0.00
鹽	一石	0.00	鹽	一石	0.00



下	漁		物		下	漁		物	
	男	女	男	女		男	女	男	女
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

第二節 工業

本島は天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限なる上に助成原料たる石炭無盡蔵と稱せらるゝも、人口稀薄にして勞銀高く金利亦内地に比し五朱方の高率を示し其の發達遅々として進まざる状態にあり。今其の概況を見るに昭和四年に於ける各種生産物總額一億五千八百八十九圓中、工業物は六千二百八十五萬三千七百七十三圓にして其約五割九分を占め、之を十年前の大正七年の生産總額三千七百五十六萬九千三百六十六圓中、工業物一千七百九十八萬七千八百四十二圓に對比すれば相當の成績を挙げたるものと云はざるべからず。然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する我が樺太に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本の努力の缺亡に歸せざるべからず。最近我が樺太の資源漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に勞働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。我が富有なる天産物を如何に利用すべきかに就ては、領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘して調

査研究を爲したるが、明治四十三年樺太廳に臨時工業調査所を設けると共に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレペン油製造、樟腦製造、木材乾燥、割箸製造及バルブ製造等の試験研究を爲し、一方明治四十四年に豊原に乾餾工場を設け潤葉樹材を乾餾して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、鍊鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に着手し、次で大正六年工場を大倉組に拂下けて之を經營せしめたるが大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場維持困難となり大正十年以降一時閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるバルブ製造用に充つるを以て策の得たるものとし之を奨励したる結果遂に今日の盛大を致せり。

又一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接に或は間接に其の助成に努めたる結果漸次發達し遂に今日の進境を開き、尙將來資本並に努力の移入と相俟つて益々堅實なる發展を爲すべし。

一、バルブ製造
樺太林木の利用に就てバルブ製造を最も得策となし工場設置個所を豫定し之が奨励に努めたりしも當時我が國に於けるバルブ事業甚だ不振にして、且つ樺太の事情の未だ一般に知悉せられず、加之努力の缺乏、冬季操業の不安等に脅威せられ、有利なる條件、特殊の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが漸次

具體的調査の進むに従ひ冬季操業可能にして、努力の供給の方法立ちたるを以て、大正二年始めて大泊に王子製紙株式會社の工場創設せられ、次で泊居に樺太工業株式會社工場の設置を見、何れも大正四年より操業を開始し漸次好況に向ひたりしが、時恰も歐洲大戰に際會しバルブの輸入杜絶せるのみならず却つて逆輸出の状態を示すに至りし爲、茲に形勢一變し、工場増設の氣運を醸成してより次第に發展し現在八工場年製産額バルブ十八萬八千噸、製紙三億七百萬噸、價格五千五百萬圓に及び之が所要資材約四百十萬石を要し、現時本邦バルブ資材の大半を供給する状況にあり。既設工場の基礎漸く強固を加へ、將來倍々堅實なる發展を爲すべし。

名	稱	所在地	資本金	設立年月
王子製紙株式會社	大泊工場	大泊町	五、九六六、〇〇〇圓	大正三年十二月
	豐原工場	豐原町		大正六年一月
	野田工場	野田町		大正十年十一月
樺太工業株式會社	泊居工場	泊居町	七、〇〇〇、〇〇〇圓	大正二年十二月
	眞岡工場	眞岡町		同右
	高嶺工場	高嶺町		大正八年十一月
富士製紙株式會社	高嶺取工場	高嶺取町	七、七〇〇、〇〇〇圓	大正十四年十一月

落合工場	知取工場
大正六年四月	昭和元年九月

昭和五年末に於ける各工場の概況を示せば次の如し

會社名	工場名	開始年月	製品種類	生産能力	資材高	生産高	價格
王子製紙株式會社	大泊工場	大正三年十二月	製紙	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
	豐原工場	大正六年一月	製紙	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
	野田工場	大正十年十一月	製紙	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
樺太工業株式會社	眞岡工場	大正二年十二月	製紙	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
	泊居工場	大正二年十二月	製紙	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
	眞岡工場	大正八年十一月	製紙	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
	高嶺工場	大正十四年十一月	製紙	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
富士製紙株式會社	高嶺取工場	大正十四年十一月	製紙	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇

商工業

富士製紙	落合工場	六、四	サルファイト	西、〇〇〇	三、五三三
株式會社	知取工場	三、九	クラフト紙	三、七〇〇	三、〇〇〇
計	八工場	一〇、三	新開ル紙	六、三〇〇	六、五三三
			マニラホール	四、三三〇	一、二〇三

二、醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしが、氣温の低下に對する設備の不完全等に基因し好結果を得る能はざりしも、漸次設備の完全を期すると共に一面原料水の精選技術の進歩向上に専念せる結果、今や内地先進地に比し敢て遜色なき醇良品を生産するに至り、遂に今日の成功を収むることを得たり。

新なる植民地に加ふるに近寒の地なるを以て、酒精飲料の需要比較的多きも當初は概して製品不良の爲自然内地よりの移入酒に依り需要を満たし來りしも、年と共に品質向上改善せられ、一面人口の急激なる増加に伴ひ生産量亦逐年増加し現在醸造場五十餘を有するに至れり。本島開發進展並に新業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し清酒、燒酎及酒精含有飲料等は益々品質昂上すると共に漸次造石數増加の趨勢を辿り、各醸造者に於ても早晚移入酒を驅逐すべく努力しつゝある現況なり。

今過去六年間に於ける製造高及移入高を示せば左の如し。

酒造年度	種別	酒造高	移入酒高
大正十三	酒造年度	三、〇七五	一、二〇三
大正十四	酒造年度	四、〇一八	一、二〇六
昭和元	酒造年度	四、〇五三	一、〇六〇
昭和二	酒造年度	三、六〇九	一、〇〇七
昭和三	酒造年度	四、一五三	一、〇三三
昭和四	酒造年度	三、〇四八	一、〇三三

備考、酒造高は清酒、燒酎、酒精及酒精含有飲料の合計を掲せり。醬油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

三、罐詰業

本島に於ける罐詰業（主に蟹罐詰）は明治四十二年以來事業勃興し、大正六年度には工場數百十一、製産額十三萬六千八百八十四兩、三百三十七萬五千五百五十八圓に達したるが蟹は濫獲の結果次第に其の量を減じたるを以て、大正九年蟹罐詰工場を十餘箇工場に制限せしめたる結果、工場數三十八、製産額二萬八千五百七十七兩、百四十五萬八千圓に激減し、大正十一年には工場數更に減じて十四となり、大正十四年には工場數十六、製産額二萬二千七百七十二兩、八十八萬二千七百九十七圓、昭和元年に

商工業

は工場数十八、製産額一萬四千五百三十五圓、六十六萬三千四百圓となり、漸次減少し來れり。然るに昭和二年には工場数二十、製産額三萬五百十八圓、百二萬九千七百六十八圓に激増し、昭和三年工場数十三、製産額一萬四千三百二十七圓、二千五萬六千四百三十九圓に激減し、昭和四年工場数十七、製産額六萬四千三百二十二圓、百四十七萬九千九百六十九圓に激増、次で昭和五年には工場数二十三、製産額六萬四千六百二十七圓、百六十二萬六千九百五十五圓に増加せり。

其の他罐詰詰の六萬二千二百九十圓、價額四十一萬八千八百八十二圓及鯨罐詰八千九百七十圓、六萬七千二百七十五圓をはじめ、鮪、鯖、白魚、雲丹等の罐詰業行はれ總製産額十三萬六千五百四圓、價額二百一十一萬九千九百二十五圓を算す。

四、其の他の工業

澱粉製造 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二百八十八、製産額四萬四千四百四十一圓に達したり。然るに漸次不況となり大正十三年末には製造戸數は四百七十三に漸減せるも製産額は七千二百十五圓に激増し、僅かに産業誌に片影を止むるに過ぎざるの狀態なりしも、昭和四年に於ては製造戸數三百一、製産額一萬三千七百二十一圓に達せり。

牛酪製造 牛酪製造を奨励し之に補助金を交付し、漸次發展しつつあるも未だ盛なりと稱するの域に達せず。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充當するに過ぎず。要するに本島の工業はバルブ及一部水産製造品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

第三節 貿易

本島の貿易は我が領有後政府の産業上に於ける諸般の施設と、天然資源利用に基づく民間企業の勃興とに因り、漸次發達の趨勢を示し、殊に本島製紙工場設置以來急激なる發展を遂げ、且つ歐洲大戦亂に因る財界好況の波に乗り一大躍進を爲せり。然るに大正九年戰亂終焉に伴ふ世界經濟界不況の影響を受けて一時減退するの傾向を示せるも、其の後財界稍平靜に歸するに及び、次第に回復し、最近の發達は實に目覚しきものあり。最近五年間の貿易表次の如し。

貿易總表

年次	外國貿易	内地貿易	總額
大正十四年	一、九三〇、四六四	三、三六一、五六一	五、二四二、〇二五
昭和元年	九八九、三三六	九、七六六、五九〇	一〇、七五五、九二六
昭和二年	七五五、一三五	九、〇一五、四三三	九、七七〇、五八八
昭和三年	九三〇、七〇〇	六、七〇〇、三六〇	七、六三一、〇六〇

昭和四年

11,051,533

10,700,631

10,707,265

内地貿易

本島貿易總額の大部分を占むるものは内地貿易にして、其の總額一億圓を突破するに至れり。最近五ヶ年間の貿易表を掲ぐれば左の如し。

年次	總額	移出	移入	移出超過
大正十四年	6,342,564	4,477,794	40,338,440	△ 66,160
昭和元年	6,766,560	4,767,966	3,098,640	△ 1,669,326
昭和二年	6,015,633	4,840,663	4,445,240	△ 405,423
昭和三年	6,990,560	5,295,399	4,605,101	△ 690,298
昭和四年	10,300,631	5,668,533	4,605,869	△ 1,062,664
昭和五年	6,123,560	4,800,933	3,388,333	△ 1,412,600

備考 △は移入超過なり

今昭和五年に於ける移入品の主なるものを舉ぐれば左の如し。

- 移入 米、布綿類、石炭、石油、麥酒、清酒、燕麥、豆類、食鹽、醬油、味噌等。
- 移出 パルプ、木材、製紙、海産肥料、鹽、鹽鱈、鹽鱈、干鰯、干鱈、鱈、魚油、昆布等。

外國貿易

本島の貿易港は現在大泊、真岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、真岡港は大正十二年二月に開港を見たり。貿易先は最初殆ど朝鮮、中華民國、露領東部亞細亞に限られしが、大正八年以降朝鮮貿易は杜絶し、大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至りしが更に大正十五年以來西班牙、埃及を加へたり。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、中華民國への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他鐵道用具、露領亞細亞より鱈、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出十萬六千八百九圓、輸入三十萬七千九百七十九圓、計四十一萬四千七百八十八圓を算したり。爾來漸次減退し大正六年最も不振を極め輸出合計六萬八千五百九十九圓に過ぎず。然るに翌大正七年より再び漸増し大正九年に至り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八十七萬九千八百二十八圓、輸入四萬四千七百二十五圓、計九十二萬四千五百五十三圓を示したり。越えて大正十一年二月真岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を呈し減少せるが大正十四年には著しく輸入増加し、貿易總額は始めて百三十六萬圓を超ゆるに至れり。其の後輸出入三度不振となりしも、昭和三年には貿易總額九十三萬七千圓に達し幾分好況を呈するに至りしが越えて昭和四年には一躍總貿易額二百萬圓を突破し始めて輸出超過を見るに至れり尙最近數年間に於ける貿易の消長を示せば左の如し。



第十四章 警察

第一節 總說

第二款 沿革

領有當初に於ける警察權は樺太占領軍司令官に屬し、所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが同年八月樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置と共に、廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設けて警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳を置き、支廳に警務係を設け、支廳長に警察權を付與して警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月樺太廳官制改正に依り第一部の警務課を獨立せしめ第三部とし、部長は事務官を以て之に充て其の職名を警務長とせり。警務長は警察事務の執行に關し部下職員を指揮監督するの外事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正して第三部を警察部とし警務長を警察部長に改めたり。
大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離して管内須要の地に警察署及警察分署を設置

し、専ら警察及衛生事務の執行に任せしめたり。

昭和二年六月官制改正に依り警察分署を廢止し之を警察署に昇格し時代の進展に適應せしめたり。

第二款 警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ逐年人口増加し、且つ住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難尠からず。又ソヴェト聯邦と境を接するを以て國境の警備急にすべからざるものあり。本島警察官吏の受持人口は昭和五年末に於て巡查一人當り七百五十七人にして内地に比し何等溢ることなきも、住民の移動性、受持區域の尨大、交通の不便及警察連絡機關の缺如等幾多の不便不利は職務執行上一層辛酸を嘗むるの實況に在り。目下其の改善充實に鋭意努力し居れり。

現在警察部に警務課、保安課、刑事課、高等警察課、特別高等警察課及警察官練習所の五課一所を置くの外執行機關として警察署一二、警部補派出所三、巡查部長派出所二四、巡查派出所一三、巡查駐在所五六を置く。其の配置定員及人口竝面積等を擧ぐれば左の如し。

警察區劃表



留多加警察署								
本斗警察署								
真岡警察署								
野川警察署								
泊居警察署								
恵須取警察署								
合計	X	X	△	△	△	△	△	△

備考 X 兼務職員
 O 森林警務員
 △ 国境警備及思想取締巡查

第三款 警察官吏の教養

一、警察官練習所

警察部に警察官練習所を設置し警察官練習所に教習科、講習科及特科を置き、警察官吏に必要な學術

實務を教授し併せて警察官吏の品性の陶冶、人格の鍛練を圖り居れり。

●教習科 新任の巡查を收容し、警察官吏として必要な學術技能其の他基礎的教養を爲すものにして期間を四箇月とす。

●講習科 現職の警察官吏を收容し警察官吏として必須なる一般學術を教養するものにして、期間は其の都度之を定む。

●特科 現職の警察官吏を收容し警察官吏に必須なる専門的學術を教養訓練するものにして、期間は其の都度之を定む。

二、其他

内務省警察講習所へ普通講習生として現官現職の警察官吏を派遣するの外、同所に於ける各種特別講習及中央衛生會主催の衛生講習其の他此の種の催しには努めて職員を派遣し、智識の普及向上並素質の改善に努め居れり。

第二節 行政警察

第一款 保安警察



一、工 場

管下に於ける工場總數は二八二、使用職工數は五、九二七名にして工場數の最も多きは鐵工場の九〇にして、製材工場六七、踏鐵工場三八、綿打工場一六之に次ぐ。然れども規模の最も廣大なるは、バルブ工場にして其の數八、使用職工數四、三四二名にして本島職工數の七割強を占む。一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し、大正十年工場法の精神に則り之に改正を加へ現在に至れり。斯くて職工の保護、待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滿なる發達を保護する爲隨時吏員を派し之を取締を爲しつゝありて労働爭議等は從來絶無の状態なり。

二、原 動 機

原動機は主としてバルブ工場、製材工場、繅詰工場等に使用せられ、其總使用馬力六、二七七、二二五、機關數二一〇、動力機二一八、電動機一四七を有す。之を取締に關しては大正十一年原動機取締規則を制定、昭和五年三月之に改正を加へ、從來五馬力以上の原動機のみを適用したるを二馬力以上の原動機並同電動機にも同規則を適用し之を取締に努力し、以て災害豫防に遺憾なきを期しつゝあり。

三、勞 働 者

鐵道の新設、港灣、船澳の築造、道路の開鑿其他鑛業、林業、工業等日を逐ふて隆盛に趨くに從ひ、労働者の需要も亦年々激増の勢を示せり。然るに土木、林業等に要する労働者は其の季節的なるにより、需給上之が補給を島外に求むるの實情にあり。然るに之等労働者中には浮浪の徒多く、隨所に事故を惹起

するの事例多かりしのみならず、不正事業者が所謂監獄屋なる制度を設け労働者を賄償するの風聞あり。曩に制定したる労働者募集取締規則並労働者使用取締規則の一部を改正すると共に、請負營業取締規則を制定し以て不良労働者及不正事業者の排除に努め、眞摯なる労働者及優良なる事業者の保護に盡力し、一意此種犯行の防止に意を用ひたる結果、近來違反事件は著しく減少せり。昭和五年中土工夫に關する犯罪事件にして刑事訴追を受けたるもの土工數三、九三〇餘人に對し五一名にして犯罪防止の實績を見るに足れり。

林業、鑛業、工業等に従事する労働者は使用者との協調至極圓滿にして、些の問題を惹起したるの事例なし。

因に昭和五年中、労働者募集數は内地より招來せるもの五、一七一人、島内にて募集せるもの二五、三一三人、計三〇、四八四人なり。

四、危 險 物 取 締

本島に於ける危険物の主なるものは銃砲、火藥類なり。之を取締に關しては其の依るべき取締法規に不備の點多く、取締上不便尠からざるに鑑み、目下之を取締廳令案の制定につき考慮中にして、近く其の公布を見るに至るべく、之が施行の際には大なる效果あるを信ず。昭和五年中に於ける火藥類消費量は火藥一、九五二貫、煙藥一三三、九一二貫、雷管八三四、四七五個、導火線二、〇八二、六七〇尺なり。

五、建物火災

本島は氣候の關係上、火氣の使用多きと一時的居住者多かりし爲、防火建築物極めて少く、従つて火災率多きに上れり。依て善には煙筒取締規則を制定し、昭和二年四月より豊原、大泊、眞岡、泊居、本斗、野田の各市街地には屋上制限規則を實施し、火氣使用場の取締並に防火建築の實行を懲罰すると共にボスターの配付、火防劇活動寫眞の映寫、火防講演を開催し、警火思想の普及宣傳に努め、其の他消防組頭會議を開催し、防火諸計畫の實行を促し居れり。昭和五年中に於ける火災度数は一七一、燒火家屋三三〇戸、二〇六棟、損害八〇九、九七一圓、死者二名、負傷者二名にしてストーヴ煙筒に因るもの最も多く、ストーヴ飛火之に次ぎ十二月乃至五月の候に最も多し。

六、林野火災

本島の森林地帯は多く天然の密林なり。故に晴天の續ける時期に一度火を發せば數日に亘り延焼し、一回に千數百町歩を烏有に歸すること珍しからず。斯くては如何に人力を盡すも消火の效少なく、雨天の至るを待つの外なき有様なり。故に林野火災は之を未然に防止するを必要とし次の方法に依り取締並豫防宣傳に努め居れり。

- 一、林野火入取締規則を制定し火入の取締を勵行す。
- 二、融雪乾燥期に入るや各地に警察官を配置し之が取締に當らしむ。
- 三、林野火災警防委員を囑託し一定區域を定めて巡回せしめ、豫防及警戒の任に當らしむ。

四、汽車の煤煙よりの出火に關しては、機關車火粉飛散防止の裝置を爲さしむるの外鐵道沿線の雜草を燒却せしむ。

五、ボスターの配付、活動寫眞の映寫並講演等を爲し警火思想の普及宣傳に努む。

昭和五年は例年に比し山火の發生少く、其の發生度数は一〇二回、燒失面積一九、四九五町歩、損害二六六、五六一圓なり。原因は煙草吸殺最も多く火入、焚火の不始末之に次ぎ、五月及七月最も多く發生せり。

七、消防

本島の消防組は總令公設消防組規則に依り火災警戒防禦の爲、町村費用を以て常備せるものにして一町村消防組の制を執り、現在三十九組、組員五、八六一名あり。自動車ポンプ二一、蒸氣ポンプ四、瓦斯倫ボン六、腕用ポンプ一五二、水管車九七ありて、之が防備に對しては年々樺太廳より補助金を交付し改善發達に努力せり。

尙組員の救済並表彰に依り士氣を振興し、一面消防組の發達を促進するを目的とし、大正九年設立せられたる樺太消防義會は六千六百餘名の會員と二萬六千餘圓の基金を有し、新聞の發行、圖書の講讀、消防講習の開催、島外各廳府縣の視察、火防劇の後援等近時著しく事業發展し、其の成績見るべきものあり。昭和五年度の主なる事業を擧ぐれば次の如し。

組員の共濟二十九件、表彰一五四件、消防組頭會議一回、本部開催消防講習一回、殉難消防組員招魂祭

一回、消防義會報の發行(毎回三千二百部)

八、水難救濟會

帝國水難救濟會は大正八年樺太に設置以來逐年其の基礎を強固にし、現在會員總數六、八五五名、募集金額一七九、三四三圓に達し、救難所二十五、支所二の開設を見、職員總數一、六四九名にして、本島海難救濟事業に努力し居れり。

昭和四年六月には畏くも、總裁伏見宮殿下の御來島を仰ぎ樺太支部の發會式を擧げたり。

開設以來昭和五年末迄の救助回數一四〇回、救助船數一九三隻、救助人員一、二六四人、救助船體及貨物價格一、八〇四、四〇七圓に上り益々發展の域に進みつゝあり。

第二款 風俗警察

新興地の弊として動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て特に之を取締を嚴にせり。昭和五年末現在料理店六〇一、飯店九八一、藝妓八、八四名、酌婦一、三一九名、貸座敷三三、娼妓一七六名なり。

第三款 交通警察

海上 海上交通は逐年發達し、航路の増設船舶の増加に伴ひ、事故亦逐次増加の傾向あるを以て、海上

衝突豫防法、出入船舶出規則、舢舨及小廻船の各營業取締規則等に依り取締を勵行し、事故防遏に努力せり。昭和五年中に於ける海難罹災船舶は汽船一四、發動機船二七、磯船四、漁船一、六九七、其の他二五計一、七六七、死者一九七、負傷者二、噸數二八、六二七、損害七四五、二八三圓なり。

陸上 各地に於ける産業の發達に伴ひ、輻近各種交通機關漸次發達し、殊に自動車は各地に普及し、年と共に其の數を増加し、昭和五年中其の車輛に於て四十餘輛の増加を示せり。而して自動車運輸營業者の簇出は、延いて同業者間に相當激甚なる競争を來し、因つて生ずる弊害亦尠からず。依て現今其の路線に於ける交通の状態を參酌して之等弊害を防止し、賃金の統一、車輛の改良を圖りつゝあり。

自動車運輸營業一七四、運轉手二七〇、昭和五年末現在自動車三三四、自轉車六、六七二、荷馬車三、四三九、人力車二五、客馬車二五五、馬糞四、四〇八、犬糞六七三、馴鹿糞一三〇あり。

第四款 營業警察

警察取締を要する營業者は輻近異常の増加を來せるも、其の主要町村に於ては其の營業久しきに亘り其の設備營業方法等逐年改善せられつゝあるも、新發展の部落には一擱千金を夢想し、購集するもの多く、従つて之に伴ふ弊害亦尠からざるを以て、毎月二回以上警察官吏をして監査せしめ、各種取締規則を勵行してより爾來堅實なる發展を爲しつゝあり。昭和五年末現在旅人宿七三八、質屋二〇二、古物商六六八、湯



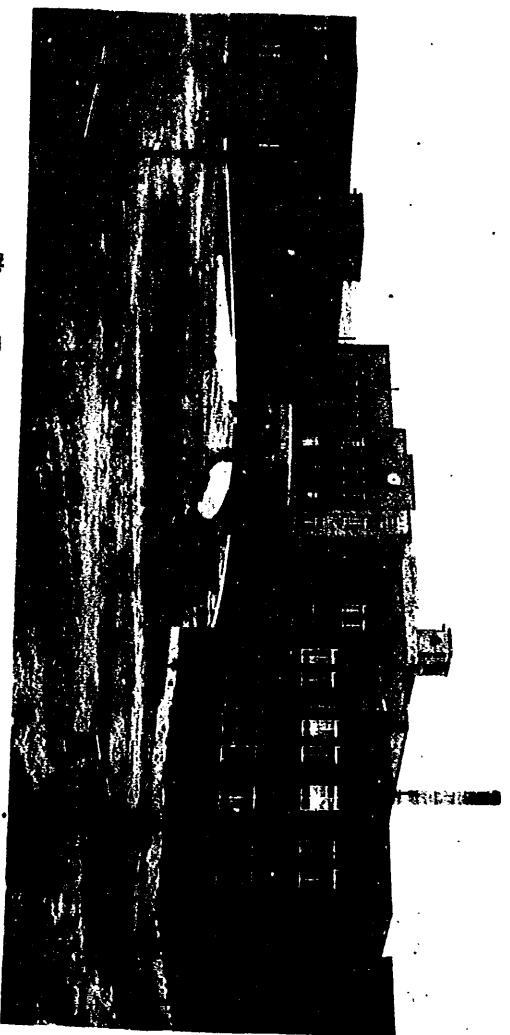
屋三五五、乗合馬車三七七、小廻船營業九四、雇人口入業一一〇、劇場三四なり。

第三節 司法警察

近時本島各地に於ける人口の増加と共に各種犯罪者亦年々増加の傾向あり。殊に一時的居住者中には西伯利亞、北樺太及内地方面より蟬集し來る流浪者多く、中には前科者及身元不確實にして本籍氏名等を詐稱する者亦尠からざる狀況にして、其の犯罪の手段方法漸く巧妙を極めつゝあり。内地各府縣の夫に比し殺人、強盜、傷害等殺伐なる犯行殊に多く、窃盜、詐欺其他一般犯罪に於ても本島人口に比例し、犯罪件數の多きこと全國中稀に見る處なり。

昭和五年度に於ける犯罪の狀況を見るに、殺人三三、傷害六三五、強盜一八、窃盜二、四七〇、詐欺一、九〇〇、横領九三二、其他一、四一九、計七、四〇七件に達し、之を大正七年度に於ける犯罪總數僅に一八〇五件に比し、實に五、六〇二件の増加となり、昭和元年度人口千に對し十八なるに昭和五年度に於ては二十七を示せり。

依つて之が豫防並檢舉の完璧を期する爲昭和五年度に於て刑事課を新設し、諸種の施設計畫を樹て其の實績を擧ぐるに努力しつゝあり。



院 警 原 盛 大 樺

第十五章 衛生

生

第一節 總 說

說

領有以來衛生設備は漸を起して備はり衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては愈を強ふるに足るものあり。加之本島には風土病と稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの尠からず。輒近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従つて交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多く傳染病漸次増加の傾向あるを以て之が豫防撲滅に努力しつゝあり。

醫藥機關は醫師二〇六、齒科醫師六二、藥劑師二九、藥局二九あり。人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の計畫中なり。而して病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之を指導し、自發的病害豫防に努めつゝあり。

本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄にして未だ大都市を形成せるものなく、従つて病院の如きも多きは個人經營にして概ね小規模なり。昭和五年末現在醫師、齒科醫師等左表の通りにして醫師一名に對する人口割合一、六二名、齒科醫師一名に對する人口割合四、五三九名なり。

醫師	免許		假免許		齒科醫師	免許		假免許		產婆	看護婦	鍼灸術
	免許	假免許	免許	假免許		免許	假免許					
110	6	4	3	105	3	3	2	110	3	2	110	110

第三節 救療機關

財團法人樺太慈惠院其の他あり。第六章第二節に於て記述のものにして貧困患者の救療を爲すものなり。右の内樺太慈惠院最も整備し、昭和五年末に於ける資産一〇三、一五四圓餘を有し、普通病室七室、精神病室六室、患者收容定員普通五〇名、精神病患者六名にして、現在收容しつゝあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病患者並私人委託の精神病患者及貧困者にして外來患者なし。最近の收容人員左の如し。

年次	區別	收容		院死		人員		延人員
		前年より越	收容	院死	年未現在			
昭和五年	和	35	35	3	3	6	6	1,195
昭和四年	和	33	33	3	3	2	2	1,170
昭和三年	和	33	33	2	2	3	3	810
昭和二年	和	33	33	2	2	3	3	1,100
昭和元年	和	33	33	2	2	3	3	1,100

第四節 藥品

警察部及各警察官署並樺太廳病院に藥品監視員を置き、藥品の取締に任ずるの外醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之が取締を勵行しつゝあり。現在製藥品目は沃度、沃度加里、塩化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、ヂアスターゼ、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等なり。

製藥製造に就いては概要地に製藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視せり。現在營業者左の如し。

衛生
藥劑師、藥種商其他

藥劑師	藥局	藥種商	毒物劇物	製藥者	賣藥業	賣藥附賣	賣藥行商
五元	二元	五元	五元	二元	二元	八元	七元

三十四

第五節 海港檢疫

海外との交通は従來北樺太及沿海洲との間に於て小船舶の往來頻繁なりしが、北樺太に於ける日本軍撤退後は其の跡を絶ち、沿海洲浦鹽より入港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリツピン諸島方面との航運なく、従つて從來新種病原の侵襲を見たることなきも、近時滿州方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之が取締に關しては最全を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員容の健康診斷を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつゝあり。

第六節 檢 査

娼妓 豊原及真岡に貸座敷の設置あり。娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診斷を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太總醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。

藝妓酌婦 藝妓酌婦は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、其の他の地方に在りては年二回以上指定したる醫師の健康診斷書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治療に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同權其の料金を半減す。昭和五年中娼妓及藝妓酌婦の健康診斷成績左の如し。

娼妓 酌婦	受診延人員	病 者				有病率
		有 病 者	病 者	飲性下痢 其他傳染病	計	
娼妓	八、五五	四	二二	三三	三三	0.01
酌婦	三六、五八	二六	二六	四三	四三	0.01
計	四八、一三	三〇	四八	七六	七六	0.01

衛生

二五

第七節 飲料水及氷

第一款 上 水

現に上水道の設備あるは豊原町、大泊町、泊居町、本斗町及名好村にして真岡町及その他の町村に於ても工事計畫中なり。飲料に供する井水に就ては順次水質検査を執行し、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計畫中なり。

第二款 清 涼 飲 料 水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原町、榮濱村、大泊町、真岡町及本斗町にあり。其の水質並製品に對し理化學的試験を行ひ、且つ販賣業に就ては賣品の検査を施して不良品の取締を勵行せり。昭和五年中に於ける製造高はラムネ一〇、九〇〇本、サイダー類六四一、七五〇本なり。

第三款 氷

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然氷の採取に最も適す。従つて人工製氷場は大正十四年度より大

泊に一工場を設置を見たるに過ぎず。天然氷は氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可を與へ、尙成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を收去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和五年中に於ける營業者二五、飲食用氷二、四二一、四九〇瓊、雜用氷一、五五五、五五〇瓊を示し、其の品質良好にして近年内地、北海道等に移出を企つるもの續出するの狀況にあり。

第八節 屠場及屠畜

屠畜場は各主要市街地に一個所を有し、何れも風致上、衛生上支障なき個所に存置しありて、昭和五年末に於ける屠場数は十四個所なり。屠畜に際しては別に任命せられたる屠畜検査員により生體検査を行ひ更に解體検査の結果食料に供するも支障なきものに對し検印を（所轄警察署に於て）付し販賣せしめつゝあり。

第九節 飲食物及その他の物品

第一款 牛 乳

牛乳營業者は昭和五年末現在牛乳搾取營業五一、請賣營業七あり。之が取締に付ては時々各警察署に

於て畜舎検査、取扱場臨検を行ひ尚乳質に付ては警察的牛乳検査法（内務省令）に依り各警察署に於て施行しつゝあり。右検査に依り尙要すれば衛生試験方法に依り薬剤師又は獣醫師の技術者をして施行せしめつゝあり。近時牛酪の製造漸く盛ならむとしつゝあるも、脂肪質の不足せる物を市上販賣する者を未だ發見せず。

第二款 生 肉

屠獸肉、鳥肉、魚類介に對しては時々一齊に各警察署に於て取締を勵行しつゝあり。而して外觀的又は其の他簡易に良否或は腐敗を決定し得る場合は之を廢棄せしめ、又其の販賣を停止せしめつゝあり。更に容器品にして良否眞贋等不明なる場合は薬剤師或は獣醫師各専門の技術に依り鑑定分析せしめつゝあり。

第三款 飲食物取扱又は製造所の取締

宿屋、料理店、飲食店及其他飲食物を調理並取扱を業とする者の營業所又は其の調理品製造品に對しては時々警察署に於て臨検又は検査し尙要すれば薬剤師等の専門的技術者の鑑定と相俟て之が取締の確立を期しつゝあり。

第四款 飲食用器具類

飲食用器具（金屬製品、陶磁品、漆器類）中には往々有毒性原料品を以て製造又は加粧しあるものあり。

之を連續使用することに依り慢性中毒を醸致する事例屢々あるを以て、之が取締に付ては必要に應じ醫師の生物學的鑑定、薬剤師の化學的關定等衛生試験を施行し保健衛生に努めつゝあり。

第十節 傳染病

法定傳染病 法定傳染病は腸チブスを首位としデフテリア、バラチブス之れに亞ぎ、其の他赤痢、猩紅熱、流行性腦脊髄膜炎、痘瘡、發疹チブス等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の侵襲を見たることなし。

傳染病に關しては從來樺太廳に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふこととなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及施行細則を公布し、各町村に於ては相競ふて隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努め居れり。左に最近六年間に於ける發生狀況を表示すべし。

死	計	流行性	痘	赤痢	痲疹	バクテリヤ	ガフテリヤ	腸チフス	區別	年次
三九	六	四九	一	一	一	一	一	一	大正十四年	二九
三〇	七	四〇	一	一	一	一	一	一	昭和元年	三〇
三二	八	四二	一	一	一	一	一	一	昭和二年	三二
三三	九	四三	一	一	一	一	一	一	昭和三年	三三
三三	九	四三	一	一	一	一	一	一	昭和四年	三三
三三	九	四三	一	一	一	一	一	一	昭和五年	三三

結核 結核患者は比年其の數を増加しつゝあり。最近五年間に於ける患者及死亡の如し。

年次	區別	呼吸器結核		結核性胸膜炎		腺結核		其の他の結核		計	死亡者數	死亡者數に對する結核半
		患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者			
昭和元年		二、〇二	二六八	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
昭和二年		三、四九	三三三	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
昭和三年		三、四九	三三三	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
昭和四年		三、六〇	三三三	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
昭和五年		三、六〇	三三三	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇

性病 性病患者は人口増加に伴ひ増加しつゝあり。最近五年間に於ける患者の數を示せば左の如し。

年次	區別	微毒			毒			軟性			合計	人口に對する罹病率
		第一期	第二期	第三期	遺傳性	計	下疳	淋症	諸症			
昭和元年		二、四〇〇	二、〇八五	二、〇八五	六〇九	七、二二九	二、〇〇五	五、八〇三	一、三八四	一、三八四	六、七	
昭和二年		二、五三	二、〇八五	一、二八二	八〇三	七、一六三	二、一九五	五、八〇三	一、六〇五	一、六〇五	六、七	

昭和三年	二、六〇	二、七〇	一、五三	八三	七、五七	二、六二	六、九〇	一、六八	六九
昭和四年	二、七〇	二、七五	一、四〇	八八	七、六〇	二、三三	七、三〇	一、七三	六九
昭和五年	二、五三	二、九一	一、〇八	八〇	六、四四	一、五三	六、四八	一、五九	五三

癩病 癩病は少数にして、昭和三年度にては内地人五名、昭和四年度四名なり。
 其他 其他の傳染性疾患者は昭和五年中麻疹二、三二七名、トラホーム九、一六〇名、流行性感胃四、七二七名となれり。

第十一節 汚物掃除

塵芥 比年人口の増加に伴ひ塵芥の處分に就きては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に撤出投棄しつゝあり。撤出は豊原、大泊、眞岡の各市街地に於ては町にて之を経営せるも泊居、落合、留多加及木斗は各汚物掃除業者ありて之を處分し、野田町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつゝあり。
 屎尿及汚泥 各町共附近農民に於て適宜撤出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に滞留し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に就ては充分の研究を要す。

第十六章 法制

樺太は他の殖民地に比し内地の法令の施行せらるゝもの遙に多しと雖も、内地と別個の法域を爲し、内地の法令は原則として樺太に施行せらるゝことなし。唯司法制度に關しては内地と其の法域を同じくし、民法、刑法、裁判所構成法、民刑兩訴訟法の如き内地の法律が樺太にも施行せらる。内地の法律は其の規定事項の性質上當然内地と共に樺太にも施行せられたりと認むべきものゝ外は、特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定むるに非ざれば樺太に施行せらるゝことなし(明治四十年法律(第二十五號參照)。而して勅令を以て法律を樺太に施行する場合に在りては、一定の事項に關し勅令を以て特別の規定を設くることを得(大正九年勅令第百二十四號參照)。樺太には尙樺太に於てのみ施行せらるべき目的を以て制定せられたる法律行はる。現在樺太に施行せらるゝ内地の法律は百六十件の多きに達せるが、其中全部施行せらるゝもの百四十八件、一部施行せらるゝもの十二件を算せり。

命令中勅令は其の規定事項の性質上當然樺太に施行せらるゝことあるも、閣令及省令は一般には樺太に其の効力を有せず。之に相當すべき事項は樺太廳令を以て之を定むることを得。即ち樺太廳長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發し、之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は料料の罰則を附することを得。

●樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件（明治四十年法律第二十五號）
法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令
ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

- 一、土人ニ關スルコト
- 二、行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三、法律上ノ期間ニ關スルコト
- 四、裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

○樺太ニ施行せらるゝ法律（全部又は一部）左の如し。

全部 施行

- 一、郵便法
- 一、郵便爲替法
- 一、郵便貯金法
- 一、鐵道船舶郵便法
- 一、電信法
- 一、法 例

一、裁判所構成法

一、裁判所構成法施行條例

一、執達吏規則

一、執達吏手數料規則

一、辯護士法

一、民 法

一、民法施行法

一、明治三十五年法律第五十號（年齢計算ニ關スル件）

一、明治三十七年法律第十七號（記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル件）

一、不動産登記法

一、利息制限法

一、明治三十二年法律第四十號（失火ノ責任ニ關スル件）

一、明治三十三年法律第十三號（軍人軍屬ノ遺言ノ確認ニ關スル件）

一、供託法

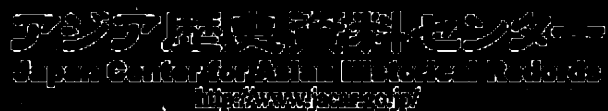
一、明治三十二年法律第五十號（外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件）

一、商 法

- 一、商法施行法
- 一、明治三十三年法律第十七號（商法中署名スヘキ場合ニ關スル件）
- 一、爆發物取締規則
- 一、明治二十二年法律第三十四號（決闘罪ニ關スル件）
- 一、明治三十八年法律第六十六號（外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル件）
- 一、民事訴訟法
- 一、民事訴訟法施行條例
- 一、民事訴訟費用法
- 一、民事訴訟用印紙法
- 一、人事訴訟手續法
- 一、商事非訟事件印紙法
- 一、非訟事件手續法
- 一、明治三十二年法律第五十三號（銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル件）
- 一、競賣法
- 一、明治三十二年法律第六十七號（外國人ノ抵當權ニ關スル件）

刑事訴訟法

- 一、逮捕罪即決例
- 一、逃亡犯罪人引渡條例
- 一、外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法
- 一、明治十四年太政官達第八十二號（司法官吏ヨリ巡查及兵員要求使用手續）
- 一、明治十四年第五十九號布告（治罪法中豫審判事勾引狀ヲ發シ勾引セシメタル被告人留置方）
- 一、明治十四年司法省達甲第五號（司法警察事務上巡查ニ於テ警部代理方）
- 一、明治十四年司法省達甲第七號（治罪法第三百十五條裁判官渡ノ贈本等ヲ求ムル者費用上納額）
- 一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法
- 一、會計法
- 一、行政執行法
- 一、治安警察法
- 一、新聞紙法
- 一、出版法
- 一、質屋取締法
- 一、陸軍々人軍屬違警罪處分例



法 制

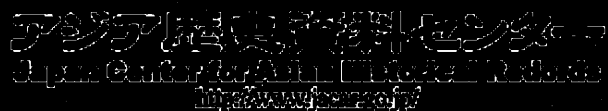
- 一、海軍々人軍屬懲罰處分例
- 一、戒 嚴 令
- 一、軍機保護法
- 一、軍用電信法
- 一、海上衝突豫防法
- 一、徵 發 令
- 一、陸地測量標條例
- 一、行旅病人及行旅死亡人取扱法
- 一、刑 法
- 一、刑法施行法
- 一、監 獄 法
- 一、陸軍刑法
- 一、陸軍刑法施行法
- 一、海軍刑法
- 一、海軍刑法施行法
- 一、行政裁判法

一、關 稅 法

- 一、關稅定率法
- 一、噸 稅 法
- 一、印紙犯罪處罰法
- 一、煙草專賣法
- 一、砂糖消費稅法
- 一、砂 礦 法
- 一、公證人法
- 一、古物商取稅法
- 一、遺失物法
- 一、水難救護法
- 一、明治三十三年法律第十五號（飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件）
- 一、織物消費稅法
- 一、漁 業 法
- 一、貨 幣 法
- 一、銀行法
- 一、通貨及證券模造取締法

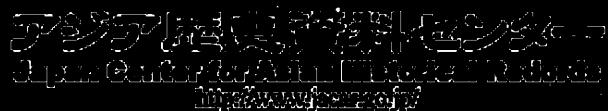
- 一、明治四十四年法律第五十八號（租稅外諸收入金整理ニ關スル件）
- 一、藥品營業並藥品取締規則
- 一、工場抵當法
- 一、明治四十五年法律第二十一號（贖虎腦脂獸獵禁止ニ關スル件）
- 一、間接國稅犯則者處分法
- 一、工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法
- 一、明治三十三年法律第五十二號（法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件）
- 一、明治三十四年法律第十號（酒精酒類其他酒精含有飲料輸出下戻金ニ關スル件）
- 一、保管金規則
- 一、明治三十九年法律第三十四號（國債ニス關スル件）
- 一、明治四十二年法律第八號（登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件）
- 一、明治四十二年法律第九號（政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件）
- 一、無線電信法
- 一、大正四年法律第十八號（法人ノ役員處罰ニ關スル件）
- 一、豫約出版法

- 一、國庫出納金端數計算法
- 一、海底電信線保護萬國聯合條約附則
- 一、印紙稅法
- 一、大正五年法律第十號（證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル件）
- 一、精神病者監護法
- 一、軍事救護法
- 一、紙幣類似證券取締法
- 一、軍需工業動員法
- 一、土地收用法
- 一、地方鐵道法
- 一、鐵道抵當法
- 一、刑事訴訟費用法
- 一、鑛業抵當法
- 一、貯蓄銀行法
- 一、擔保附社債信託法
- 一、國稅徵收法

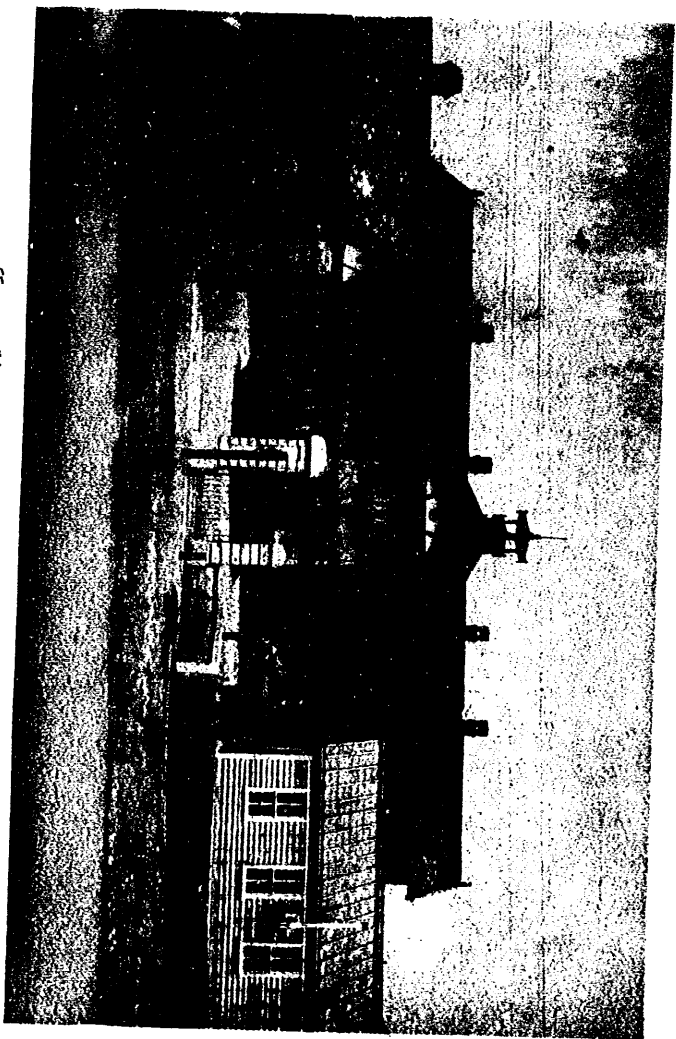


- 一、種痘法
- 一、礦業法
- 一、砂礦區稅法
- 一、商工會議所法
- 一、破産法
- 一、和議法
- 一、度量衡法
- 一、特許法
- 一、實用新案法
- 一、意匠法
- 一、商標法
- 一、辨理士法
- 一、國籍法
- 一、戶籍法
- 一、寄留法
- 一、明治三十一年法律第二十一號（外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ件）

- 一、明治三十二年法律第九十四號（國籍喪失者ノ權利ニ關スル件）
- 一、兵役法
- 一、大正十三年法律第二十四號（贅澤品等ノ輸入税ニ關スル件）
- 一、大正十三年法律第二號（海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル件）
- 一、治安維持法
- 一、大正十四年法律第五十一號（關東洲ノ生産ニ係ル物品ノ輸入税免除ニ關スル件）
- 一、大正十五年法律第六十號（暴力行爲等處罰ニ關スル件）
- 一、外國人土地法
- 一、著作權法
- 一、明治四十一年法律第十七號（陸海軍召集諸費繰替支辨ニ關スル件）
- 一、陪審法
- 一、司法代書人法
- 一、民事訴訟法中改正法律施行法
- 一、資源調査法
- 一、昭和五年法律第九號（盜犯等ノ防止及處分ニ關スル件）



- 一、訴 願 法 (第一條第一號乃至第六號ヲ除キ)
- 一、傳染病豫防法 (第二十二條、第二十四條及第二十五條ヲ除キ)
- 一、水路測量標條例 (官有地ニ關スル規定ヲ除キ)
- 一、産業租合法 (第九條第二項、第七十九條、第一百六條及第一百七條ノ規定並産業組合中央會ニ關スル規定ヲ除キ)
- 一、登録税法 (第三條、第四條、第五條、第六條ノ二第一項第三號、第八條乃至第十三條及第十六條第一項第一號、第二號ヲ除キ)
- 一、森林法 (第七十六條乃至第九十四條及第二百二條)
- 一、少年法 (保護處分ニ關スル規定ヲ除キ)
- 一、船舶法 (第一條乃至第三條、第二十二條及第二十三條)
- 一、水産會法 (帝國水産會及道府縣水産會ニ關スル規定ヲ除キ)
- 一、畜牛結核豫防法 (第七條及第八條ヲ除キ)
- 一、米穀法 (第二條)
- 一、無盡業法 (第六條、第二十四條第二號及第二十九條ヲ除キ)



所 列 畿 方 地 本 博

第十七章 司法

第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや、軍令第二二號を以て民政を布くと共に、民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなれり。

亞で同年十月占領地人民刑罰令(軍令第二十一號)、民事審判條例(軍令第二十二號)及民政署司法委員條例(軍令第二十三號)を制定し、民政署職員中民政長官の任命せる民政署司法委員に於て民事及刑事の審判(軍事裁判所の権限に)を司ることとなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三月軍政の撤廢せる、や司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至り、勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律施行せられたるを以て特殊の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。而して昭和三年十月より更に内地同様陪審法施行せられたり。

第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廢と共に同年法律第二十八號を以て、四月一日より豊原に樺太地方裁判所及區裁判

司法

所を、眞岡に區裁判所を各設置せられたるが、其の構成並司法行政の職務及監督等總て裁判所構成法に據り内地普通裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし。

地方裁判所	區裁判所	區裁判所出張所	設置年月日	位 置
樺太地方裁判所	豊原區裁判所	大泊出張所 元泊出張所 留多加出張所 敷香出張所	明治四十年四月一日 明治四十年四月一日 大正十一年十月十六日 昭和五年一月十五日	豊原郡豊原町 大泊郡大泊町 元泊郡元泊村 留多加郡留多加町
	眞岡區裁判所	泊居出張所 輪城出張所 本斗出張所	昭和五年一月十五日 大正十一年十月十六日 大正八年七月一日 明治四十年四月一日	眞岡郡眞岡町 泊居郡泊居町 輪城郡輪城村 本斗郡本斗町

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少数なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件数も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人

事漸く繁く、事件は逐年増加すると共に其の内容亦複雑となる傾向あるも人事訴訟は極めて少数なり。
刑事 人口の増加に伴ひ刑事事件亦逐年増加し詐欺、窃盜に關する犯罪最も多く、軍人服役並召集、横領、殺傷、森林法及賭博に關する犯罪之に次ぐ。詐欺、横領、殺傷、軍人服役並召集に關する犯罪の比較的多きは漁業、林業等に從事する爲内地より入り込む労働者の犯すもの其の過半を占むるに因る。
各裁判所別民事及刑事新受理件数左の如し。

新受理件数 (地方裁判所)

年次	民事				刑事				合 計
	第一審	控訴	抗告	再審	第一審	控訴	再審	抗告	
昭和元年	28	2	1	1	1	1	1	1	35
昭和二年	32	3	1	1	1	1	1	1	40
昭和三年	39	4	1	1	1	1	1	1	48
昭和四年	69	6	1	1	1	1	1	1	80
昭和五年	104	11	1	1	1	1	1	1	129
計	262	27	5	5	5	5	5	5	314

備考 左側數字は故障事件

新受理件数(區裁判所)

區別	昭和元年					昭和二年					昭和三年					昭和四年					昭和五年				
	第一	第二	第三	第四	第五	第一	第二	第三	第四	第五	第一	第二	第三	第四	第五	第一	第二	第三	第四	第五	第一	第二	第三	第四	第五
第一
第二
第三
第四
第五
計

備考 左側数字は放浪事件

犯罪検挙件数(一)

罪名	昭和元年					昭和二年					昭和三年					昭和四年					昭和五年				
	殺人	強盗	強姦	傷害	放火	殺人	強盗	強姦	傷害	放火	殺人	強盗	強姦	傷害	放火	殺人	強盗	強姦	傷害	放火	殺人	強盗	強姦	傷害	放火
殺人
強盗
強姦
傷害
放火
計

犯罪検挙件数(二)

局別	昭和元年					昭和二年					昭和三年					昭和四年					昭和五年				
	件数	人口	件数	人口	件数	人口	件数	人口	件数	人口	件数	人口	件数	人口	件数	人口	件数	人口	件数	人口	件数	人口	件数	人口	
棒太地方検事局	
司法	



豊原區検事局	一、八八六	二、四四九	三、〇四三	二、四九六	三、四四〇	三、一五三	三、四二六	三、〇〇五	二、五三三	三、五九一	二、七六六	三、一五〇
眞岡區検事局	一、二二七	一、四六四	一、一〇四	一、一五三	一、三〇〇	一、七五九	一、四四九	一、九〇三	一、三九七	一、八五〇	一、四七九	二、〇〇〇
計	三、〇一三	四、二一三	三、六三三	四、四七〇	三、八五九	五、〇七二	三、七七〇	四、九〇八	四、〇四四	五、四四一	四、〇二八	五、一五〇

登記事務 裁判所開設當時は事件僅少なりし爲、取扱官廳は豊原、眞岡兩區裁判所及豊原區裁判所大泊出張所なりし所國有土地拂下人口の増加取引關係の頻繁となるに従ひ、逐年著しく其の數を増しつゝあるを以て其の趨勢に應ずる爲泊居、元泊、鶴城、留多加、敷香、本斗の各町村の漸次登記官廳を設置せられ今日に至れり。各區裁所及出張所に於て取扱ひたる件數左の如し。

登記事件表 (昭和五年分)

種別	豊原區		大泊出		留多加出		元泊出		敷香出		眞岡區		本斗出		泊居出		鶴城出		合計
	登記	不登記	登記	不登記	登記	不登記	登記	不登記	登記	不登記	登記	不登記	登記	不登記	登記	不登記	登記	不登記	
登記	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六
不登記	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇
合計	四、四九二	四、四九六	四、四九二	四、四九六	四、四九二	四、四九六	四、四九二	四、四九六	四、四九二	四、四九六	四、四九二	四、四九六	四、四九二	四、四九六	四、四九二	四、四九六	四、四九二	四、四九六	四、四九二

商	業		其		他		確定日附
	登記	不登記	登記	不登記	登記	不登記	
登記	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六
不登記	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇	二、四九六	二、〇〇〇
合計	四、四九二	四、四九六	四、四九二	四、四九六	四、四九二	四、四九六	四、四九二

執行事務 從來事件少かりし爲め未だ執行吏を置くに至らず、區裁判所書記に於て其の事務を取扱ひ居れり。然れども近來著しく事件増加せるを以て近く執行吏を置くに至るべし。

公證人事務 事件多からざる爲め未だ公證人を置くの時機至らずして、區裁判所判事に於て其の事務を取扱ひ居れり。

辯護士 領有當時に於ては百級未開の状況にありて辯護士を得ること亦困難なる事情ありしを以て、業人の便宜を圖る爲め辯護士にあらざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來れり。是れ所謂訴訟代理業者にして從來民事訴訟に於ける一機關たり。然るに近年辯護士の登録を受くるもの漸次多きを加へ、最早訴訟代理業者を認むるの必要なきに至りたるを以て大正十三年七月限り其の業務を差止め、當時繫局中の事件に限り其の處理の爲には従前の如く業務を爲し得ることとせり。而して昭和



五年一月末日に於ける樺太地方裁判所所屬辯護士は十名となれり。
 戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は樺太廳支廳に於て掌理し來りたるが大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども當時樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上の不便は勿論島地開拓の上に及ぼす影響尠からざりしが大正十三年八月邊に國籍法、戸籍法其の他の關係法令施行せられ始めて樺太は内地と同一法の下に統一せられたり。爾來樺太に轉籍するもの相踵ぎ、大正十三年末に於て既に二、九二六戸 一六、五六七人を算し、尙逐年増加の趨勢にありて本島開發上裨益する所大なるものあり。昭和五年末現在本籍を有するもの一三、九一〇戸七〇、七五〇人にして同年中に於ける戸籍に關する届出種類及件數左の如し。

種別	件數		種別	件數	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
出生	三、二六	七、七三	推定家督相續人の廢除	一〇、八八	一
認親	一、六	一、四	家督相續人の指定	三二	一
養子	一、八	三	入籍離籍及復籍拒絶	三	一
養子離縁	一、八	一	廢家及絶家	三	一
婚姻	一、〇	一	分家及廢絶家再興	九	一
離婚	一、〇	一			
計	八、三	一〇、九			

種別	件數		種別	件數	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
離縁	一〇三	一	氏名族稱の變更及襲爵	一七	一
親權後見及保佐	五	一	就緒及轉籍	一七	一
隠居	一	一	迎完訂正其の他	三	一
死亡及失踪	一、四	一			
家督相續	一、四	一	合 計	一〇、九	一七、六
	三、五	一			

第三節 供託事務

大正十一年四月供託法施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に樺太供託局を置き、真岡に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふこととなれり。
 樺太供託局、同真岡出張所の取扱ひたる件數、金額左の如し。

供託事件表

種別	前年ヨリ繰越		和		年	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額
提供	三	一、一〇〇、〇〇〇	一〇	一、三〇〇、〇〇〇	一三	二、四〇〇、〇〇〇
証金	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	二	二〇、〇〇〇
本局	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	二	二〇、〇〇〇
同所	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	二	二〇、〇〇〇
同所	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	二	二〇、〇〇〇
計	六	一、三二〇、〇〇〇	一四	一、七四〇、〇〇〇	一八	三、〇〇〇、〇〇〇

種別	本年		前年		種別	本年		前年	
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額
同眞出所	現	1,000,000	1,000,000	1,000,000	同眞出所	現	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	計	1,000,000	1,000,000	1,000,000		計	1,000,000	1,000,000	1,000,000
太樺供託局	現	1,000,000	1,000,000	1,000,000	太樺供託局	現	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	計	1,000,000	1,000,000	1,000,000		計	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同眞出所	現	1,000,000	1,000,000	1,000,000	同眞出所	現	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	計	1,000,000	1,000,000	1,000,000		計	1,000,000	1,000,000	1,000,000
太樺供託局	現	1,000,000	1,000,000	1,000,000	太樺供託局	現	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	計	1,000,000	1,000,000	1,000,000		計	1,000,000	1,000,000	1,000,000

第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例(軍令第三十一號)を制定し、樺太守備隊憲兵隊長官管理の下に大泊に民政署拘禁所を、豊原及真岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に属する未決、既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改正の結果獨立して樺太刑務所設置せられたるが、大正十三年十二月札幌刑務所樺太支所となれり。最近に於ける收容人員左の如し。

種別	年次		種別	年次	
	前年より越員	新入		前年より越員	新入
受刑者	二九	三三	未現員	一八	二二
	二〇	二四		一七	二一
大正十二年	二〇	二四	大正十三年	一八	二二
	二〇	二四		一七	二一
大正十三年	二〇	二四	大正十四年	一八	二二
	二〇	二四		一七	二一
大正十四年	二〇	二四	昭和元年	一八	二二
	二〇	二四		一七	二一
昭和元年	二〇	二四	昭和二年	一八	二二
	二〇	二四		一七	二一
昭和二年	二〇	二四	昭和三年	一八	二二
	二〇	二四		一七	二一
昭和三年	二〇	二四	昭和四年	一八	二二
	二〇	二四		一七	二一
昭和四年	二〇	二四	昭和五年	一八	二二
	二〇	二四		一七	二一

第十八章 公共施設

第一節 水道

上水道

上水道に就ては衛生及防火上之が施設の必要を認め、樺太廳に於て之が調査研究の結果先づ應急の施設として豊原、大泊、本斗、真岡、野田、泊居及北名好の各市街地に木樋木管式の簡易水道を敷設したり。然るに大正十一年町村制施行せられた結果水道は町村の事業となれるを以て從來の簡易水道と共に水道に關する事項は全部之を町村に引継ぎたり。然れども右水道は應急的施設なるを以て各地方に於ては改修を爲し或は新規計畫を爲すもの或は又既に完成せるもの又は擴張せるもの等あり。左に其の概況を述べし。

豊原町水道 將來の發展を豫想して永久的設計を爲し、工費六拾五萬圓（内參拾萬圓は樺太廳補助）を投じて大正十二年七月起工、翌十三年十月竣功せり。

本設計は現在の人口を基礎とし過去の増加率を斟酌して將來の人口を豫想し、二十年後の人口を六萬人と假定し之に基き設計したり。

即ち導水管及配水管の如く將來擴張に巨費を要するものは人口六萬人に對する設計とし、濾過池、配水池及配水管等の如き隨時容易に擴張を施し得るものは差當り人口三萬人に對する設備に止めたり。

水源地は町の東方玉川にして、從來の簡易水道水源地の土流約十五町の地點に於て河流を堰止め、其の上流左岸に取入口を設け、淨水場は樺太神社山北麓の緩傾地に設備し、此處に濾過池及配水池を築造せり。配水管は内徑三吋乃至十六吋、鐵管一萬八千二百六十四間を網狀形に敷設し、制水弁大小七十九個を備して局部の斷水に便し、専用給水を受くる能はざる者の爲めに供用栓百個を設置すると共に十字街の要所には地上式消火栓百三十一個を配置せり。

其後人口の増加に伴ひ街區膨脹したる爲、配水管の擴張に迫られ、延長三千六百九十六間、制水弁六個、地上式消火栓二十七個、其の工費十萬圓（内二萬五千圓は樺太廳補助）を投じて昭和四年十月起工、翌五年三月竣功せり。

次で同年七月工費十五萬餘圓（内五萬五千圓は樺太廳補助）を投じ、防凍工事に着手し配水管埋設深度を二米以上とせり。他方給水量の増加の爲工費四萬八千餘圓（内一萬五千圓は樺太廳補助）を投じ同七月着工して現取入口より下流約二百間の地に豫備取入口を設け、それより十五馬力唧筒にて濾過地に送水し街區の膨脹せる地に配水管を敷設せんとす。其の延長三百九十一間六分、地上式消火栓三個、阻水弁四個とす。

大泊町水道 大正十四年工費百六十二萬千餘圓（内六十一萬圓は樺太廳補助）を以て上水道敷設工事を計



畫し、昭和二年六月着手昭和四年十二月通水す。

導水管は五萬人に對し充分なる管徑を保たしむるも、濾過池其の他の設置は三萬三千人に對するものと
し將來必要に應じ擴張することとせり。水源地は大泊町宇古牧露助澤地内大泊川支流中本流との分岐點約
五百間の地點にして長さ八十間二五、最高五十二尺五寸の土堰堤を以て水流を締切り有効水量約百十八萬
噸の貯水池を設く。貯水池より内徑十四吋、延長三千六百五十間の鐵管を大泊川に沿ひて布設し、大泊木
町高地火藥庫所在地の淨水池に達せしむ。

淨水池には長さ百四尺五寸、巾六十二尺七寸、深さ十尺の濾過池三箇を設置し、濾過したる後馬力八十
八「セ」重油機關二臺、直結タービン唧筒二臺に依り淨水を海拔二百三十尺なる方六十尺深さ十五尺の大
さを有する配水池に揚水す。配水池より徑十四吋鐵管を布設し人口の密度に應じ之を八吋乃至十二吋の本
管となし、更に二吋乃至六吋の支管を分派して全町に配水す。

現在專用栓五百二十二、供用栓七十、地上式消火栓百八十を配置す。

泊居町水道 簡易水道の木道を鐵管及混凝土に改むると共に將來の人口増加を豫想し、工費拾萬貳千餘
圓（内六萬圓は樺太廳補助）を投じ大正十一年五月起工、大正十三年八月竣功せり。水源地は泊居川の支
流川口より約二千間の箇所通稱二十間澤にして夏季萬一の湧水を慮り、鐵筋混土を以て現河底以上二十呎
四吋高の堰堤を築造して貯水池となせり。其の後水量不足及街區の膨脹等の爲、工費九萬千餘圓（内參
萬五千圓は樺太廳補助）を投じ、丸山澤に貯水池を設置して給水量の増加を計り、又配水管は約千三十間

を敷設せんとし、昭和四年九月着工、昭和五年十一月竣功せり。

本斗町水道 從來の簡易水道を改修し木樋水管を鐵管に替へ、工費貳萬參千九百貳圓（内六千圓は樺太
廳補助）を以て大正十四年六月起工同七月竣功せり。其の後戸口増加に伴ひ水量不足の状態となりたるを
以て工費壹萬參千餘圓（内五千圓は樺太廳補助）を投じ、水源地の擴張、鐵管の敷設換、消火栓の増設、
共用給水栓の新設等を爲し、昭和三年七月竣功せり。

名好村水道 從來の木樋簡易水道を改むると共に戸數激増したるに伴ひ、工費六萬餘圓（内二萬五千圓
は樺太廳補助）を投じ昭和四年七月起工し同十一月竣功せり。

水源地は名好村の南方約五百間の溪流を堰止め函樋を以て「コンクリート」丸形水槽より更に鐵管を以て
貯水池に引水す。

導水鐵管は内徑八吋にして分岐點より四吋乃至六吋鐵管を以て配水す。

現在共用栓は十九、消火栓は十三を算す。

其の他 眞岡町は四拾貳萬餘圓の豫定を以て目下永久的工事計畫中にして、其の他の町村に於ても夫々
改修の計畫を爲し居れり。

下 水 道

大泊町下水道 一時的木造下水道の築造せる箇所ありしも、下水道完全ならざる爲、雨天融雪に際し
ては泥濘甚しく交通保健衛生上捨て置き難く、工費十九萬六千圓（内八萬圓は樺太廳補助）を以て、本町

年來の懸案たる下水道築造工事を（道路改修工事と共に）計畫し、昭和三年十二月着工せり。工事竣工の時は舊態一新本町の經濟文化に資する所大なるべし。
本工事は延長三千五百十七間、人孔二十個所とす。

第二節 電氣事業

本島に於ける電氣事業は明治四十三年十一月樺太電氣合資會社が、陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受けて豊原市街一圓に電燈の供給を爲せるを嚆矢とす。次で大泊、真岡等にも該事業の經營を見たるも斯業運々として振はざりき。然るに大正三年大泊にバルブ工場創設せられて以來各地に大バルブ工場建設せられ工場の動力及燈用として自家用の電氣施設勃興し、其の發電餘力を以て電氣事業の兼營を爲す者、或は該工場より受電して供給事業を經營するもの等續出し、供給區域として開業せるもの全島四十町村中三十町村に及び最近は逐次事業の整理合同せられむとする傾向あり。其の概況左の如し。

電氣事業一覽（昭和四年度末現在）

種別	供給事業	自家用	計	前年度比較増減 (△印減)
事業者数	1	1	2	△
未開業	1	1	2	△
開業	0	0	0	△

電氣設備	固定資本	本金	外に受電	電燈	電力	電線	電柱	電線	電柱
發電	5,000,000	1,000,000	同上	4,000,000	同上	同上	同上	同上	同上
電力	1,000,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
電燈	2,000,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
電線	1,000,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
電柱	1,000,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

主要市街地需要狀況

市街種別	事業者	需要戸数	区域人口概数	十燭光換算電燈数	均一戸當平均燭光数	均一人當平均燭光数	電燈料金(十燭光)
豊原	樺太電氣株式會社	4,640	25,967	7,048	1.5	1.4	10.0

公共施設



事業者	種別	事業開始年月	目的	供給区域	原動力及電燈装置 キロワット	電力装置 キロワット	電線延長 キロメートル	電線延長 キロメートル	資本金 円
大泊	同	大泊營業所	同	大泊村	受一、〇〇〇	四八六	一〇六	六	二四七
眞岡	同	眞岡營業所	同	外三村	受一、〇〇〇	一三六	一三六	六	三〇〇
留多加	同	留多加營業所	同	内三村	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
木斗	同	木斗營業所	同	内三村	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
落合	同	落合電燈株式會社	同	落合町	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
泊居	同	泊居電燈株式會社	同	泊居町	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
惠須	同	惠須電燈株式會社	同	惠須町	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
野田	同	野田電燈株式會社	同	野田町	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
知取	同	知取電燈株式會社	同	知取町	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三

公共施設

三一四

備考 電燈数には屋外燈を含む。電燈料金は昭和四年度末現在のものなり。

經營者別事業概況 (供給事業)

事業者	種別	事業開始年月	目的	供給区域	原動力及電燈装置 キロワット	電力装置 キロワット	電線延長 キロメートル	電線延長 キロメートル	資本金 円
大泊電氣株式會社	同	大泊營業所	同	大泊村	受一、〇〇〇	四八六	一〇六	六	二四七
眞岡電氣株式會社	同	眞岡營業所	同	外三村	受一、〇〇〇	一三六	一三六	六	三〇〇
留多加電氣株式會社	同	留多加營業所	同	内三村	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
木斗電氣株式會社	同	木斗營業所	同	内三村	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
落合電氣株式會社	同	落合電燈株式會社	同	落合町	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
泊居電氣株式會社	同	泊居電燈株式會社	同	泊居町	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
惠須電氣株式會社	同	惠須電燈株式會社	同	惠須町	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
野田電氣株式會社	同	野田電燈株式會社	同	野田町	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三
知取電氣株式會社	同	知取電燈株式會社	同	知取町	受一、〇〇〇	一〇四	一〇四	七	三三三

公共施設

三一五

第十九章 土 人

第一節 總 覽

我が樺太に在住する土人とはアイヌ、ニクアン(ギリヤーク)、オロツコ、キーリン、サンダー及ヤクートの六種族を指稱せるものなり。彼等は従順にして文化極めて低く、到底社會の競争場裡に互立し得ざるを以て、農業、漁業其他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奨励して自活恩恵を養ひ、子弟に教育を授くるの外彼等の風習を毀げざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。

第二節 種族及戸口

アイヌ族 往昔は廣く樺太全島に互り居住せしとの説あり。領有當時に於ては東西海岸及中央内淵川の沿岸各地に散在し居たるが、保護上集團せしむる必要を認め大正十年より同十二年に至る三箇年間に於て

土 人

土人

本斗	眞岡	泊居	元泊	敷香	計
三	一〇	六	九	三	三〇
一	二〇	二	二	一	二六
一	三〇	三	一	一	三六
一	四〇	四	一	一	四六
一	五〇	五	一	一	五六
一	六〇	六	一	一	六六
一	七〇	七	一	一	七六
一	八〇	八	一	一	八六
一	九〇	九	一	一	九六
一	一〇〇	一〇	一	一	一〇六
一	一一〇	一一	一	一	一二六
一	一二〇	一二	一	一	一三六
一	一三〇	一三	一	一	一四六
一	一四〇	一四	一	一	一五六
一	一五〇	一五	一	一	一六六
一	一六〇	一六	一	一	一七六
一	一七〇	一七	一	一	一八六
一	一八〇	一八	一	一	一九六
一	一九〇	一九	一	一	二〇六
一	二〇〇	二〇	一	一	二一六
一	二一〇	二一	一	一	二二六
一	二二〇	二二	一	一	二三六
一	二三〇	二三	一	一	二四六
一	二四〇	二四	一	一	二五六
一	二五〇	二五	一	一	二六六
一	二六〇	二六	一	一	二七六
一	二七〇	二七	一	一	二八六
一	二八〇	二八	一	一	二九六
一	二九〇	二九	一	一	三〇六
一	三〇〇	三〇	一	一	三一六
一	三一〇	三一	一	一	三二六
一	三二〇	三二	一	一	三三六
一	三三〇	三三	一	一	三四六
一	三四〇	三四	一	一	三五六
一	三五〇	三五	一	一	三六六
一	三六〇	三六	一	一	三七六
一	三八〇	三八	一	一	三九六
一	四〇〇	四〇	一	一	四一六
一	四二〇	四二	一	一	四三六
一	四四〇	四四	一	一	四五六
一	四六〇	四六	一	一	四七六
一	四八〇	四八	一	一	四九六
一	五〇〇	五〇	一	一	五一六
一	五二〇	五二	一	一	五三六
一	五四〇	五四	一	一	五五六
一	五七〇	五七	一	一	五七六
一	五九〇	五九	一	一	五八六
一	六〇〇	六〇	一	一	五九六
一	六二〇	六二	一	一	六一六
一	六四〇	六四	一	一	六三六
一	六六〇	六六	一	一	六五六
一	六八〇	六八	一	一	六七六
一	七〇〇	七〇	一	一	六八六
一	七二〇	七二	一	一	六九六
一	七四〇	七四	一	一	七〇六
一	七六〇	七六	一	一	七一六
一	七八〇	七八	一	一	七二六
一	八〇〇	八〇	一	一	七三六
一	八二〇	八二	一	一	七四六
一	八四〇	八四	一	一	七五六
一	八六〇	八六	一	一	七六六
一	八八〇	八八	一	一	七七六
一	九〇〇	九〇	一	一	七八六
一	九二〇	九二	一	一	七九六
一	九四〇	九四	一	一	八〇六
一	九六〇	九六	一	一	八一六
一	九八〇	九八	一	一	八二六
一	一〇〇〇	一〇〇	一	一	八三六

第三節 風俗習慣 (主としてアイヌ族につき)

第一款 概 説

夏期は河海に於て漁撈に従事し冬期は狩獵又は労働によりて生活の資料を得つゝありしも、半農半漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を習得し、馬鈴薯、菜根の類を栽培して其の成績見るべきものあり。一面拓殖の進展に伴ひ各種事業の勃興し、勞力の需要増加し來れるを以て、之等労働に従事し漸次獨立自營の域に進みつゝあり。従つて生活状態も不知不識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども一般に虚榮に驅られ、金錢を得れば之を酒食に徒費し然らざれば不用の物品を購入する等更に貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遇はんか直に窮境に陥るを常

とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却つて依頼の念を助長する憾みあり。

第二款 衣 食 住

衣服 多く草木の皮を以て製したるアツシを用ゆ。アツシはオヒョウ(木の名)又はエラ草(一名カイ草)の皮を剥ぎて水に濡し、冬期越年中に糸に製して之を織る。禮服には其の優良品を用ひ、襟、袖、背等に刺繡を施し、之を製作するに三年の日子を費すと云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱒及イトウ(魚の名)の皮にて製し、鳥毛にて裝飾せり。其の他犬の皮を以て外套、股引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を著用し、女子は内地人に倣ひ帯、羽織等を用ゆ。之れ價格低廉にして且つ欲する儘に求め得らるゝを以てなり。

裝飾 身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人は一般に上唇に黥をなす。其の他練玉又は青銅貨等を紐に通して頸より胸に懸け、或は眞鍮の輪若くは穴明鏡を紐に通して帯の如く腰に締むるものあり。頭飾として男子は十二歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるが今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色糸を以て刺繡をなし種々の玉を付けて冠となし、頭髮の亂れを防ぐ爲なりと云ふ。

土人



飲食物 主食物は魚類にして其の主なるは鱈及鱒なり。何れも收穫期に之を剥き乾燥して貯蔵し冬期の食料とす。夏期には生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を鍋に入れて煮沸し脂肪の滲出するを掬取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに容れ貯蔵して随時使用するものなり。其の他アママス、鱈、カジカ、ウグイ及貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キト、トマ、コザク及款冬等を生又は乾燥貯蔵して用ふ。極めて酒を好み、煙草も亦男女共に之を嗜む。家屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地は避け最も清淨の地を選ぶ。之を建つるに大小廣狭の別あれども一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建て粗雑なる丸太を積上げ、屋根及周囲は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし、木根、藤蔓等にて緊縛するのみ。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出兼採光のため二、三尺角の天窓を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設けて寢臺に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯蔵する爲めに倉庫を建つるも、便所は之を設くることなし。

第三款 社會及家族關係

社會關係 各部落に酋長あり部落民を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總て自ら之を裁斷して異議を挟むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の支配權者なり。部落相互間の關係は極めて親密にして其の情義の濃かなるは到底内地人の比にあらず。慶弔共に禮節を

以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を別つる美風尙存す。

家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相續するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を讓る(一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し、二男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相續者を長男と定むる掟なしと)。

結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを俟ちて結婚を行ふ所謂許婚なりしも、現今にては雙方の各意に依り他より何等干渉することなく、而して別に儀式を行ふことなく當事者の同居を以て結婚したるものと見做すを普通とす。離婚は頗る簡單にして其の數又多し。即ち雙方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無断にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、三年後に於て命名す。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば斂葬の具を備へ親族故舊相集り慟哭數日に及び、生前の所持品及寶物等は棺に入れて埋葬し、墓標を建つるものもあるも多くは之を用ひず、埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目にして爐の灰を新にし、變死者の場合は其の家を焼き又は壊ち、疫病に死亡せる場合は其の家を捨てゝ省みず。

第四款 經濟及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通ぜり。即ちギリヤーク族は馱香方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりママイ山道を経て湖内に來り、玉、金具等を提供し、アイヌ族は貂、獺、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峡を渡りて刀、罾、陣羽織、酒器等と交換したるものあるが如し。

貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徴せず、且つ數の觀念に乏しきを以て之に關しては木片に印を付け又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり。期間は長きは一年又は二年にして其の時期は鯨時、鱒時、又は鮭時等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返済を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追求せず、萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

犯罪は凡て酋長が之を審問し處罰するものにして、多くは財産刑なるも稀には體刑をも行へり。財産刑は被告人所有の寶物又は家畜等を沒收して之を相手方に給付するを普通とし、體刑は笞杖、指切、死刑等にして是が執行は被告の最も近親のものをして行はしめたり。

第五款 娛樂及祭禮

アイヌ族の娛樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戲等あり。聲樂としてはユーカラ（酒宴の席などにて歌

ふ男女の痴情を語るもの）、ハウケ（祭文の如きもの）、ヤエガタカラ（都々逸の如きもの）、オイナ（昔噺）、トイタ（伽噺）等あり。

樂器には左の二種及團扇形の太鼓あり、麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者が之を使用す。

トンコリ（三味線に酷似し五弦なり）

ムツキナ（竹を以て作り、口に銜て吹く）

舞踊は我が盆踊の如く八人づゝ一團となりて環狀を爲し、中腰と爲りて一足飛びつゝ手を拍ち、リリーリリーと叫びながら踊り廻る。多くは熊祭の時に爲す。

遊戲には綱曳、角力、縄飛び、棒飛及輪投等あり。

祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を捧げて豊漁を祈る。最も嚴肅壯嚴に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別なく聚り、盛裝して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこと數日に亙り、青年男女の情事は多く此際に行はる。

第四節 文 化

第一款 教 育

土人の教育に關しては教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓發、生活の改善其の他の指導



誘掖に努めつゝあり。

教育所は明治四十二年初めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容するの外、尙地理的其の他の關係上一部は公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備充分ならざりしを以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所を五箇所と爲し、昭和五年九月更に敷香教育所を増設し爾來其の内容の充實を圖り教科目も小學校と同一にして、現在々學兒童二百三十餘名、公立小學校に委託教授中のもの四箇所、四十餘名にして、年々十數名乃至三十名の卒業者を出しつゝあり。其の成績を見るに書方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比し遜色なきも算術、綴方等は劣れり。卒業者の成績は概して良好にして普通々信文其の他家庭の用務を辨ずるは勿論、既に官公署の雇員又は代用教員等に奉職せるものあり。現在の教育所を擧ぐれば左の如し。

(昭和五年七月末調)

教育所	學級數	教員配置數	兒童數	所在地
白濱教育所	二	二	六三	榮濱郡榮濱村大字相濱
落帆教育所	二	二	一九	富内郡富内村大字落帆
多蘭泊教育所	二	二	八四	眞岡郡廣地村大字大磯泊
智來教育所	二	二	二六	泊居郡名寄村大字智來
新間教育所	二	二	一七	敷香郡泊岸村大字新間
敷香教育所	二	二	二三	同郡敷香町大字敷香

社會教育に關しては各部落に青年團、婦人會等設け、主として教育所教員之が指導に當り、尙夜學會を開き或は講話をなす等其の誘導啓蒙に努め居れり。

第二款 衛生

土人は一般に衛生思想に乏しく、其の衣食住の非衛生的なることは疾病を多からしめ、其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の脆弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祈禱卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し、愈々重態となるに及び始めて醫藥を求め而して病苦少しく減するか若は短期に特効を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染病性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾の點尠からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を囑託して診察せしめ、各種藥品、器具等を配備して傳染病の豫防に備へ、時々衛生に關する講話を催し又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計れり。

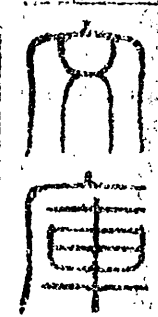
第五節 産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天産物によりて衣食したるを以て、一定の産業に従事して將來の策を樹てんとするの念なく複雑を厭ふ風あり。従つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を

授け漁船漁具を貸付して漁業を爲さしめんとするも唯舊慣を墨守するのみにして更に改良發達を圖らんとせず。農業に就ても土地を貸付し農具並に種子を給與して之が獎勵を爲すも、勤勞を厭ひて播種後の耕除草をなさざるのみならず、甚しきは給與の種子を供し、唯僅に自己の食料を得て満足し居れり。商業の如きも計數の觀念乏しく經濟思想なきを以て之を營むもの極めて稀なり。然れども不斷の指導啓發と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の刺戟とは漸次覺醒を促しつゝあるものゝ如し。

第六節 救 恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を斟酌して遺憾なきを期し居れり。即ち漫然金品を與へて依頼心を助長せしむる弊を避け、老幼を恤み、不具廢疾を憐れ、鰥寡孤獨をしひ、六歳以下六十歳以上ものにして自活し得ざるものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なきものに醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容治療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救濟に關し遺憾なきを期しつゝあり。

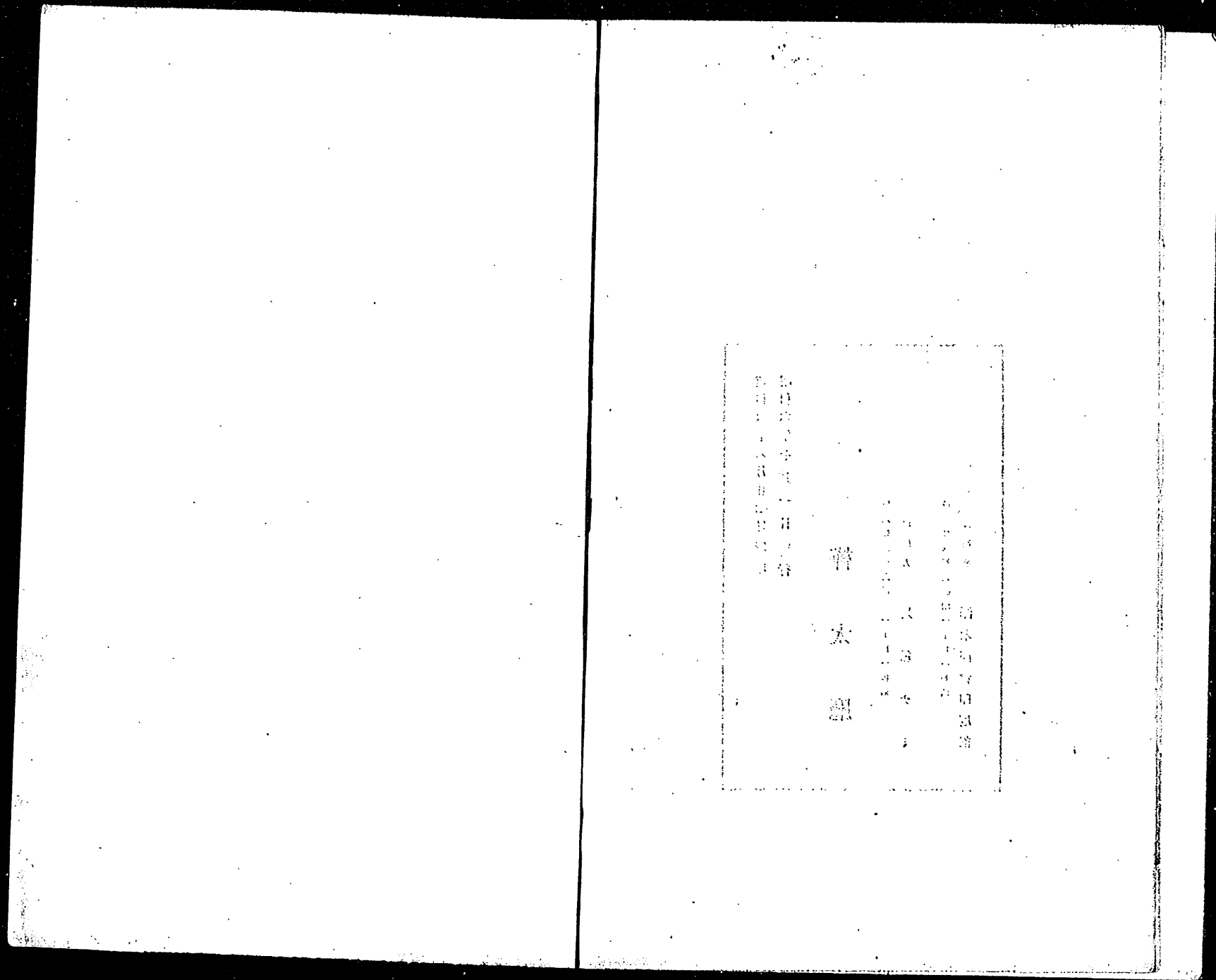


樺太要覽終

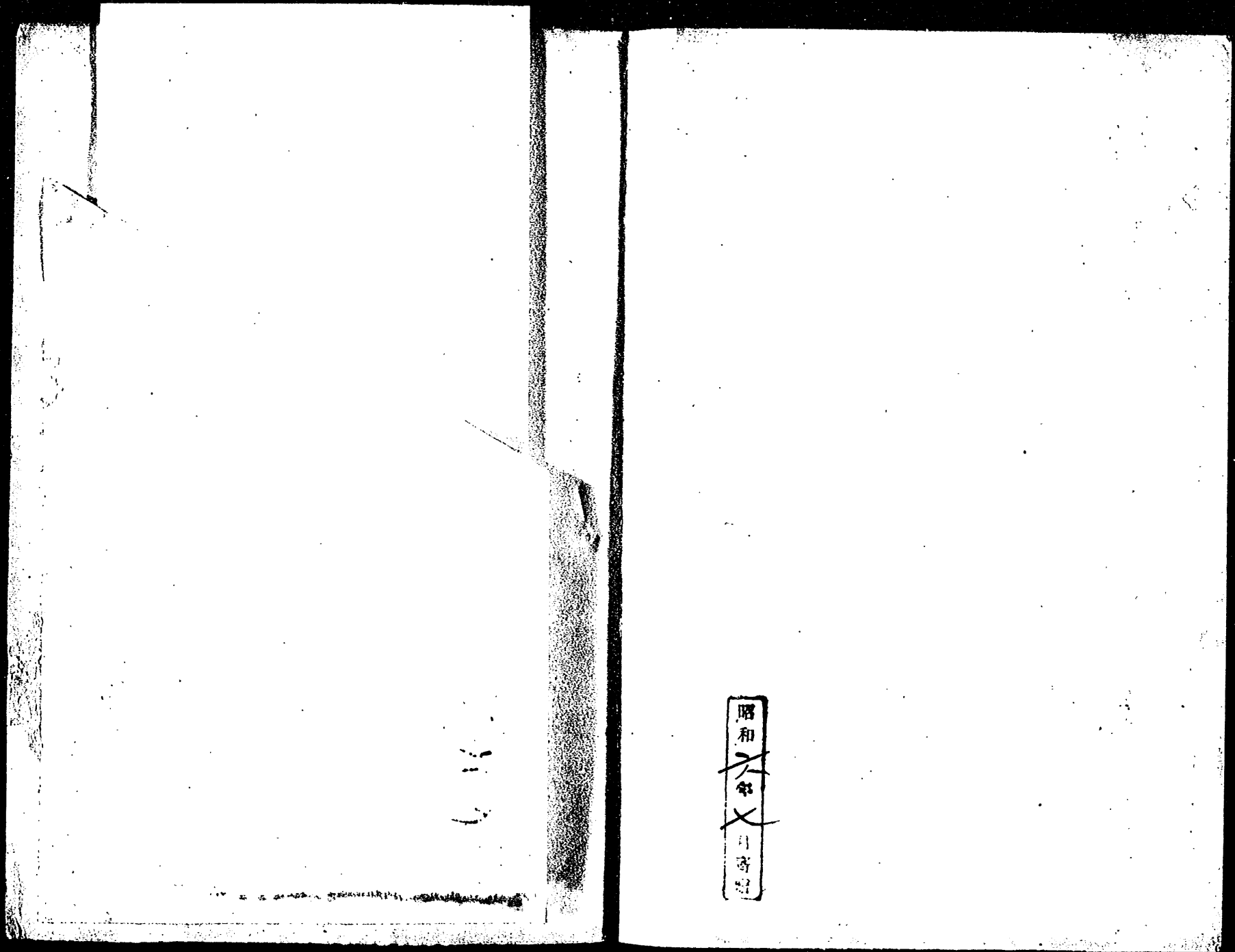
昭和六年六月廿七日印刷
昭和六年七月一日發行

樺太廳

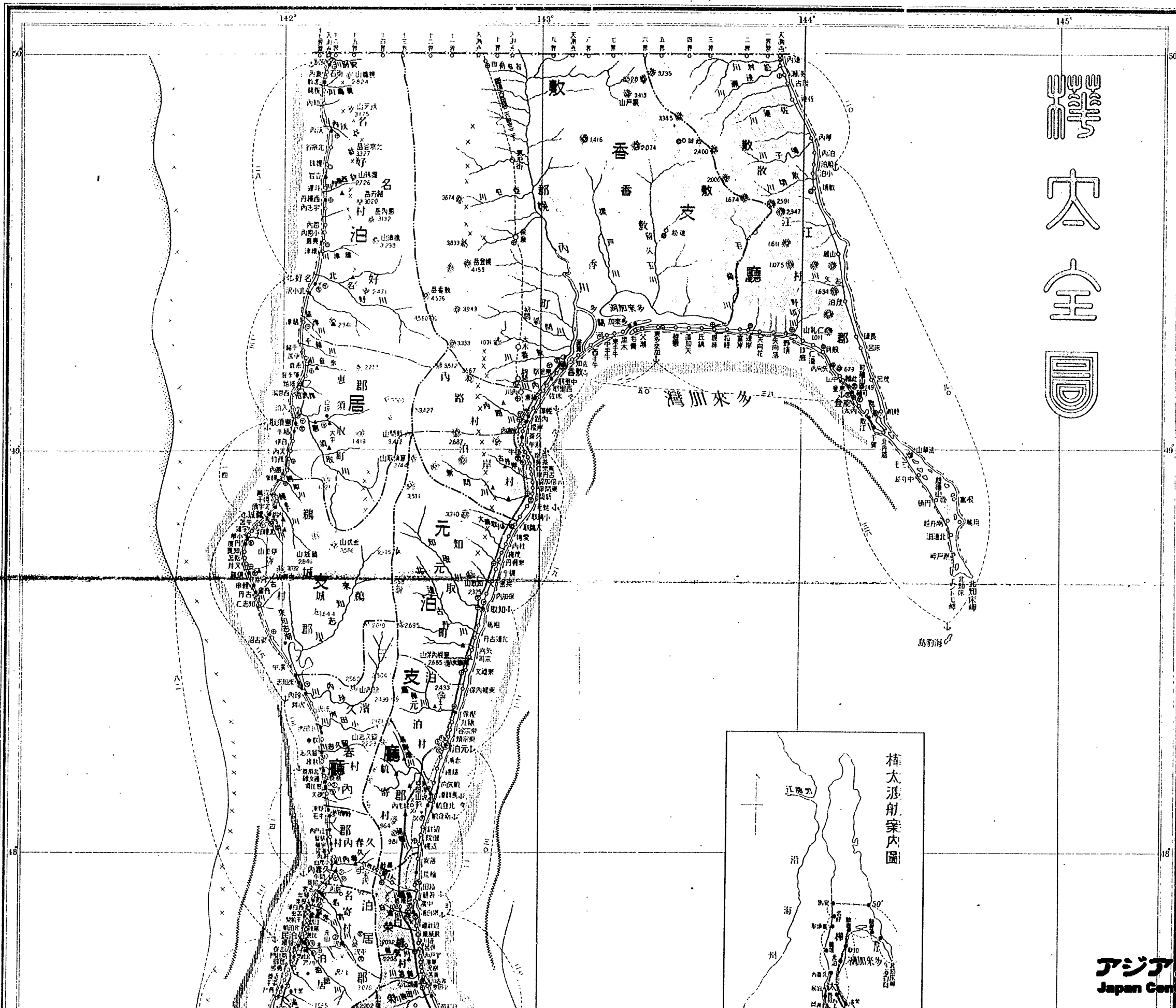
樺太廳 樺太廳大連南一丁目一番地
印刷人 岩 船 ナ
樺太廳 樺太廳大連南一丁目一番地
印刷所 澤木商會印刷部



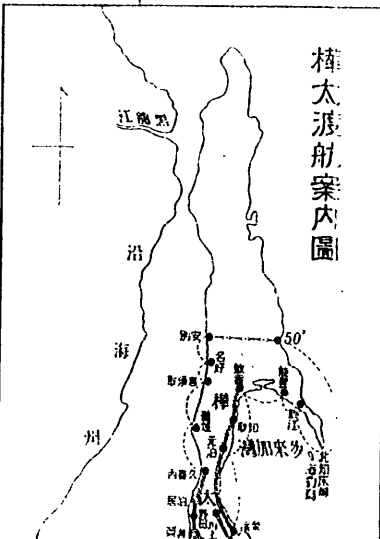
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
...
...
...
...
...
...
...
...
...



昭和
~~六年~~
日寄



相模川



封筒在中物

